

第4次障がい者福祉計画

(計画期間:令和6年度～令和11年度)

令和6年3月

岩手町

目次

第1章 総論.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格と位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	4
(1) 岩手町障がい者福祉計画等策定委員会.....	4
(2) 岩手町障がい者福祉計画等策定に係る懇談会.....	4
(3) 行政内部の連携体制.....	4
(4) アンケート調査.....	4
第2章 障がい者を取り巻く現状.....	5
1 岩手町の概況.....	5
(1) 本町の人口の推移.....	5
(2) 世帯の推移.....	7
2 障がい者数.....	8
(1) 障がい者数の推移.....	8
(2) 身体障がい者数.....	9
(3) 知的障がい者数.....	10
(4) 精神障がい者数.....	10
(5) 難病患者の状況.....	11
第3章 障がい者福祉計画.....	13
1 基本理念.....	13
2 施策の体系.....	14
3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待防止.....	15
(1) 権利擁護の推進と虐待防止.....	15
(2) 障がいを理由とする差別の解消.....	18
(3) 障がい・障がい者への理解促進.....	22
4 安全・安心な生活環境の整備.....	27
(1) 障がい者に配慮した総合的な福祉のまちづくり.....	27
(2) 住宅の確保・生活環境の整備充実.....	30
(3) 移動がしやすい環境の整備等.....	31
5 防災、防犯等の推進.....	35
(1) 防災対策.....	35
(2) 防犯対策、消費者トラブルの防止.....	39
6 保健・医療の推進.....	40
(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療.....	40

(2) 医療リハビリテーションの充実.....	43
(3) 精神保健福祉施策の推進.....	45
(4) 難病に関する施策の推進.....	46
7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進.....	47
(1) 意思決定支援及び相談支援体制の充実.....	47
(2) 障がい福祉サービス等の充実.....	51
(3) 保健・医療・福祉の人材育成.....	56
(4) 情報提供の充実.....	57
8 教育の振興.....	60
(1) インクルーシブ教育システムの推進.....	60
(2) 教育環境の整備.....	64
9 雇用・就業、経済的自立の支援.....	65
(1) 総合的な就労支援.....	65
(2) 障がい者雇用の促進.....	68
(3) 経済的自立の支援.....	71
10 社会参加の推進.....	72
(1) 文化芸術活動・スポーツ等の振興.....	72
(2) ボランティア活動の促進.....	75
第4章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画.....	79
1 基本理念.....	79
(1) 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援.....	79
(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等.....	79
(3) 障がい者の課題に対応したサービス提供体制の整備.....	79
(4) 地域共生社会の実現に向けた取組.....	80
(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援.....	80
(6) 障がい福祉人材の確保・定着.....	80
(7) 障がい者の社会参加を支える取組定着.....	80
2 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方.....	81
(1) 相談支援体制の充実・強化.....	81
(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保.....	81
(3) 発達障がい者等に対する支援.....	81
3 障がい児支援の提供体制に関する基本的な考え方.....	82
(1) 地域支援体制の構築.....	82
(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援.....	82
(3) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進.....	83
(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備.....	83
(5) 障がい児相談支援の提供体制の確保.....	84

4	福祉施設入所者の地域生活への移行の促進.....	85
5	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	86
6	地域生活支援の充実.....	87
7	福祉施設から一般就労への移行等.....	89
8	障がい児支援の提供体制の整備等.....	91
9	相談支援体制の充実・強化等.....	92
10	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	93
11	指定障がい福祉サービス等の見込量.....	94
	(1) 自立支援給付.....	94
	(2) 障がい児通所支援等.....	102
	(3) 発達障がい者に対する支援.....	106
	(4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	107
	(5) 自立支援医療及び補装具.....	108
	(6) 地域生活支援事業.....	109
12	その他の障がい福祉サービス等.....	115
	(1) 在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業.....	115
	(2) 在宅重度障害者家族介護慰労手当支給事業.....	115
	(3) 難聴児補聴器購入助成事業.....	115
	(4) 福祉タクシー事業.....	115
	(5) 岩手町障がい福祉ガイドブックの交付.....	115
第5章	計画の推進.....	117
1	関係機関及び地域との連携.....	117
2	人材育成・確保.....	117
3	計画の点検評価.....	118
資料	119
1	岩手町障がい者福祉計画等策定委員会設置要綱.....	119
2	岩手町障がい者福祉計画等策定委員名簿.....	120
3	第4次岩手町障がい者福祉計画策定の経過.....	121
4	障がい福祉サービス事業所等.....	122
5	障害者総合支援法の対象疾病一覧.....	125

第1章

総論

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

障がい者を支援する方向性は年々変わってきており、平成17年4月に医療・保健・福祉・教育・就労などにおける発達障がい者の社会的な支援体制の確立を目指すための「発達障害者支援法」の施行、平成18年度から福祉サービスの提供主体を市町村とし、共通の障がい者福祉サービスを提供することや一般就労への移行を目的とする事業の創設などを目的とした「障害者自立支援法」が施行されました。さらに平成25年には、基本理念を「地域社会における共生の実現」として「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行されるなど、障がい者施策は自立支援、社会参加を促進する方向へ大きく変化しました。

また、平成23年8月に「障害者基本法」の改正があり、共生社会の実現を目指すとともに、障がい者の定義の見直しや、差別の禁止などが規定されました。平成24年には、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行。同年、差別の解消を推進し、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立し、平成28年4月から施行されました。

令和4年5月には、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定され、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とした施策が展開されています。国では、同法の規定の趣旨を踏まえた令和5年度を初年度とする「障害者基本計画(第5次)」を新たに策定しています。加えて、令和5年4月には、直近の障がい保健福祉施策の動向等を踏まえ、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部改正が行われました。

本町は、平成27年に「第3次岩手町障がい者福祉計画」を策定し、「すべての町民が安心して暮らせる共生社会のまちづくり」を目指して各種障がい者施策を推進してきました。また、令和3年に「第6期岩手町障がい福祉計画及び第2期岩手町障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスの充実に取り組んできました。

今回、これらの計画期間が終了することから、本町の障がい者等を取り巻く現状と課題を踏まえ、今後の障がい者施策の方向性を定めるための新たな計画として、「第4次岩手町障がい者福祉計画」と「第7期岩手町障がい福祉計画及び第3期岩手町障がい児福祉計画」を一体的な計画として策定することとしました。

2

計画の性格と位置づけ

障がい者福祉計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として、今後の本町における障がい者施策を推進するための指針となるものです。

また、障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」として、令和 8 年度までの目標及び障がい福祉サービス等の見込量について示した「実施計画」として位置づけられるものです。

障がい児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、令和 8 年度までの、障がい児通所支援及び障がい児相談支援等の提供体制の確保、円滑な実施に関する計画を定めるものです。

これらの計画については、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の法制度並びに国の「障害者基本計画」や県の障がい者計画である「岩手県障がい者プラン」との整合性に留意し、また、町の上位計画である「岩手町総合計画」をはじめ、「岩手町子ども・子育て支援事業計画」、「第 3 次すこやかライフプラン 21（岩手町健康増進計画）」、「岩手町地域福祉計画」、「岩手町高齢者福祉計画」などの関連する計画との整合を図りながら策定しています。

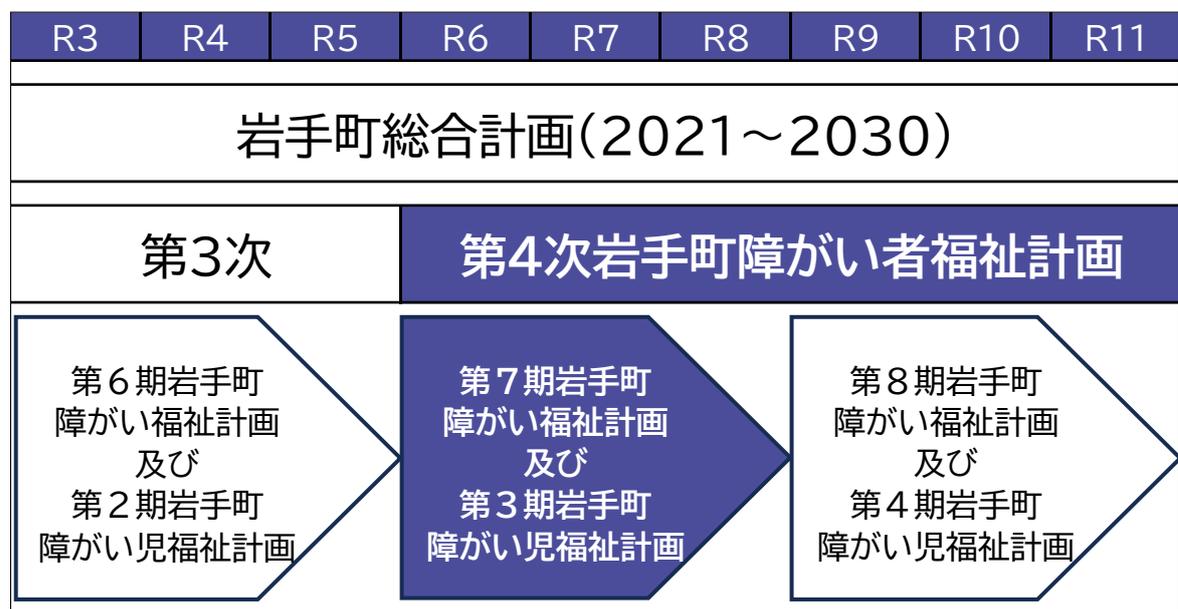
3 計画の期間

障がい者福祉計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間としています。

また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間としています。

ただし、計画期間中であっても、計画の実施状況や社会情勢の変化などの住民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

◎計画期間



(1)岩手町障がい者福祉計画等策定委員会

この計画の策定に当たっては、関係団体の代表者及び有識者等の代表者による「岩手町障がい者福祉計画等策定委員会」を設置し、審議・検討を行いました。

(2)岩手町障がい者福祉計画等策定に係る懇談会

障がいのある方やその家族、関係事業所等による「岩手町障がい者福祉計画等策定に係る懇談会」を開催し、意見、提言等を伺っています。

(3)行政内部の連携体制

本計画の策定は、障がい者福祉に係わる健康福祉課を主管課とし、庁内関係課の各担当部門と連携を図り、検討・調整を行いました。

(4)アンケート調査

本計画の策定は、障がい者を中心に住民の意見等が十分に反映されることが望まれることから、計画づくりの初期段階において、障がい者の現状や意向などを把握するためのアンケート調査を行い、広く意見等を聴取し、計画づくりに反映させています。

■アンケート調査の概要

調査対象	配布数	①回収数 【回収率】	無効回答	②有効回答 【有効回答率】
①障がい者	738件	308件 【41.7%】	2件	306件 【41.5%】
②一般住民	700件	201件 【28.7%】	0件	201件 【28.7%】

※①障がい者(障がい者手帳所持者)【身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳】

※無効回答については、白紙またはそれに準ずるもの。

第2章

障がい者を取り巻く現状

第2章 障がい者を取り巻く現状

1 岩手町の概況

(1)本町の人口の推移

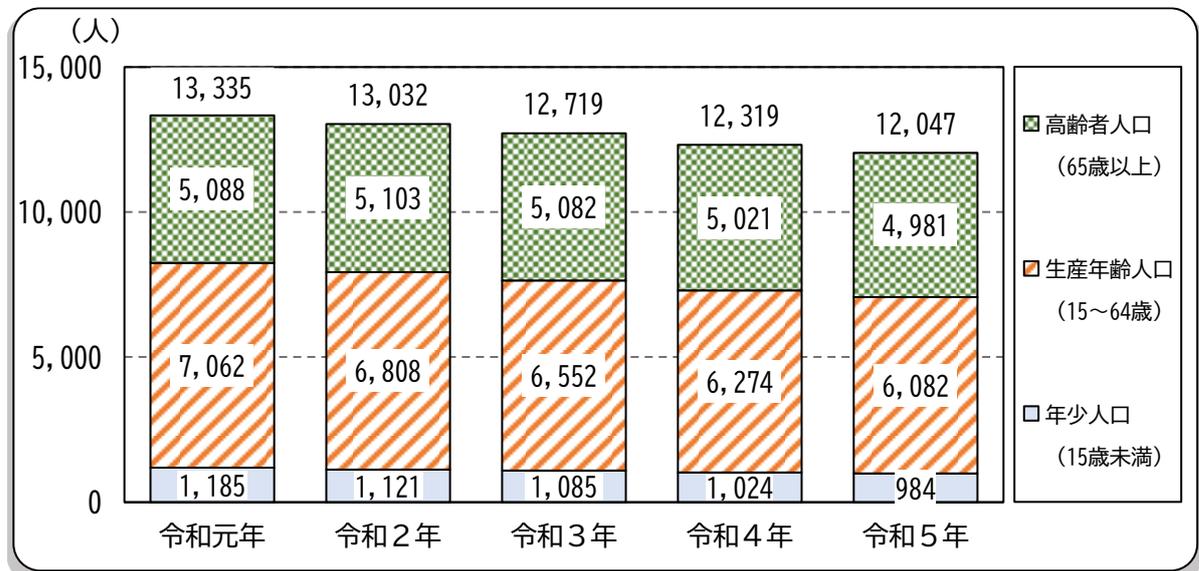
本町の人口は、減少傾向で推移し、令和5年3月31日現在の総人口は12,047人で、令和元年に比べ1,288人減少しています。

年齢3区分別人口では、全ての区分で人口が減少傾向にあります。

また、年齢3区分別の人口構成では、常に15歳未満の年少人口割合と15～64歳の生産年齢人口は減少傾向、65歳以上の高齢者人口割合（高齢化率）は増加傾向で推移しており、令和5年3月31日現在では、年少人口割合8.2%、高齢者人口割合（高齢化率）41.3%となっています。

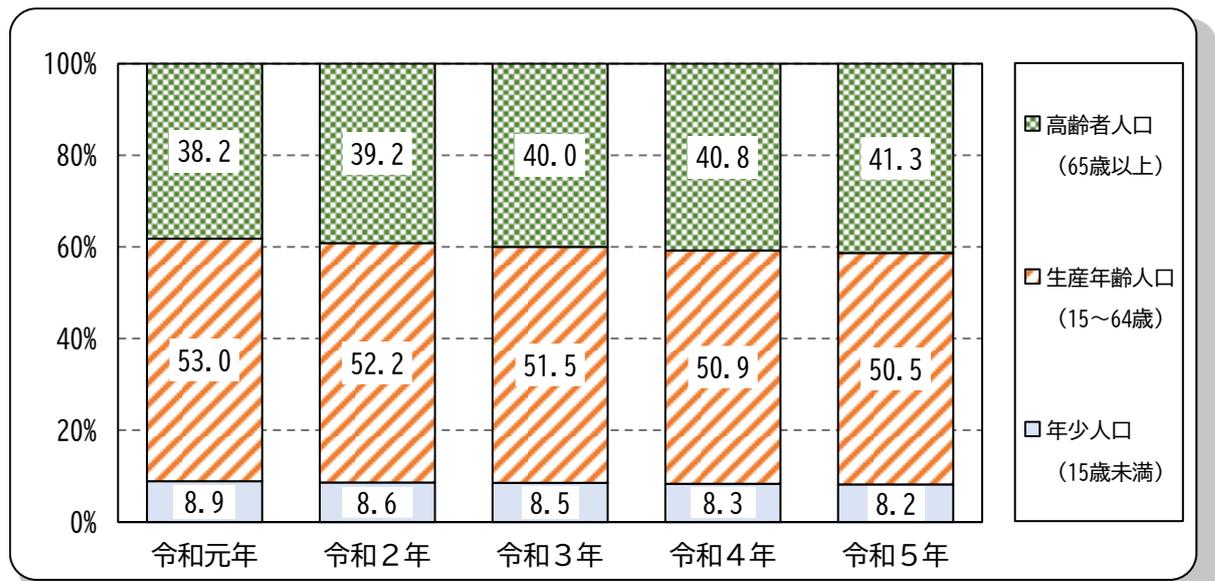
令和5年3月31日現在の人口構成をみると、70～74歳の年齢階層に人口が多く、今後の後期高齢者の増加が見込まれます。

■年齢3区分別人口推移



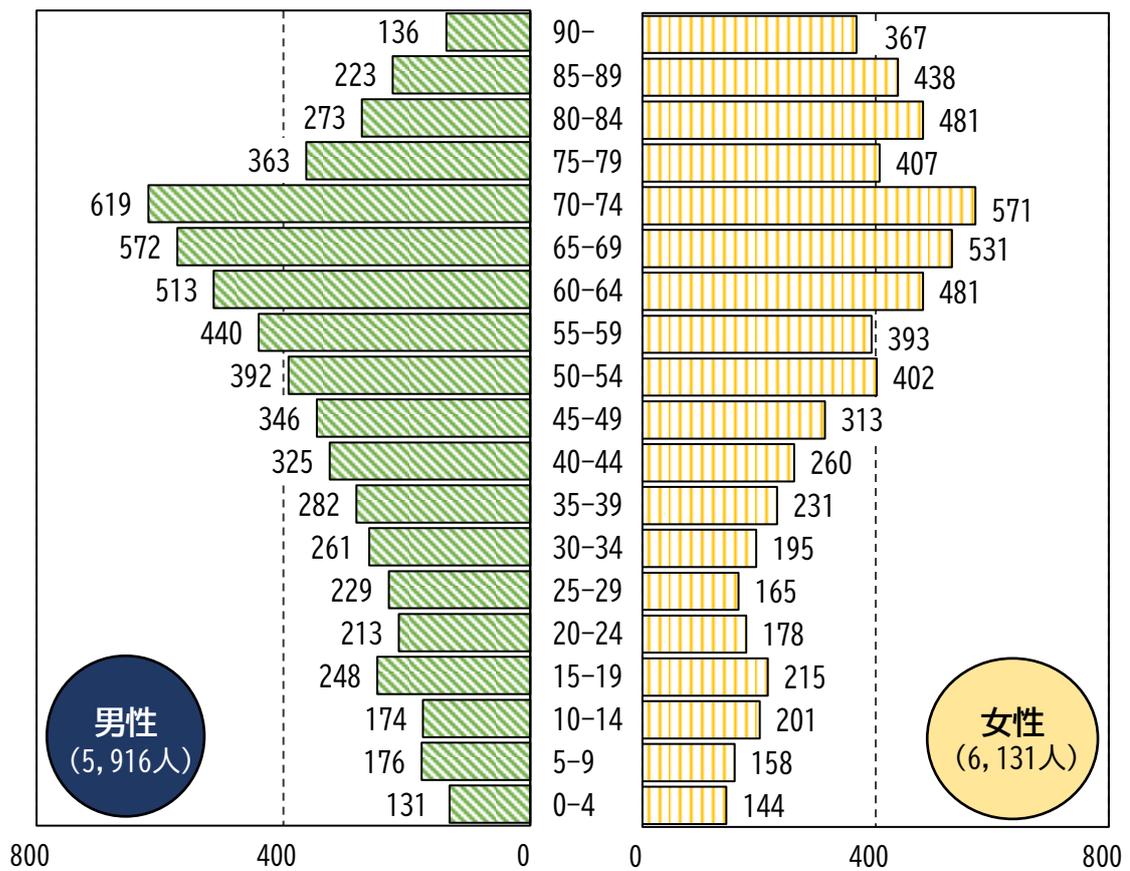
資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

■年齢3区分別人口割合推移



資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

■人口構成

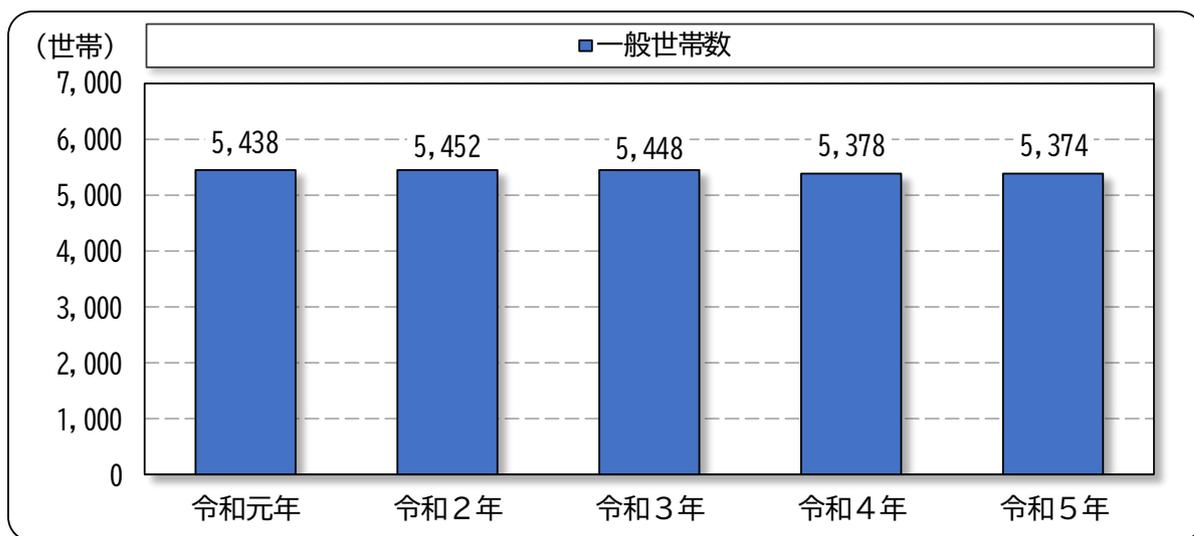


資料:住民基本台帳(令和5年3月31日現在)

(2)世帯の推移

本町の一般世帯数は、減少傾向で推移し、令和5年3月31日現在の一般世帯数は5,374世帯で、令和元年に比べ64世帯減少しています。

■世帯数の推移



資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

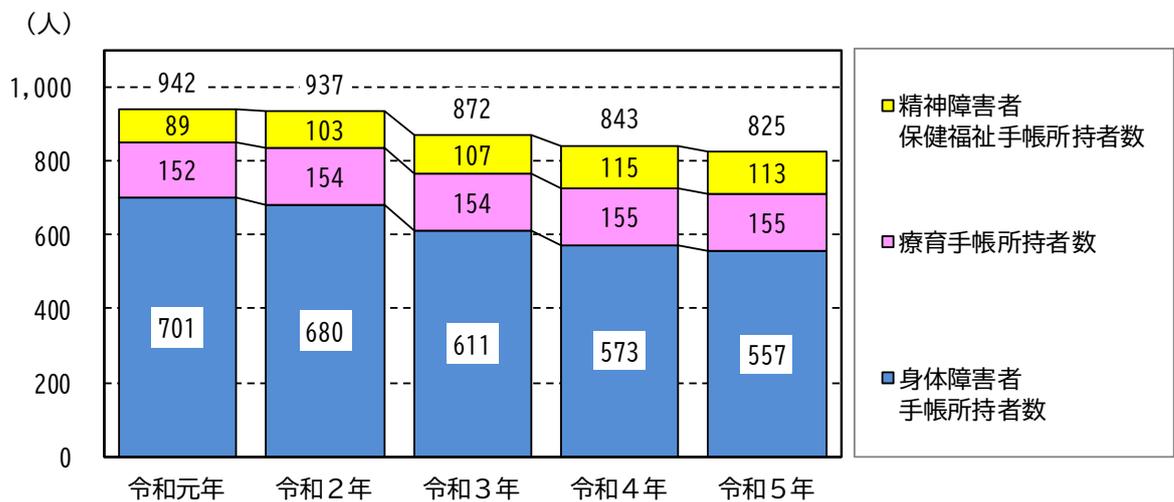
2 障がい者数

(1) 障がい者数の推移

障害者手帳所持者数[障がい者数]をみると、減少傾向で推移し、令和5年では825人となっています。

障がい別でみると、身体障害者手帳所持者数[身体障がい者]は減少傾向、療育手帳所持者数[知的障がい者]は横ばい傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者数[精神障がい者]は増加傾向で推移しています。

■ 障がい者数の推移(手帳所持者別)



資料:健康福祉課(各年3月31日)

(2) 身体障がい者数

令和5年における身体障害者手帳所持者数は、1級の重度障がい者が177人と全体の約24%を占めています。また、障がい種別では、肢体不自由が最も多く、436人となっています。

■ 等級別身体障害者手帳所持者数 (単位:人)

等級	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	248	239	207	192	177
2級	125	118	112	106	104
3級	108	107	95	91	95
4級	134	134	123	114	112
5級	43	42	39	37	37
6級	43	40	35	33	32
計	701	680	611	573	557

資料:健康福祉課(各年3月31日)

■ 障害別身体障害者手帳所持者数 (単位:人)

障がい名	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚・視野障害	48	43	41	41	39
聴覚・平衡障害	48	45	39	38	36
音声・言語・咀嚼障害	9	9	8	6	5
肢体不自由	388	367	323	301	290
内部障害	208	216	200	187	187
計	701	680	611	573	557

資料:健康福祉課(各年3月31日)

(3)知的障がい者数

令和5年における療育手帳所持者数は、A（重度）が62人、B（中軽度）が93人となっています。

■療育手帳所持者数

(単位:人)

年 齢 層	程 度 区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	A（重度）	2	3	4	3	3
	B（中軽度）	16	13	10	10	10
	計	18	16	14	13	13
18歳以上	A（重度）	63	64	65	62	59
	B（中軽度）	71	74	75	80	83
	計	134	138	140	142	142
計	A（重度）	65	67	69	65	62
	B（中軽度）	87	87	90	90	93
	計	152	154	155	155	155

資料:健康福祉課(各年3月31日)

(4)精神障がい者数

令和5年における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、1級が28人、2級が67人、3級が18人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位:人)

等 級	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1 級	31	31	25	27	28
2 級	47	58	59	67	67
3 級	11	14	23	21	18
計	89	103	107	115	113

資料:健康福祉課(各年3月31日)

(5)難病患者の状況

原因が不明で治療法が確立されていない難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「特定疾患」とし、その治療にかかる医療費の一部を公費で負担しています。

令和4年度末時点での特定疾患医療受給者数は118人、小児慢性特定疾患医療受給者数は、6人となっています。

第3章

障がい者福祉計画

第3章 障がい者福祉計画

1 基本理念

すべての町民が安心して暮らせる 共生社会のまちづくり

本町が目指すべきまちづくりは、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支え合い、共生する社会を実現することです。

そのためには、障がい者も地域社会のなかで自立することができ、対等な構成員として人格が尊重され、自己選択と自己決定のもと、社会の一員として積極的にさまざまな分野での社会参加ができることが重要です。

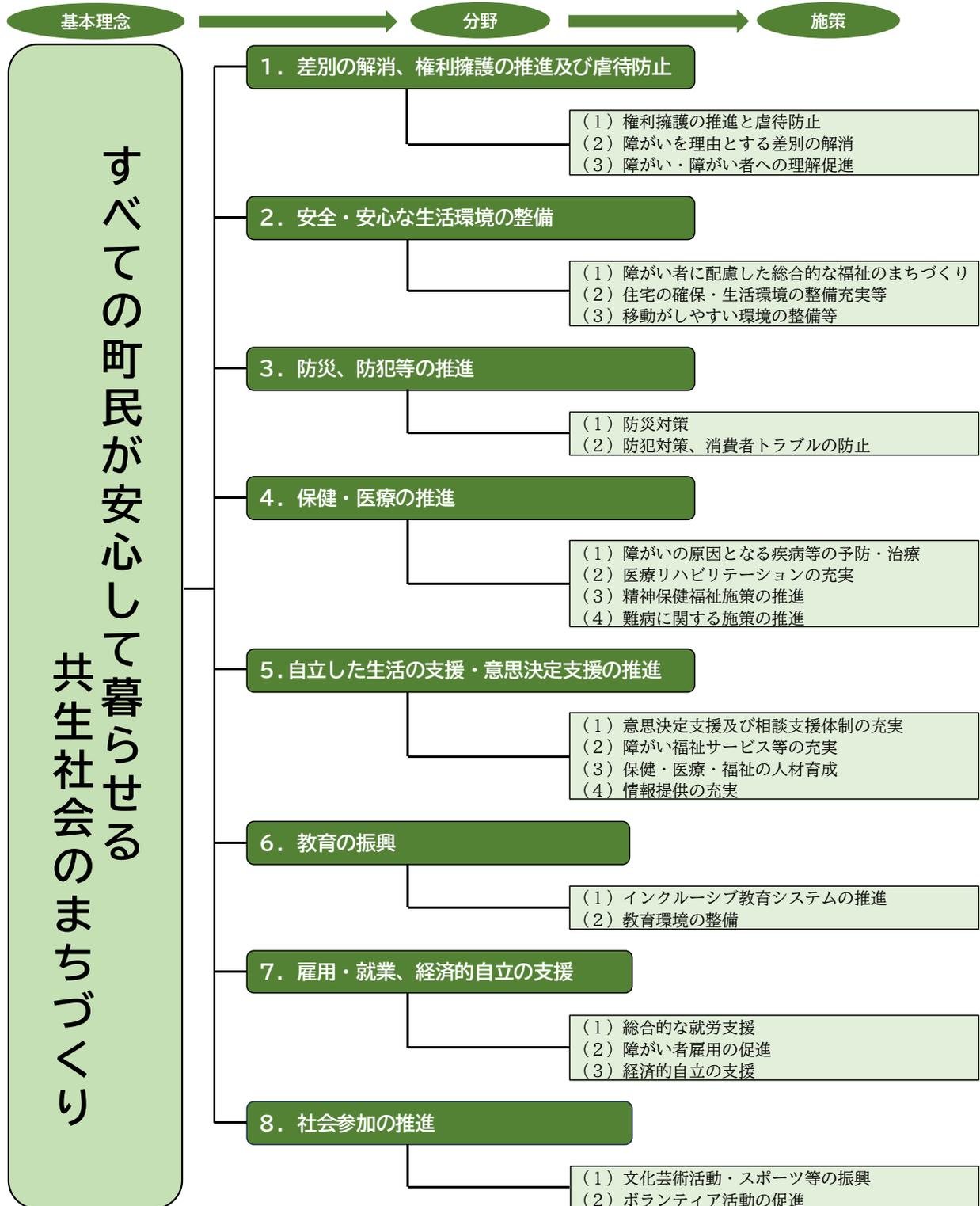
障がい者の自立と社会参加を実質的なものとするため、障がい者の活動を制限し、社会参加を制約するさまざまな要因を取り除き、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう、行政のみならず町民、企業、団体等のすべての社会構成員がノーマライゼーション※の価値観を共有しその地域社会の実現に努めます。

※ノーマライゼーション：1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。
障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

2

施策の体系

基本理念の実現に向け、各分野及び関係機関等と連携を図りながら、効果的で効率的な施策展開を図ります。



(1) 権利擁護の推進と虐待防止

【現状と課題】

高齢化や核家族化が進行する中、判断能力が十分でないため、生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者や、知的障がい者、精神障がい者などが、安心して地域で暮らせるよう、財産保全やさまざまな支援、虐待の防止措置等の権利擁護・虐待防止に取り組んでいくことが必要となります。

町では権利擁護のための取組として、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な方が地域で自立した生活を送れるように支援を行う「日常生活支援事業」、財産管理や福祉サービス等の契約などの支援を行う後見人を設ける「成年後見制度」の推進を行ってきました。また、障がい者に対する虐待を防止すべく、関係機関が連携し、虐待防止に努めています。

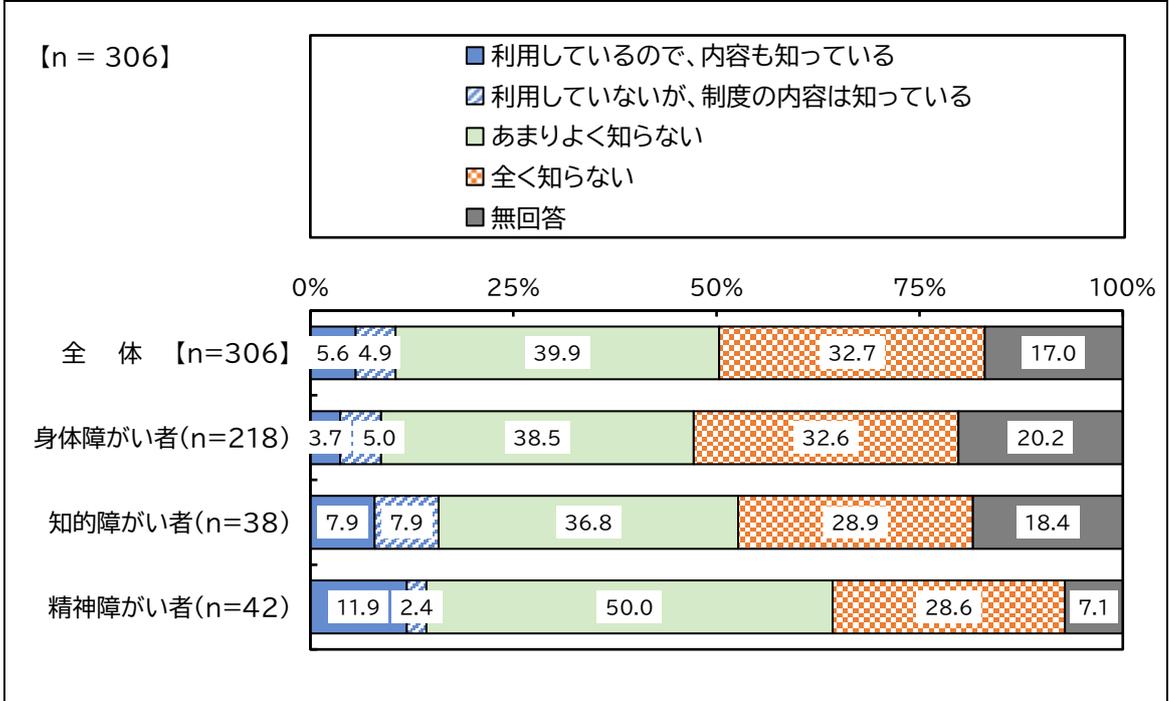
アンケート調査（障がい者）によると、日常生活自立支援事業の認知度は、「全く知らない」（32.7%）と「あまりよく知らない」（39.9%）を合わせると7割以上が『知らない』と回答しています。また、成年後見制度の認知度は、「全く知らない」（33.0%）と「あまりよく知らない」（36.9%）を合わせると約7割が『知らない』と回答しています。

「虐待を受けたことがあるか」については、「ある」が全体で3.6%ですが、障がい別でみると、精神障がい者が14.3%と1割を超えています。また、「障がい者虐待防止法を知っているか」は、全体では70.3%が「知らない」と回答しています。

障がいのある人が必要に応じ、適切にサービスを利用して自分らしく生活できるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及と活用を促進することや、障がい者虐待防止法等に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、各関係機関と連携した虐待の未然防止に努める必要があります。

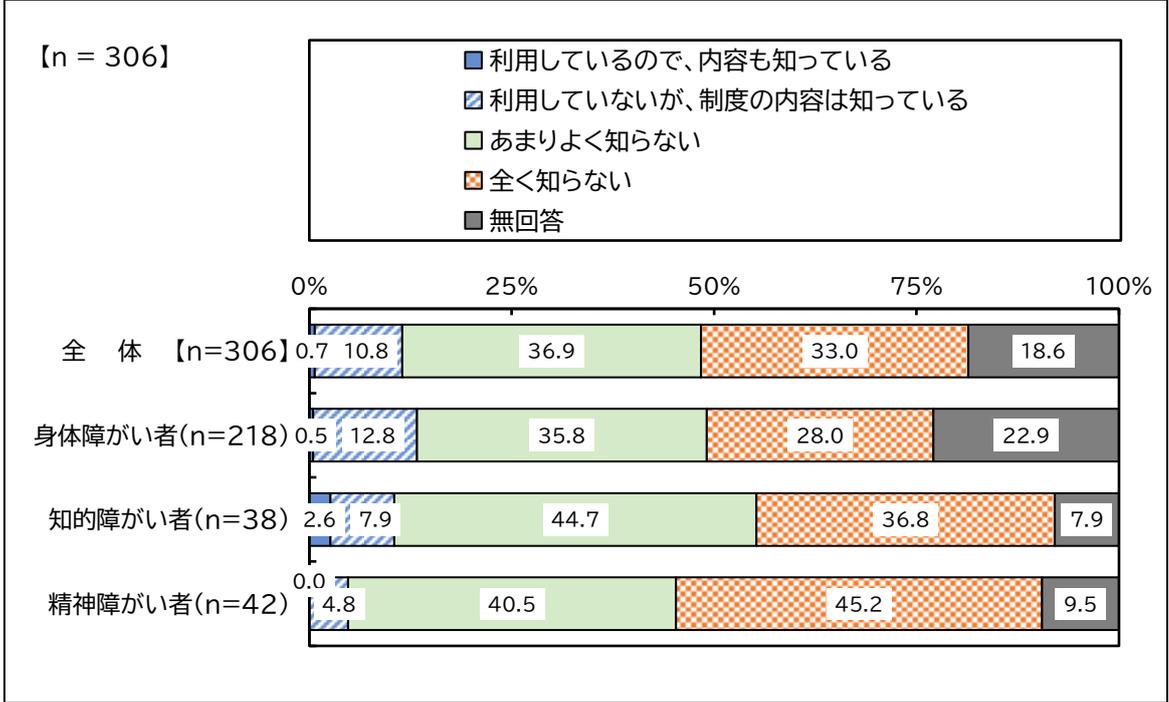
アンケート調査より

■日常生活自立支援事業について



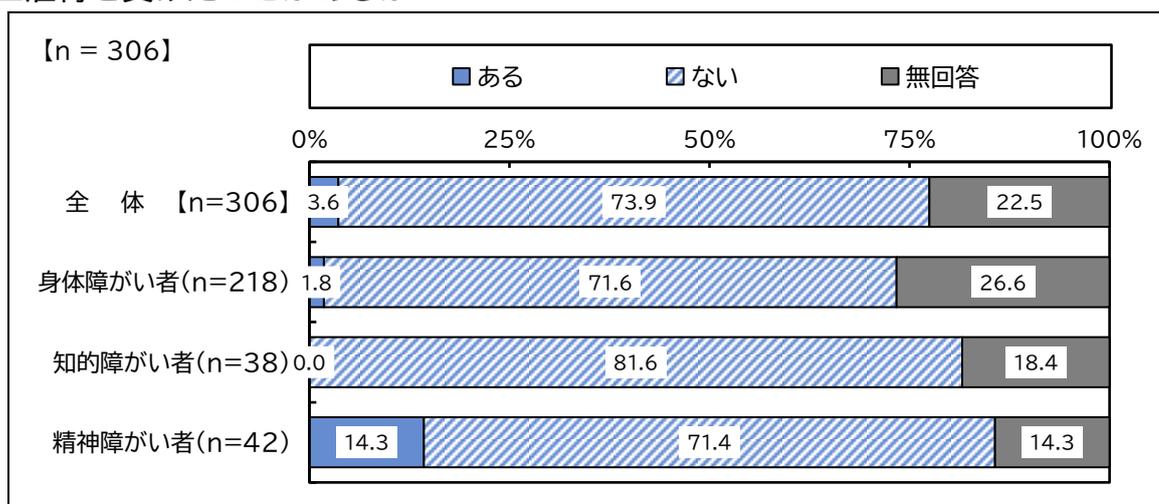
資料：岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査（障がい者）

■成年後見制度について



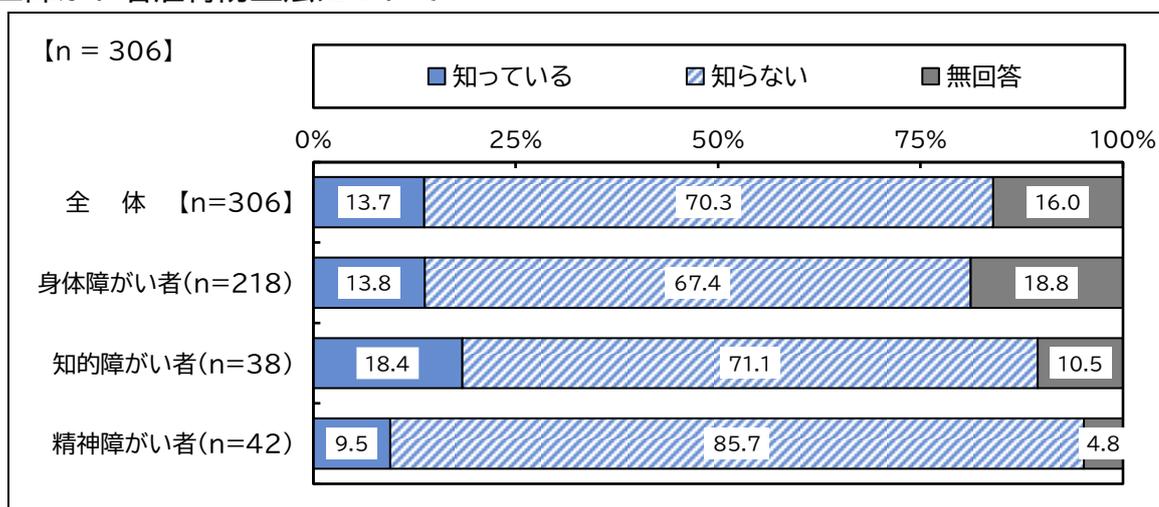
資料：岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査（障がい者）

■虐待を受けたことがあるか



資料：岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査（障がい者）

■障がい者虐待防止法について



資料：岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査（障がい者）

【施策の方向性】

取 組	概 要
権利擁護のための取組の推進	日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）、成年後見人制度など障がい者の権利を守る制度の情報提供と制度の活用を図ります。
障がい者等に対する虐待の防止	障がい者や児童に対する虐待が行われることのないよう、岩手県福祉総合相談センター、地域包括支援センターなど関係機関と連携し、虐待の未然防止を図ります。

(2)障がいを理由とする差別の解消

【現状と課題】

平成 28 年 4 月 1 日に施行された障害者差別解消法は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい理由とする差別の解消を推進することを目的としています。また、同法は、令和 3 年に改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

アンケート調査(障がい者)によると、障害者差別解消法を知っているかは、72.2%が「知らない」と回答しています。

合理的配慮とは、障がい者が社会の中で直面する困りごとや障壁を取り除くための調整や変更のことです。障がいのある人が、障がいのない人と同じように社会参加できるよう、合理的配慮の普及・啓発を進め、町民一人ひとりが、障がいや障がいに対する理解を深め、障がい理由とする差別の解消に努める必要があります。

アンケート調査(障がい者)によると、差別や偏見を感じることは、22.2%が「ある」と回答しており、特に精神障がい者では、45.2%が「ある」と回答しています。また、アンケート調査(町民)によると「障がい者に対する差別や偏見があると感じるか」は、53.7%が「感じる」と回答しています。

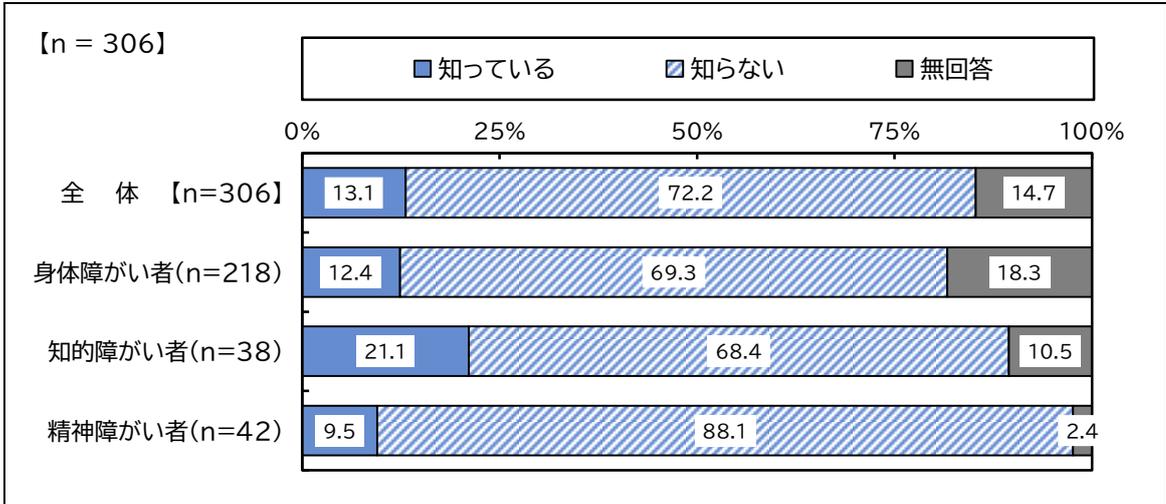
さらに、「それがどのような場面か」では、障がい者、町民ともに「外での人の視線」、「仕事や収入面」という回答が多く、障がい者と町民の認識がほぼ一致していることがわかります。

町では、「障害者差別解消法」に基づき、適切な対応に努めるとともに、法の普及・啓発に努めてきました。

今後も地域共生社会の実現に向け、すべての町民が障がいや障がいのある人について理解し、障がい理由とする差別の解消に関する取組をより一層推進する必要があります。

アンケート調査より

■障害者差別解消法について



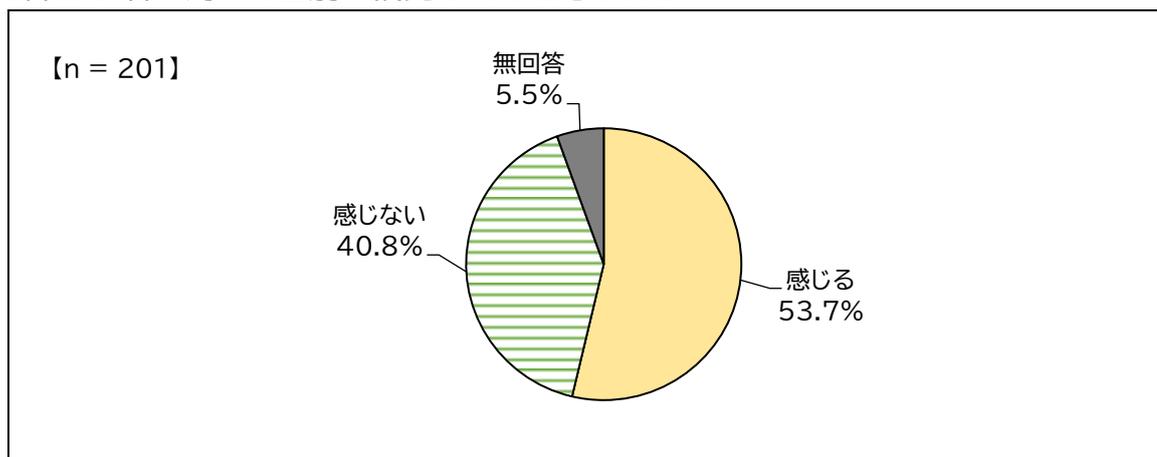
資料:岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査(障がい者)

■日常生活において、差別や偏見を感じることもあるか



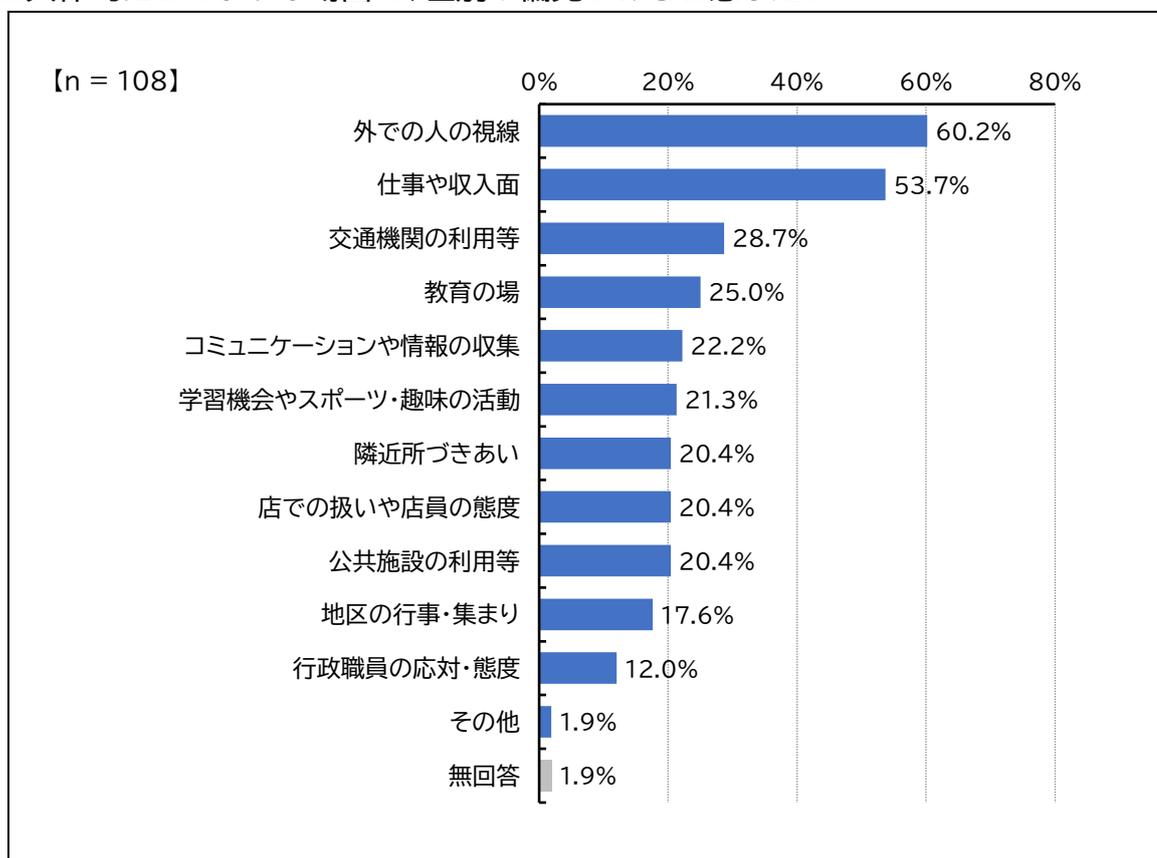
資料:岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査(障がい者)

■障がい者に対して差別や偏見があると感じるか



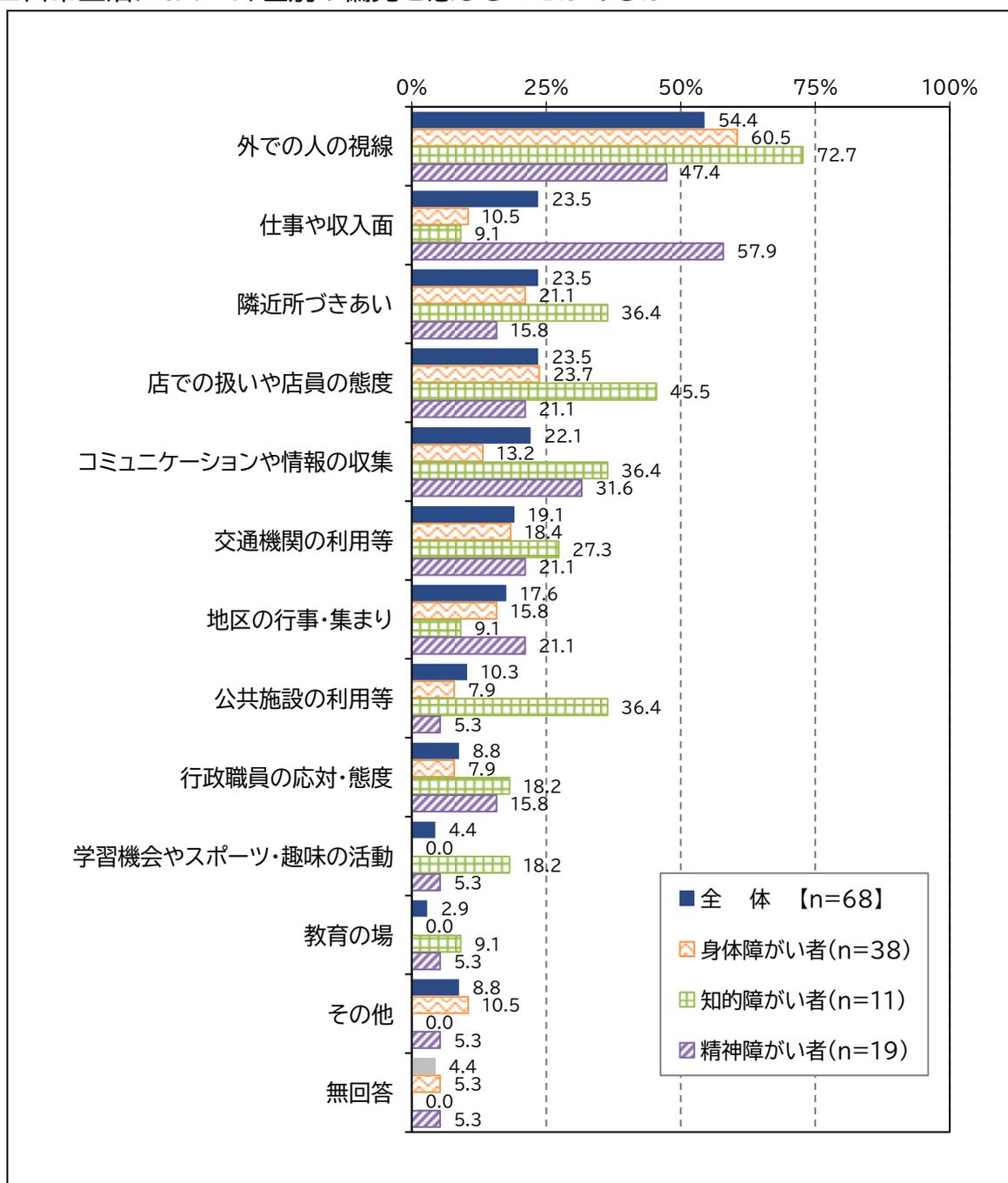
資料:岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査(町民)

■具体的にどのような場面で、差別や偏見があると感じたか



資料:岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査(町民)

■日常生活において、差別や偏見を感じることもあるか



資料：岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査(障がい者)

【施策の方向性】

取組	概要
障害者差別解消法への対応	国や県と連携し、障がい者への差別解消に関する啓発に努めます。

(3)障がい・障がい者への理解促進

【現状と課題】

障がいのある人と障がいのない人が、障がいの有無を意識することなく地域社会で共に暮らしていくことが日常となるように、地域住民の理解促進に努める必要があります。

町では、障がい及び障がい者についての正しい認識を普及するため、広報やパンフレット、ホームページを用いた障がい者関連の情報の発信や、「障がい者週間」にちなんだイベントの開催、障がい者団体や福祉団体等が行う広報・啓発活動に対して協力や支援を行うなど、広報・啓発活動を推進しています。また、子どもの頃から障がい者と交流しふれあうことで、障がい者に対する偏見の軽減が見られることから、障がい児（者）同士、あるいは障がい者と健常者が交流し合い、互いの理解を深め合えるような岩手町障がい者交流会「にこにこふれあい交流会」を開催しています。

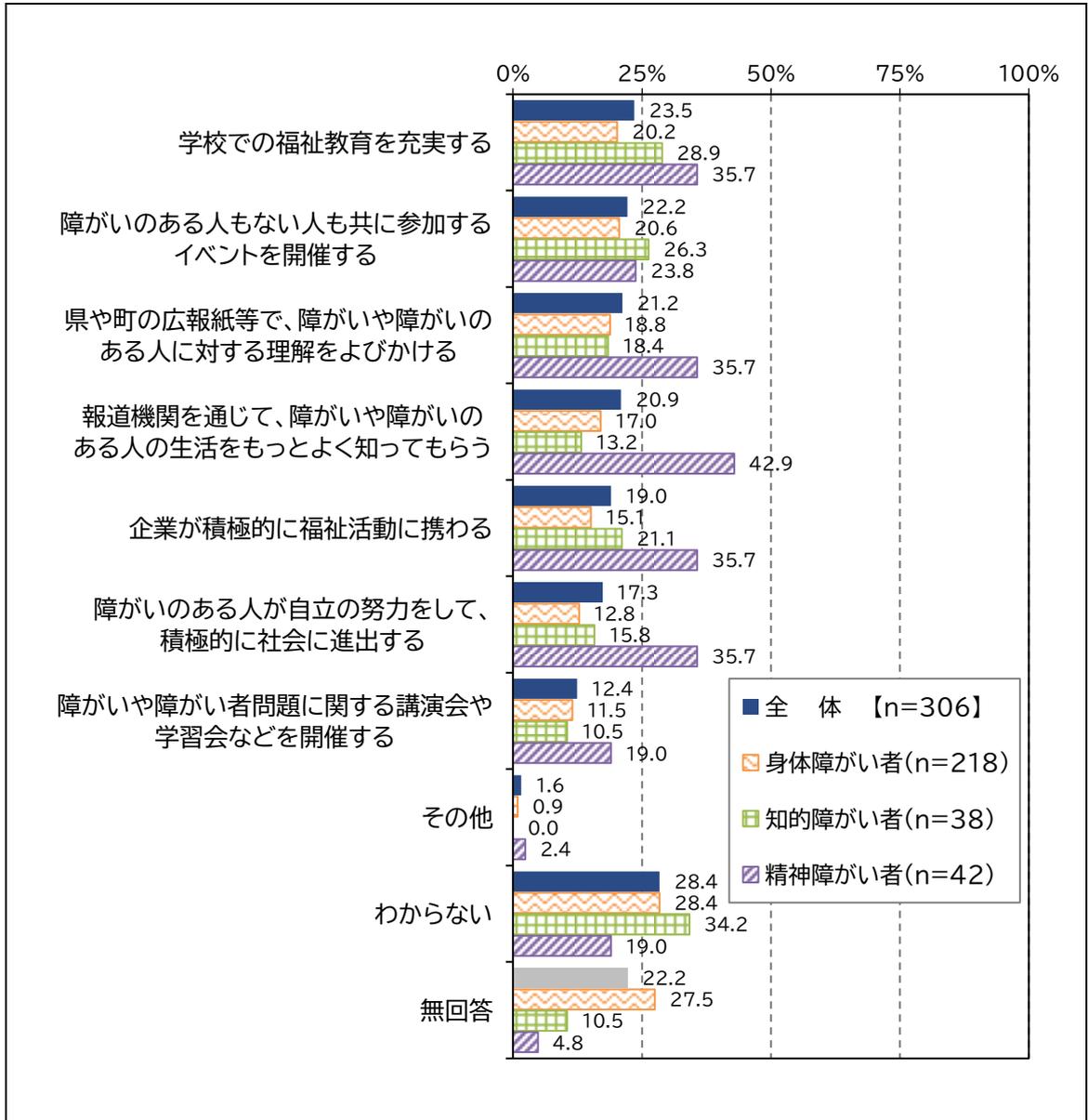
アンケート調査（障がい者）によると、「障がい者への町民の理解を深めるために必要なこと」は、「学校での福祉教育を充実する」、「障がいのある人もない人も共に参加するイベントを開催する」、「県や町の広報紙等で障がいや障がいのある人に対する理解をよびかける」が比較的多い回答として挙げられています。

アンケート調査（町民）によると、障がい者との交流経験は、「家族や親戚、友人などに障がいのある人がおり、日常的に接したことがある」が最も多い回答ですが、2番目に多いのが、「交流した経験はない」となっています。

差別や偏見などの「心の壁」を取り除き、障がいのある人に対する理解や認識を深めていくためには、子どもの頃から一人ひとりの心の中に、優しさを育て、みんながお互いに相手に対する親切や思いやりの気持ちを持てるよう、障がいのある人とふれあう場の提供や、幼児期・義務教育期の福祉教育を推進していく必要があります。

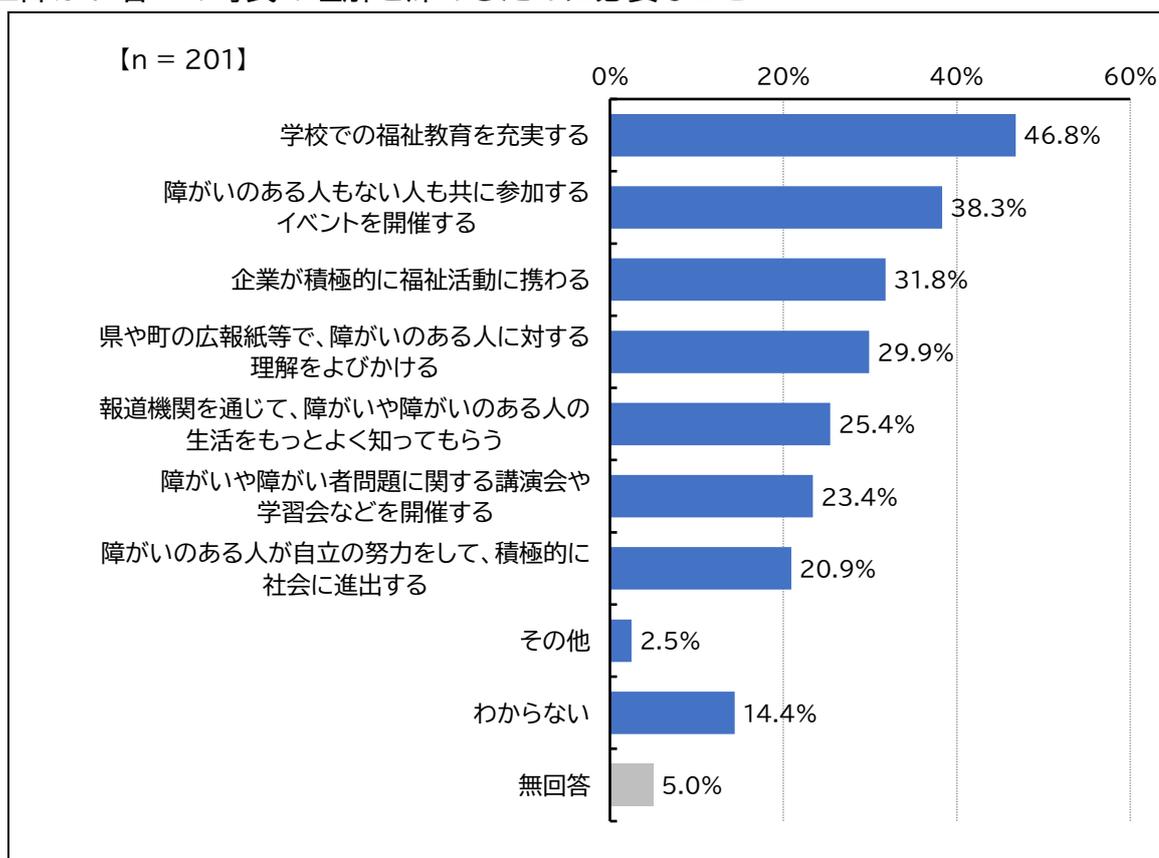
アンケート調査より

■障がい者への町民の理解を深めるために必要なこと



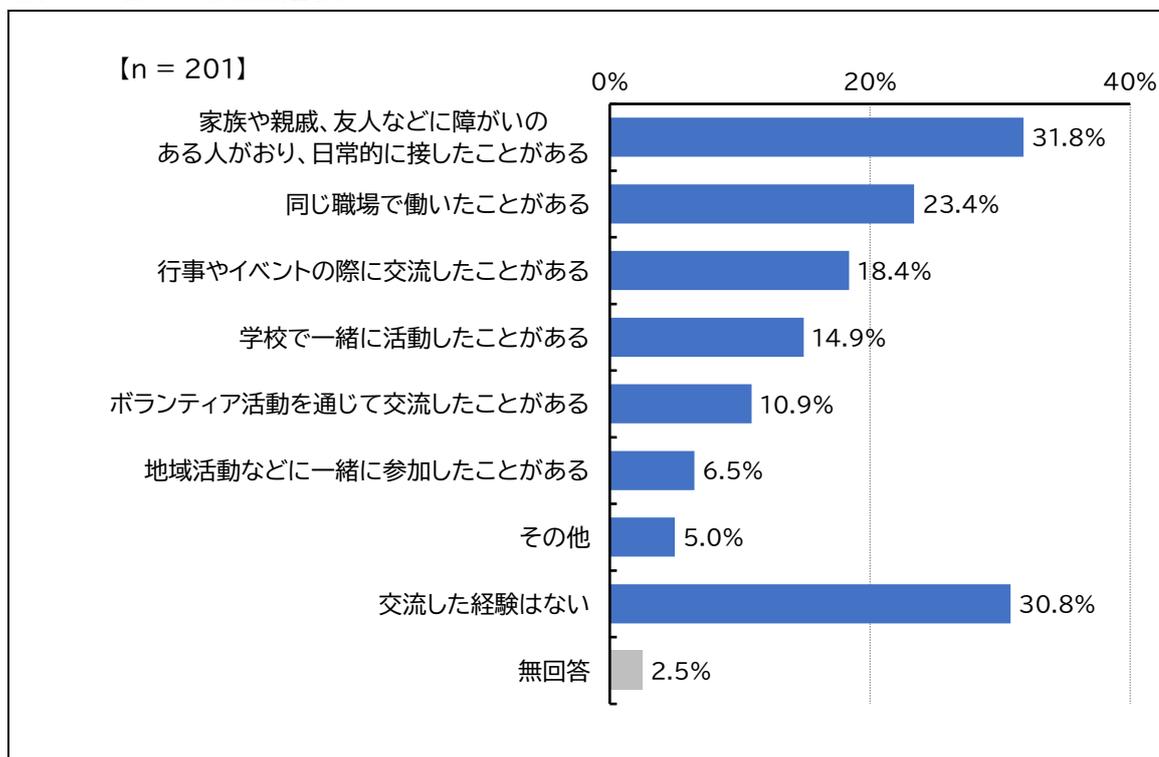
資料：岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査(障がい者)

■障がい者への町民の理解を深めるために必要なこと



資料:岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査(町民)

■障がい者との交流経験



資料:岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査(町民)

【施策の方向性】

取 組	概 要
福祉教育の推進	これまでの福祉教育推進事業をさらに充実させるとともに、義務教育期間中に体験学習の機会を経験させるなど教育委員会と連携して福祉教育を推進します。
	保育などでの高齢者とのふれ合い活動の促進などを通じて、幼児期からの思いやりの心を育む活動を支援します。
地域における 保健福祉教育の推進	すべての人びとが、人間として尊重され、平等に社会参加ができるよう、人権意識の啓発に努めます。
	家庭、学校、地域社会等において、草の根的な活動を通じて福祉の心を育む教育を進めます。また、啓発誌、各種福祉関係の行事等を通じて福祉の意識の啓発に努めます。
小、中学校児童生徒や 地域との交流の促進	障がいへの正しい理解と認識を深めるために、社会福祉施設（特別養護老人ホーム、ケアホーム、デイサービスセンター等）と児童生徒との交流が図られるよう努めます。
	社会福祉施設等の行事に、児童生徒のほか、地域の住民も交えた交流を支援・推進します。
キャップ・ハンディ体験会	障がいと障がい者の理解と促進を図るため、キャップ・ハンディ体験会を開催します。
障がい及び障がい者についての正しい認識の普及	障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深めるため、広報やホームページをはじめあらゆる機会をとらえ、障がい者関連の情報を充実します。
	「障がい者週間」（12月3日～9日）にちなんだイベントの開催や、介護機器の展示、キャップ・ハンディ体験を行う等、障がいを身近に体験する機会の拡充を図ります。
	障がい者福祉のための広報パンフレットを作成し、障がい者福祉の周知に努めます。 精神障がいについて正しい知識の普及を推進するため、関係機関との連携により啓発・広報活動を行っていきます。

取 組	概 要
障がい者の自立意識の啓発と助長	障がい者の社会参加促進事業、啓発・広報活動を通じて、障がい者の自立意欲を喚起します。
	障がい者が自主的に推進する社会参加活動や障がい者の仲間づくりを支援し、相互に自立意識を喚起し合える環境をつくります。
啓発活動への協力・支援	障がい者団体、福祉団体等が行う啓発・広報活動を支援します。
	障がい者雇用促進のための啓発活動を推進します。
交流・ふれあいの場の確保	障がいのある人もない人もともに交流する機会を増やすことにより、障がいに対する正しい認識や理解を深めます。
	町のイベント等において、障がいのある人もない人も参加できるような体制づくりに努めます。
	岩手町障がい者交流会「にこにこふれあい交流会」を継続開催するとともに、ニーズに合った開催のあり方を検討し、創意工夫しながら、発展するよう努めます。
交流・ふれあい活動の支援	個人、団体問わずあらゆる場面におけるボランティア活動を奨励し、その活動を通じた交流・ふれあい活動の拡大を図ります。
	障がいや障がい者に対する誤解や思い違いをなくすため、障がい者自身によるボランティア活動等、障がい者の自己啓発による社会参加を支援します。

(1)障がい者に配慮した総合的な福祉のまちづくり

【現状と課題】

建築物や道路、交通機関等における物理的な障壁を除去することは、障がい者に限らず、高齢者や児童など誰でも地域で安心して生活することや、障がい者の自立と社会参加を促進するために必要なことです。また、近年ではバリアフリー※という言葉は、従来からの建築物や道路などのハード面のバリアフリーのほか、コミュニケーション手段や情報面などに関するソフト面のバリアフリーの推進も併せて重要とされています。

町では、障がい者や高齢者等に配慮した生活環境の整備や施設整備、改修等を「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)や「岩手県ひとにやさしいまちづくり条例」を基本として、まちづくりを推進しています。

アンケート調査(障がい者)によると「ユニバーサルデザイン※化してほしい施設」は、「病院などの医療施設」、「交通機関」が比較的多い回答として挙げられており、以前よりハード面のバリアフリー化に努めてきましたが、建築物や道路、交通機関等における物理的な障壁は少なからず存在している状況がうかがえます。

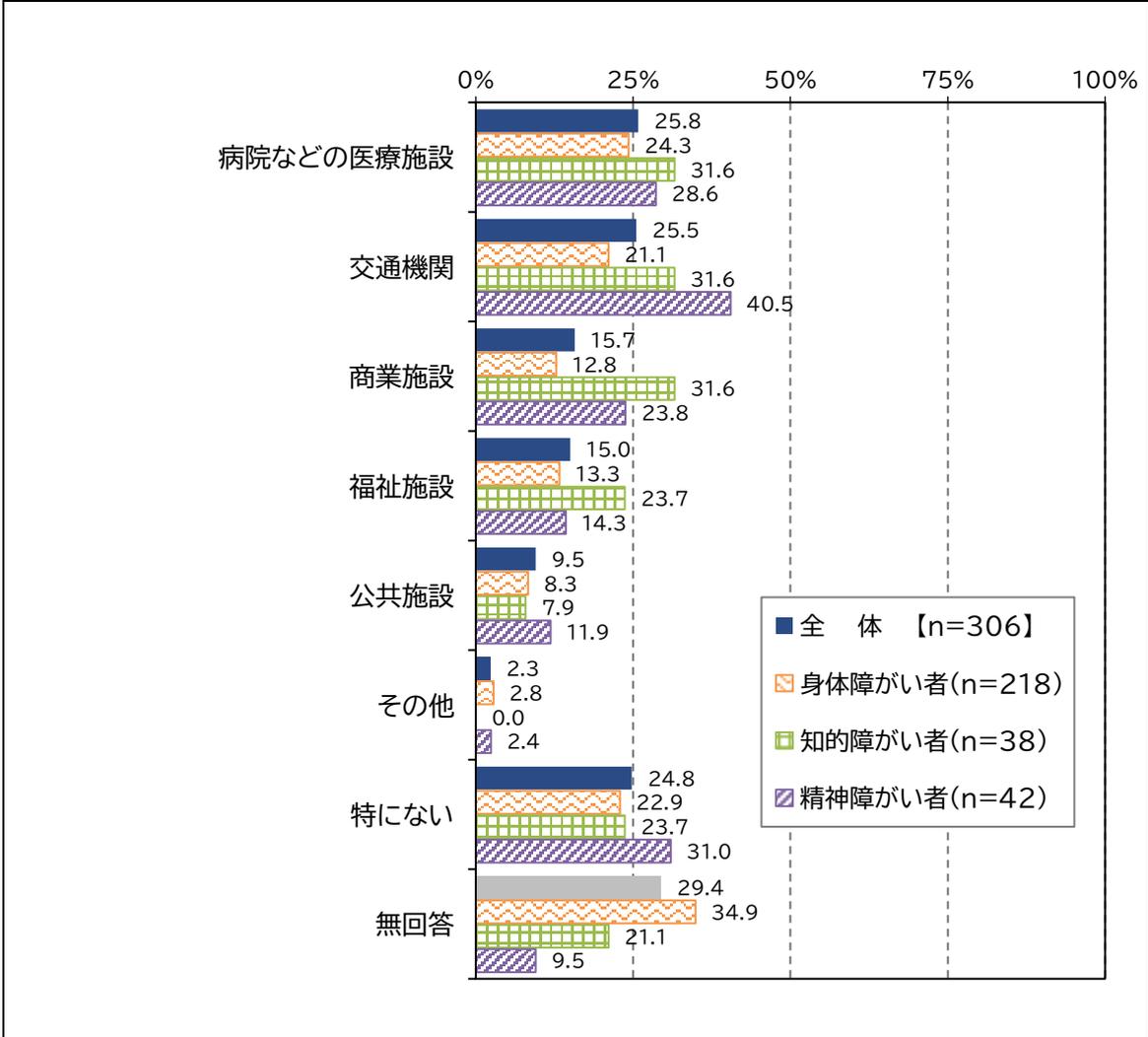
すべての町民が安心して暮らすことができ、障がい者が積極的に社会参加していくためには、建築物や道路整備などのハード面の改善整備、心のバリアフリーなどのソフト面のバリアフリー化を推進し、総合的な福祉のまちづくりに努める必要があります。

※バリアフリー：障がい者や高齢者等が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや、精神的な障壁を取り除くこと。

※ユニバーサルデザイン：障がいがある人もない人も共有できるよう普遍性がある施設や設備の仕様。バリアフリーを包括する概念。

アンケート調査より

■ユニバーサルデザイン化してほしい施設



資料：岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査（障がい者）

【施策の方向性】

取 組	概 要
ひとにやさしい まちづくり事業の推進	障がい者や高齢者にとって住みよい福祉のまちづくりを推進するため、生活環境の改善、福祉サービスの推進及びバリアフリーやユニバーサルデザイン等の啓発普及活動等総合的な推進に努めます。
	障がい者の社会参加を促進し、障がい者が家庭や地域で明るく安心して暮らせるための地域づくりの推進に努めます。
ひとにやさしい まちづくりの啓発	ひとにやさしいまちづくりを推進するためには、住民一人ひとりがその必要性を認識することが重要です。そのため、住民に対する啓蒙や小・中学校における児童・生徒への啓発を行い、意識の高揚を図ります。
公共的建築物等の改善整備	障がい者や高齢者をはじめとする誰もが、安心して生活ができ、自由に外出できるまちづくりを進めるため、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称バリアフリー新法）や「岩手県ひとにやさしいまちづくり条例」、「岩手町公共施設等総合管理計画」に基づき施設整備等を推進します。
	誰もが利用しやすい施設整備を研究・検討するとともに、車いす利用者等の障がい者専用駐車スペースの確保と適正利用の促進に努めます。

(2)住宅の確保・生活環境の整備充実

【現状と課題】

生活の基盤が住宅であり、障がい者が地域で安心して生活するためには住宅が確保されていることや住居環境・生活環境が整っていることが重要です。

町営住宅等の建て替えに際しては、障がい者が利用しやすいように、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を推進していきます。

また、入所者、入院患者が地域生活への円滑な移行を進めていく上では、グループホーム（共同生活援助）の役割は極めて重要です。

現在、町内にはグループホーム（共同生活援助）が3か所あり、17人の利用があります。今後も地域的なバランスや住宅の質の確保等にも配慮しながら、整備を検討していく必要があります。

さらに、現在住んでいる住宅のバリアフリー化については、さまざまな要件により対応が難しい場合もありますが、障がい者の持ち家や民間の賃貸住宅においてもバリアフリー改修を促進し、日常生活における入居者の負担軽減を図るため、住宅改修制度の普及や制度を利用するための支援を推進していく必要があります。

【施策の方向性】

取 組	概 要
障がい者向け住宅の整備	町営住宅の建て替えに際しては、障がい者に配慮し、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を推進します。
	障がい者が地域で自立した生活を送るために必要な住居に関する相談に応じ、住宅の改修の際には、費用の一部助成を行います。
	グループホーム（共同生活援助）整備について検討していきます。

(3)移動がしやすい環境の整備等

【現状と課題】

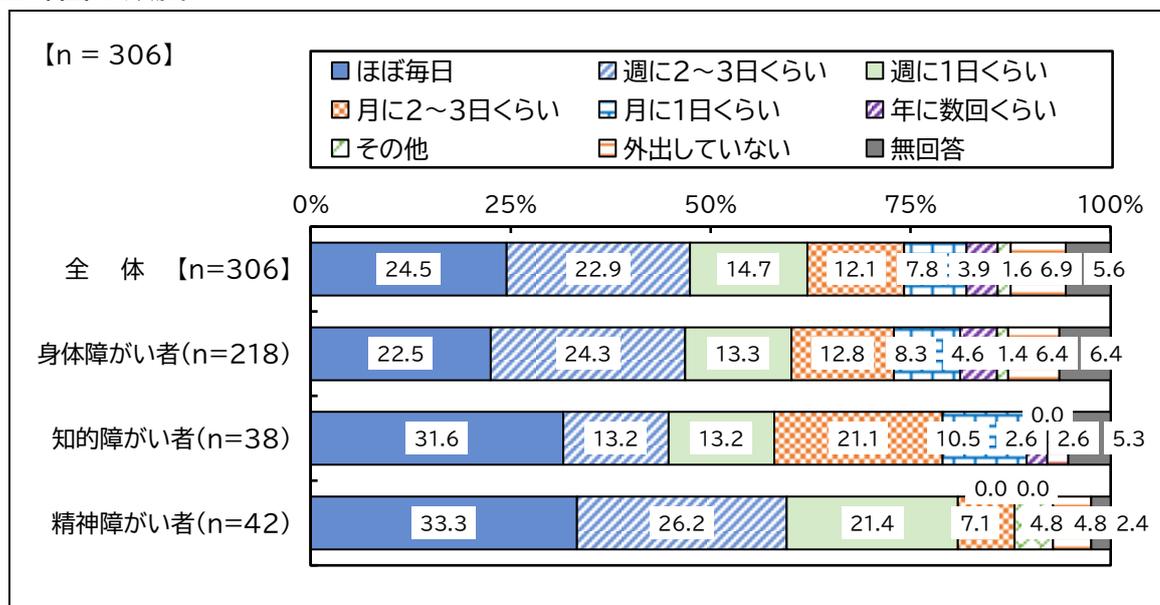
障がい者は、移動手段と外出のための移動支援を確保することによって、日常生活の行動範囲が飛躍的に拡大し積極的な社会参加にもつながります。

アンケート調査（障がい者）によると、外出の頻度は、「ほぼ毎日」という回答が最も多くなっていますが、約5割は週1日程度かそれ以下の外出にとどまっています。また、外出の手段は、「車（家族などが運転する）」が最も多く、次いで「車（自分で運転する）」、「徒歩」、「公共のバス」が比較的多い回答となっています。さらに、外出の際に困ることや不便に感じることは、「バスなどの交通機関が少ない」が最も多く、次いで「列車やバスの乗り降りが困難」、「道路や駅の段差や階段に問題が多い」となっています。

外出支援については、多様な公共交通機関の充実、障がい者の利用に配慮された交通機関の導入、経済的負担の少ない利用方法、歩道の拡幅や段差、傾斜の改善、点字ブロックの整備などのバリアフリー対応のほか、障がい者に対する付き添いサービスの利用やボランティアの派遣など移動支援サービスの拡充を図る必要があります。

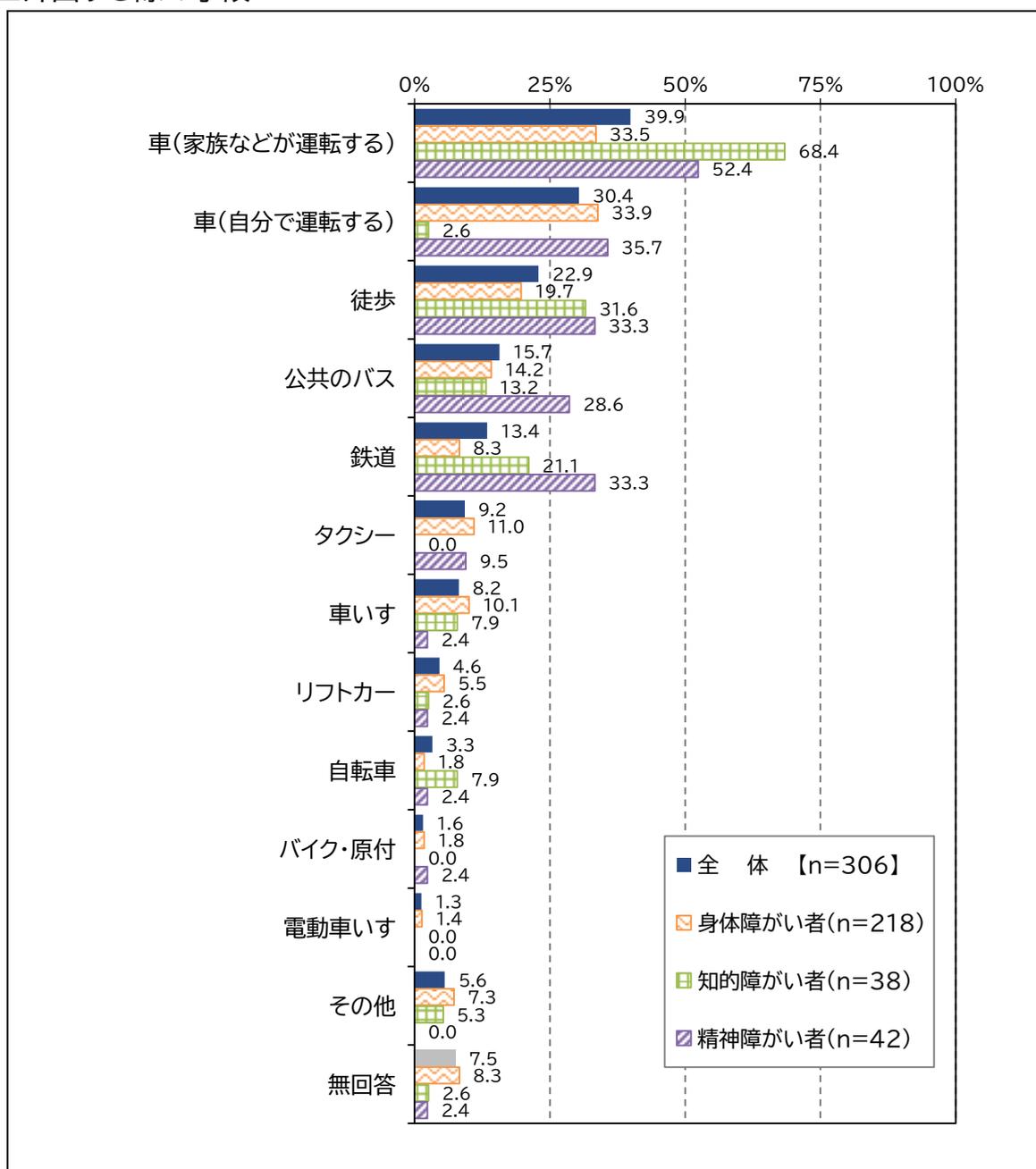
アンケート調査より

■外出の頻度



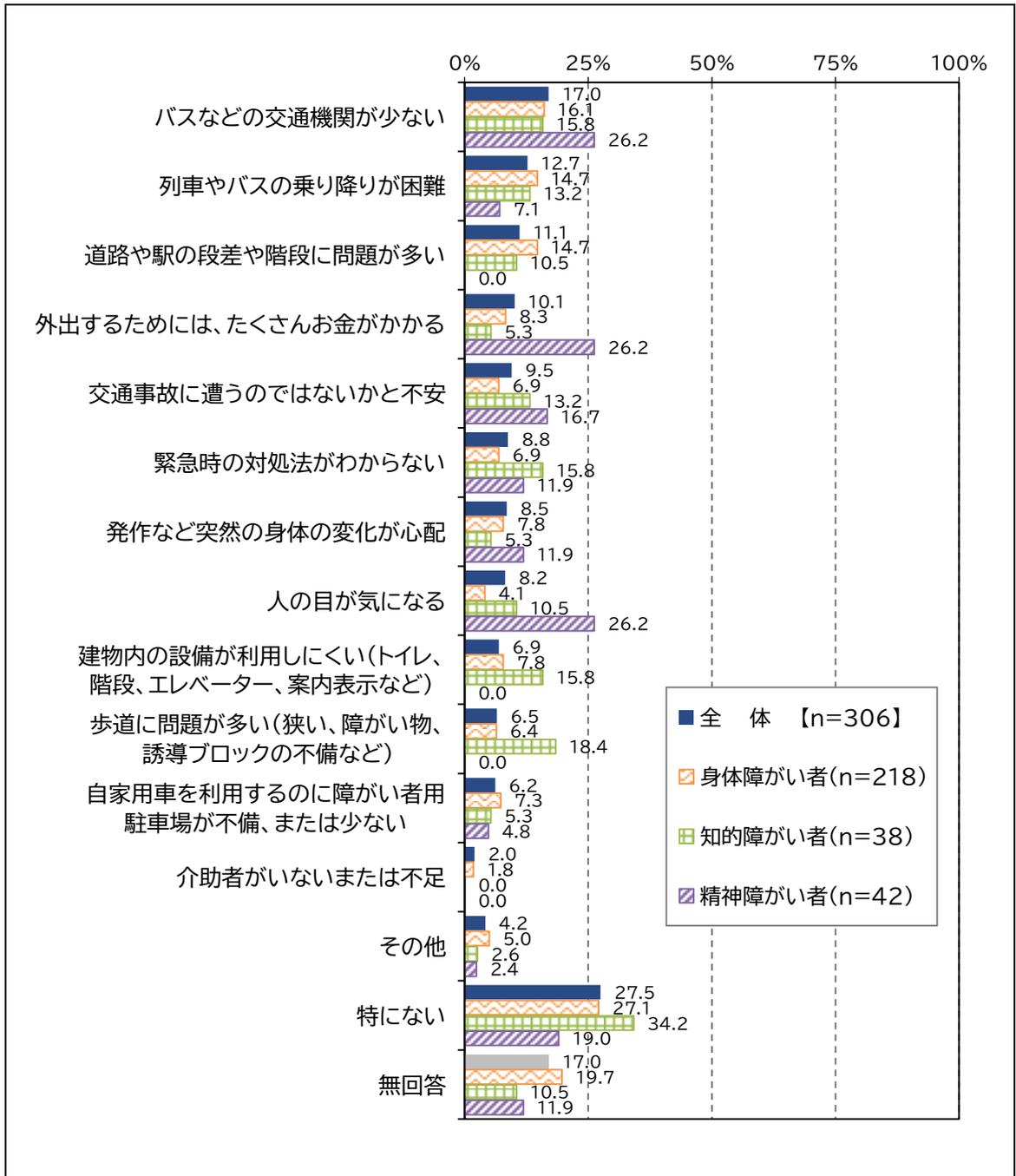
資料：岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査（障がい者）

■外出する際の手段



資料：岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査（障がい者）

■外出する際に困ることや不便に感じること



資料：岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査（障がい者）

【施策の方向性】

取 組	概 要
移動支援の充実	身体障がい者用の自動車運転免許取得費用、自動車改造費の助成を行い、障がい者の社会参加を促進します。
	旅客鉄道、バス、航空、タクシーの運賃、有料道路通行料金の割引制度の周知に努めます。
	在宅重度障がい者の自立と社会参加を支援するため、タクシー料金の助成を行います。
交通関連施設、歩道等の整備	誰もが安心して外出ができるよう、施設や公共交通機関のバリアフリー化を推進します。
	歩道の整備に併せて、障がい者の利便性に配慮した段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの整備充実に努めます。

(1)防災対策

【現状と課題】

近年、全国各地で地震や台風による土砂災害、河川のはん濫等の大規模災害により、多くの命が奪われる等甚大な被害が多発しています。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、障がい者の死亡率が被災住民全体の死亡率の2倍になるなど、避難行動要支援者における被害の大きさが報告されています。

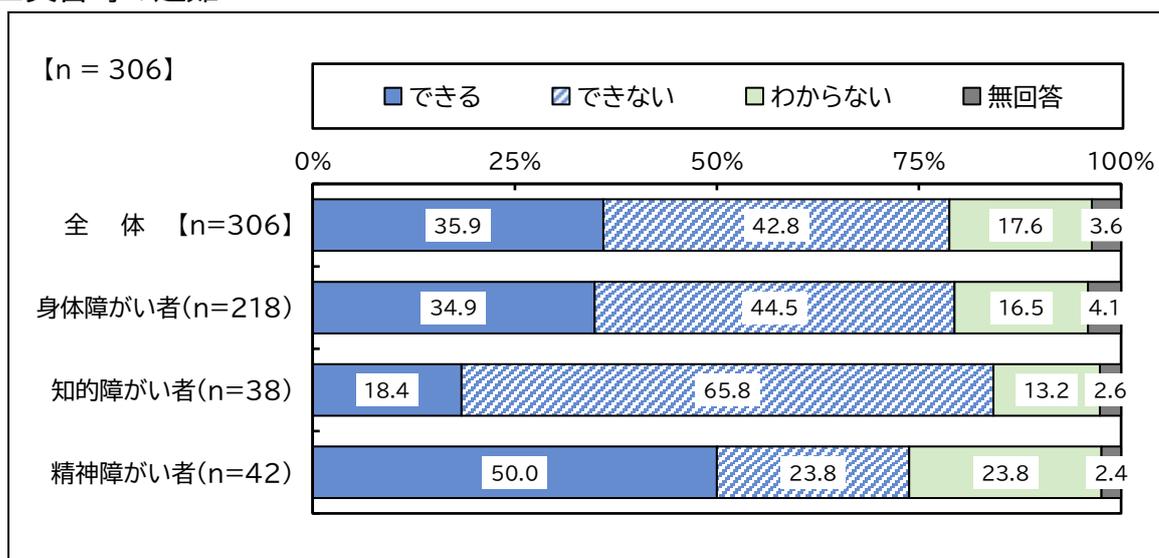
障がい者が安心して地域で生活するためには、火災や地震等の災害が発生した時に、情報の伝達や避難誘導等を迅速かつ的確に行い、被災の影響を最小限にとどめるとともに、避難先での生活についても個々の状態に応じた配慮が必要です。

アンケート調査（障がい者）によると、「災害時一人で避難できるか」では、4割以上が「できない」との回答があり、「緊急時に周囲に連絡できるか」は、3割以上が「できない」と回答しています。また、災害時の不安は、「自分だけでは避難できない」という回答が最も多く、「避難先での薬や医療体制が心配」、「避難先での食事やトイレなどが心配」などの避難先での不安も比較的多く挙げられています。

町では、「岩手町地域防災計画」、「岩手町避難行動要支援者計画」に基づき、自主防災組織の育成や活動の充実、情報伝達のための環境づくり、防災訓練の実施など、必要な基盤整備の推進に努めています。

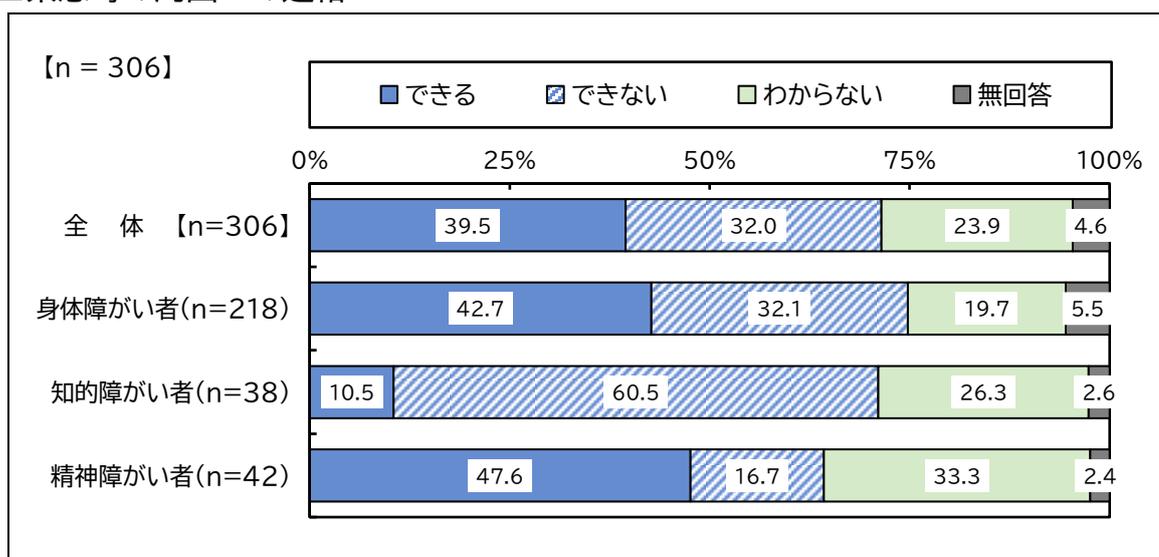
今後も、引き続き災害時における情報伝達体制の整備充実を図るとともに、避難行動要支援者の把握に努め、町民の自助・共助の意識高揚のため、自主防災組織や自治振興会など、地域で避難行動要支援者を支える協力団体の増加に取り組む必要があります。

■災害時の避難



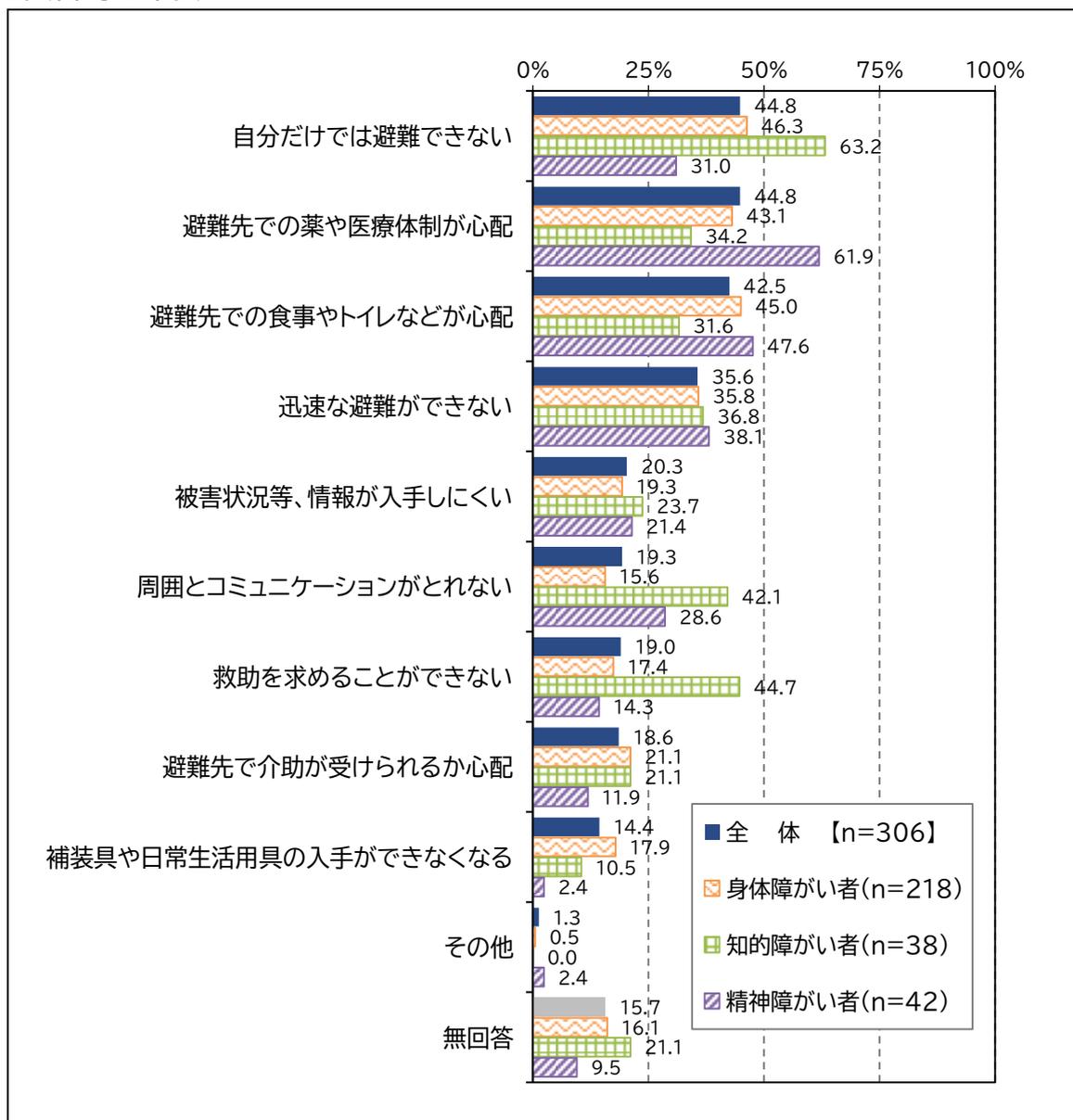
資料：岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査（障がい者）

■緊急時の周囲への連絡



資料：岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査（障がい者）

■災害時の不安



資料：岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査（障がい者）

【施策の方向性】

取 組	概 要
災害等安全確保対策の推進	防災訓練や各種講座、広報活動を通じて、防災に関する知識の普及・啓発に努めます。
	障がい者が災害時に正確な情報を得られるよう、障がい者別の情報伝達システムの研究・検討を進めます。
	災害時に支援を必要とする人を把握するため、避難行動要支援者台帳を作成し、災害時の安否確認や避難支援対策に活用していきます。
	障がい者や高齢者に配慮した道路・建物の整備を推進することにより、緊急時の避難等における安全確保対策の向上を図ります。
	重度障がい者等を対象として給付する日常生活用具の中の、火災報知器、自動消火器について、給付の拡充に努めます。
	災害時に、重度障がい者等に対して地域の人たちが救援の手を差し伸べる体制づくりに努めます。

(2)防犯対策、消費者トラブルの防止

【現状と課題】

障がい者を犯罪から守るには、障がい者自身が防犯知識を身に付け、防犯意識を高めるとともに、関係機関や地域との密接な連携を図りながら、情報提供などの犯罪被害の発生を未然に防ぐ防犯対策が必要となります。

また、近年、消費者トラブルに巻き込まれる障がい者が増加しており、障がい者等に対して消費者教育を推進し消費者トラブルを未然に防ぐことや、被害からの救済については、消費生活センターと関係団体との連携を強化し、情報提供や相談体制の充実に努める必要があります。

【施策の方向性】

取 組	概 要
防犯対策の推進	関係機関・関係団体等と連携しながら、障がい者を犯罪被害から守るための対策強化に努めます。

(1)障がいの原因となる疾病等の予防・治療

【現状と課題】

先天性の障がいや乳幼児期の障がいについては、早期に発見し、適切な治療、療育に結びつけることで障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることが可能となります。

アンケート調査によると、障がいの主な原因では、「心臓疾患」、「脳血管障がい」、「先天性の障がい」が多くなっています。

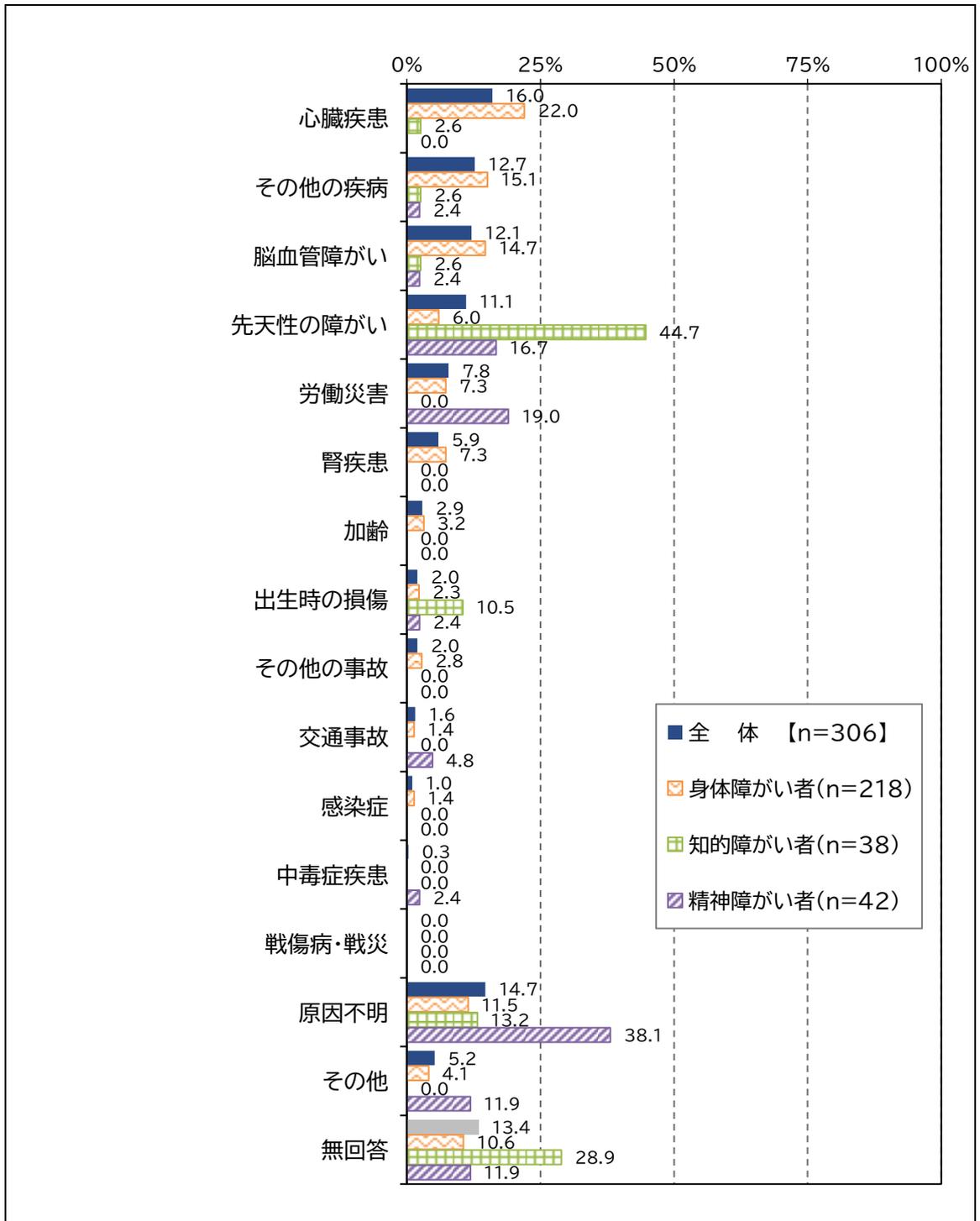
町では、保健、医療、教育、福祉の各分野の連携の下、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見、早期治療、早期療育体制の充実を図っており、母子保健対策として、乳幼児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査によって、乳幼児の異常を早期に発見し、家庭訪問等のほか、幼児療育教室「たんぼぼ広場」において、適切な指導に努めています。また、早期療育は、その後の保育、学校教育等の各段階における生活の基盤をつくり、障がいのある人が地域で自立した生活を送るための基礎をつくる極めて重要なものであることから、乳幼児の健康相談や健康診査、家庭訪問を行っており、指導の必要な乳幼児については専門的な対応を行っています。

今後は、関係各機関との連携により、障がいの種類や程度、適性等に応じた療育を推進するとともに、近年増加している育児不安や虐待防止の観点からも、取り組みを充実する必要があります。

また、身体の障がいは、事故や生活習慣病の後遺症、難病から障がいになるなど、後天的原因によるものが多く、中でも「脳血管疾患」、「心疾患」によるものや、「糖尿病」の進行を起因とする「腎疾患」によるものが増加しています。壮年期以降の疾病等による障がいの発生も多いことから、生活習慣病等の疾病対策も重要な課題となります。

アンケート調査より

障がいの主な原因



資料：岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査（障がい者）

【施策の方向性】

取 組	概 要
発生予防対策	障がいの原因となる疾病の早期発見と適切な治療の推進、特に、重度の障がいの原因となる脳血管疾患等の生活習慣病に罹らないための健康教育や健康相談の充実を図り、町民の健康づくりを推進します。
	学校保健及び生涯教育との連携を図りながら思春期、青年期における健康意識の啓発に努めます。
早期発見と早期療育	妊産婦、乳幼児の健康診査、健康相談の充実を図るとともに、家庭訪問に努めます。
	乳幼児の健康診査時に把握された経過観察が必要な子どもへの対応について、医療機関、保健所、児童相談所、療育センター（発達障がい者支援センター）等との連携を図り、適切な指導・支援を行います。また、集団での幼児教室「たんぽぽ広場」を実施し、適切な指導に努めます。
	生活習慣病の予防や早期発見・早期治療（重症化予防）のために、基本健康診査や各種検診の受診率の向上と検診結果に基づく指導の充実を図ります。
母子保健事業の充実	安全な分娩を目的として、妊婦健康診査や特定妊婦に対する指導の充実を図ります。
	障がい等を早期に発見し、適切な治療、療育を行うために、乳幼児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の充実、受診率の維持・向上を図ります。また、5歳児相談を継続実施し、適切な指導・支援に努めます。
心の健康づくりの推進	相談体制を整備し、関係機関との連携を図りながら、相談に対応します。
	保健分野との連携を密にし、健康づくりのベースとして心の健康づくりを意識的に取り入れ、ストレス関連疾患等の予防と、セルフコントロールの力をつけるような事業を実施します。

(2)医療リハビリテーションの充実

【現状と課題】

障がい者にとっての医療及びリハビリテーション[※]の充実は、病気の治癒だけでなく、活動を促進し社会参加を容易にするためにも不可欠です。特に、障がいの早期発見、重複化・重度化及び高齢社会の進展、医療技術の進歩等により、治療だけでなくリハビリテーション、保健指導、看護、介護等に対するニーズは大幅に増大し、質的にも高度化、多様化してきています。

定期的な医学管理を必要とする障がい者の増加や、障がいに伴う二次障がいの予防に対応するためにも、医療機関をはじめとする関係機関と連携しながら、障がい者の健康管理や医療・リハビリテーションの充実を図る必要があります。

アンケート調査によると、体調管理や医療で困っていることは、「医療機関が遠い」、「専門的な医療機関が近くにない」、「医療費の負担が大きい」が比較的多い回答として挙げられています。

障がい者の負担を少しでも軽減するために、可能な限り身近な地域で必要な医療が受けられるよう、国や県と連携した医療制度の充実や適正化を図り、多様な症状に対応できる医療サービスを提供できるよう医療機関との連携強化に努める必要があります。

※リハビリテーション：障がい者の身体的・精神的・社会的な自立能力の向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指すとの考え方。

【施策の方向性】

取 組	概 要
医療体制の充実	障がい者に対する医療については、地域の医療機関及び専門医療機関と連携しながら、保健、医療、福祉の各分野が一体となった地域医療体制の整備・充実を推進します。
リハビリテーションの充実	障がいの重度化を防ぐため、介護保険事業との調整を図りながら、速やかに適切なリハビリテーションを提供できる体制の整備を図ります。
	運動機能の回復をめざすリハビリテーションだけでなく、障がい者のすべてのライフステージにおいて、医療、教育、福祉、労働等多方面から障がいの特性や程度に即した適切な支援を行うことで、障がいの軽減と障がい者の自立を促進するリハビリテーションの充実を図ります。
福祉医療の充実	現在実施している重度、中度障がい者（児）を対象とした重度、中度心身障害者医療費の助成制度を継続して実施し、福祉医療の充実に努めます。
	自立支援医療の周知を図るとともに、その円滑な利用及び適正な給付に努めます。

(3)精神保健福祉施策の推進

【現状と課題】

障害者総合支援法は、基本方針として「施設入所・入院から地域生活への移行を推進」を掲げています。退院可能な精神障がい者の地域移行を実現するためには、人権に配慮した適正な精神医療、精神障がいや精神障がい者に対する正しい理解、地域で生活していくための社会資源の活用など、なお多くの課題が残されています。

本町では、精神障がいの発生予防・早期発見のため、精神保健相談や訪問指導といった保健事業を実施しています。また、精神障がい者の社会復帰を促進するため、社会参加活動を支えるボランティアの育成や家族会への支援等も行っています。

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、可能な限り身近な地域において医療の提供や支援できる体制の確保に努め、退院可能な精神障がい者の地域への円滑な移行・定着が進むよう、退院前後の支援に関する取組の充実を図るため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム[※]の構築を推進する必要があります。

【施策の方向性】

取 組	概 要
精神障がい(者)に対する啓発活動の推進	地域全体で社会復帰への理解を深めるため、精神障がいと精神障がい者に対する正しい認識と理解を図るための啓発を行います。
	精神障害者保健福祉手帳の普及を図るとともに、制度の改善・充実が図られるよう関係機関への働きかけ等を行います。
相談支援体制の充実	障がい者の社会復帰に向け、保健所、医療機関、相談支援事業所等との連携を図り、精神障がい者に対する相談・訪問指導などの充実を図ります。
	家族会の運営を支援し、本人や家族の精神的負担の軽減に努めます。
	精神障がい者と地域住民との交流を図り、社会復帰を支援するためのボランティアの育成を推進し、活動を支援します。
障がい福祉サービスの提供	精神障がい者が社会復帰活動をする場やサービスを確保し、提供するための支援を行います。

※精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム：精神障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたもの。

(4) 難病に関する施策の推進

【現状と課題】

難病患者については、平成25年4月より障害者総合支援法に定める障がい児・者のなかに難病等が加わり、障がい福祉サービスや相談支援等の対象となっています。

国では、より充実した難病対策を行うため、平成27年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)」を施行し、医療費を助成する指定難病の種類を難病法施行前の56から大幅に増やしています。指定難病は、これまで6度の見直しが行われ、現在では366疾病が指定難病※に指定されています。また、令和6年4月には7度目の見直しが行われ新たに3疾病が追加され369疾病となります。

難病患者に対する障がい福祉サービスの提供にあたっては、障がい福祉サービスや地域生活支援事業に関する制度の周知を行うとともに、難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮しながら、適切な利用を支援する必要があります。

【施策の方向性】

取 組	概 要
相談体制の充実	保健所等と連携し、難病患者に対する相談・訪問指導を充実します。
	難病医療相談会等を開催し、在宅で療養する患者の生活の質の向上に努めます。

※指定難病：資料編127ページにて、障害者総合支援法の対象疾病一覧を記載。

(1) 意思決定支援及び相談支援体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人が自らの決定に基づき、保健・医療・福祉等各種サービスを利用していくためには、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、それら各種サービスの情報提供、相談支援を受けることのできる体制の構築が必要です。

アンケート調査（障がい者）によると、不安や悩みの相談相手は、「同居の家族」、「その他の親族（同居以外）」、「医師・看護師・医療関係者」、「施設の職員や作業所の指導員」、「町役場」という回答が比較的多く、また、「暮らしやすいまちづくりのために充実してほしいこと」では、2番目に多い回答に「気軽に自分のことを相談できる支援センター」が挙げられています。

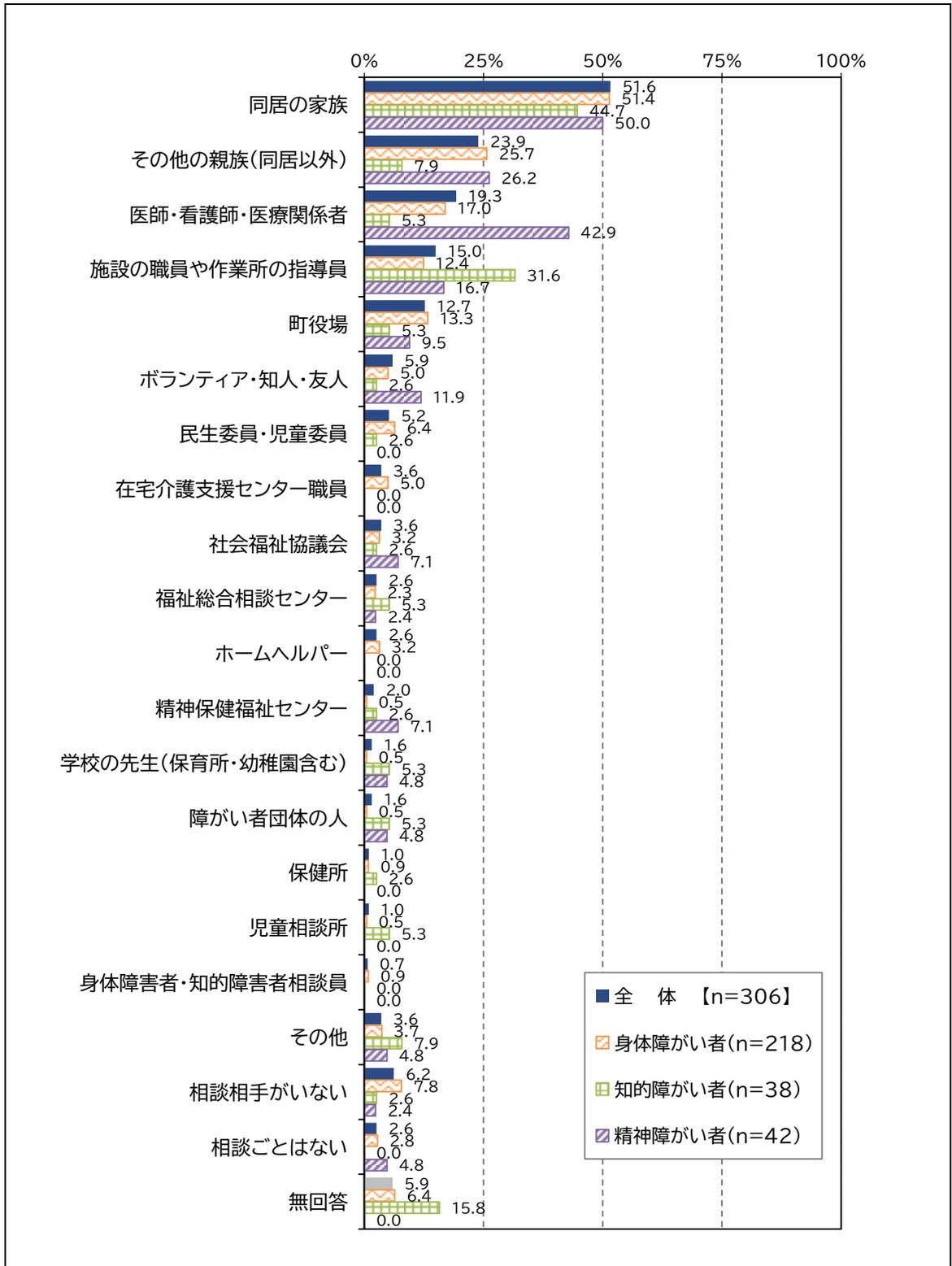
現在、岩手町における障がい者の相談支援体制は、役場、障害者地域生活支援センター、障害者相談支援事業所、地域包括支援センター[※]、在宅介護支援センター、社会福祉施設・作業所、社会福祉協議会、医療・教育等の各機関などからなり、地域においては、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、民生委員・児童委員がその役割を担っており、必要に応じて連携をとりながら活動、支援を行っています。

今後も、障がいのある人やその家族、介助者等が抱える問題の解決に向け、関係機関や相談員と連携し、必要な情報提供に努め、困ったときに気軽に相談できる身近な相談支援体制を整備する必要があります。

[※]地域包括支援センター：市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。

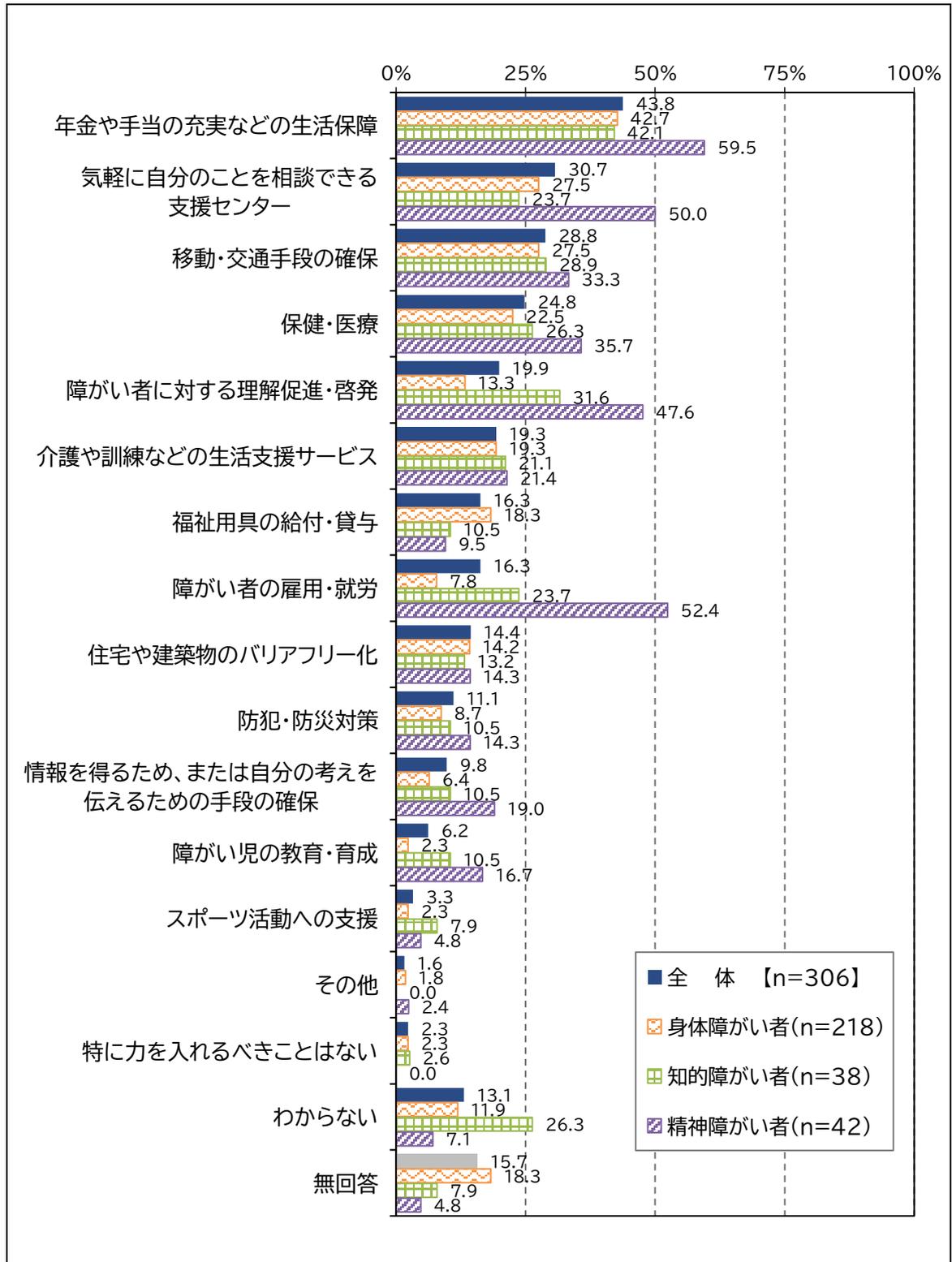
アンケート調査より

■ 不安や悩みの相談相手



資料：岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査（障がい者）

■暮らしやすいまちづくりのために充実してほしいこと



資料：岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査（障がい者）

【施策の方向性】

取 組	概 要
相談支援体制の充実	盛岡広域圏障害者地域生活支援センターや社会福祉法人岩手県社会福祉事業団と連携し、障がい者が保健、医療、福祉の各分野の制度やサービスをはじめ生活全般について身近に相談できるよう相談支援体制の整備・充実を図ります。
	基幹相談支援センターについて、近隣市町と連携を図りながら設置に向けた検討をします。
	利用者のニーズに合わせたサービスを総合的に提供できるようケアマネジメント体制の整備を図ります。
	ピアカウンセリング*の導入など、障がい者の立場に立った相談のあり方を検討・実施します。
	保健、医療、福祉、教育等各分野とのネットワーク・連携を図り、障がい者の生活、就学、社会参加、自立支援等あらゆる相談に応じられるよう相談・指導・支援体制の整備を図ります。
	精神障がい者及び家族のニーズに対応するため、保健・医療・福祉が一体となった相談支援体制の充実を図ります。
	難病患者及び家族の療養上、また生活上のさまざまな相談に対応するため、専門的支援体制の充実を図ります。
	障がい者相談窓口のPRガイドやホームページへの掲載などにより、各種相談事業の情報提供に努めます。
相談支援の普及	適正なサービス利用が図られるよう、サービス利用計画の作成及び定期的なモニタリングについて、全ての利用者を対象に計画の作成を行います。
	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行を推進するための相談支援、居宅で単身生活している障がい者などの常時の連絡体制を確保する地域定着支援についても事業所と連携し、対象者の拡大を図ります。

※ピアカウンセリング：障がいという共通点をもつ者同士が、対等な仲間として相談に応じ、自立に向けた支援を行うこと。ピアとは「仲間」「同等」の意。

(2)障がい福祉サービス等の充実

【現状と課題】

障がい者が住み慣れた地域で安心して日常生活・社会生活を営むことができるよう、個々の障がい者のニーズや実態に応じて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実に努める必要があります。

アンケート調査（障がい者）によると、障害者総合支援法によるサービスの利用意向は、「自立訓練」、「居宅介護」、「生活介護」、「短期入所」の利用意向が比較的高くなっています。また、福祉サービスを利用する上で、困っていることは、「利用者負担（金銭的）に不安がある」、「サービス提供や内容に関する情報が少ない」（15.0%）、「サービス利用の手続きが大変」、「福祉サービス事業者が少ない」が挙げられています。

今後とも、多様なニーズに対応した適切なサービスを提供できるよう、県やサービス事業者と連携し、必要なサービス量の確保に努め、また、サービスの量的な確保だけでなく、障がい特性に配慮した十分な対応ができるようサービスの質的向上に努めます。

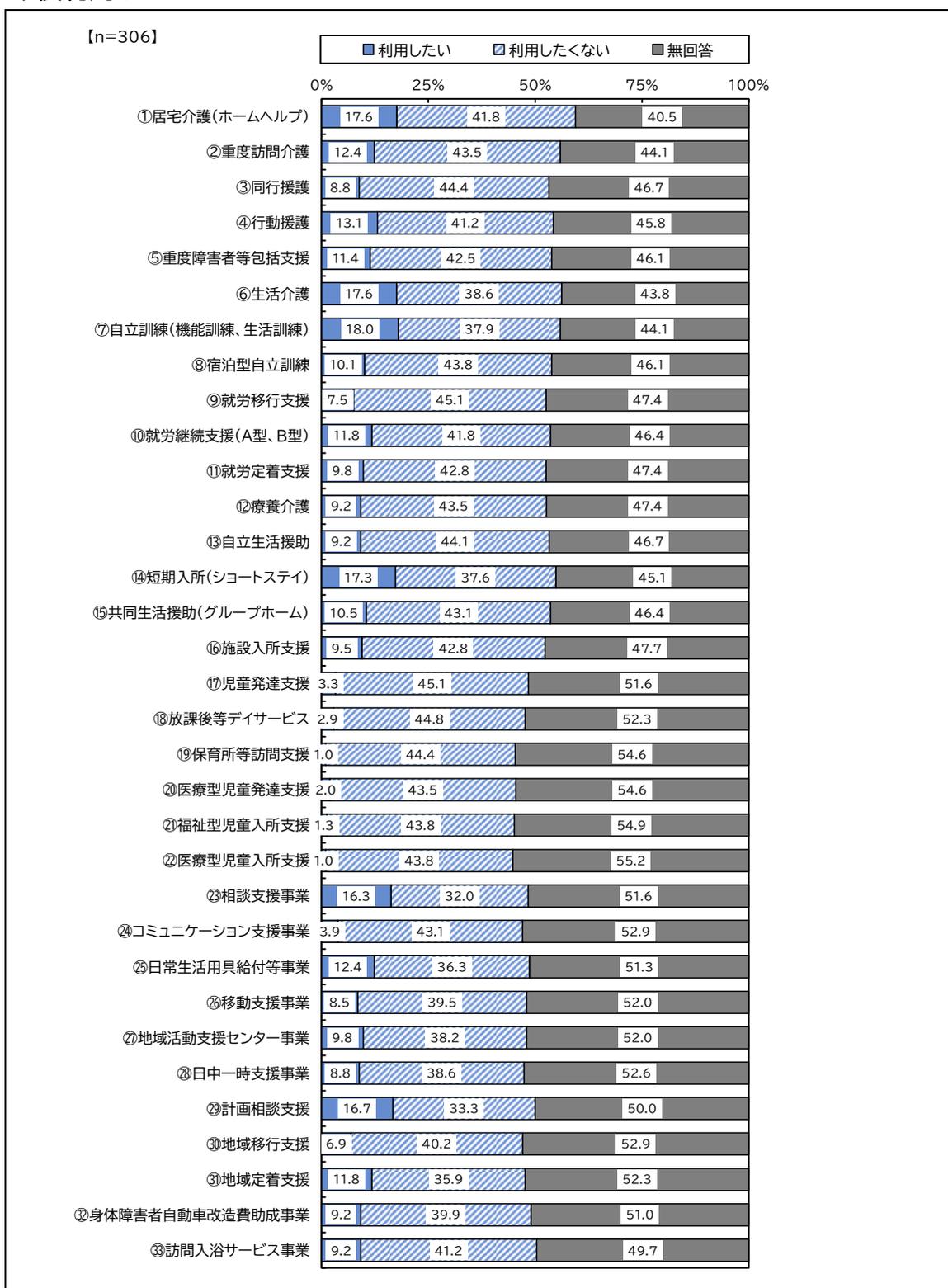
また、障害者総合支援法においては、基本方針として、「施設入所・入院から地域生活への移行を推進」することが定められています。

アンケート調査（障がい者）によると、障がいのある人が在宅生活の継続・移行するために必要な条件は、「居宅における生活支援サービスの充実」、「相談支援サービスの充実」、「日中を過ごせるデイケアやデイサービスの確保」が比較的多い回答として挙げられています。

入所による支援が必要な方がいる一方で、何らかの支援があれば、地域生活に移行でき、必ずしも継続入所が必要ではない方がいることも事実です。地域移行支援や地域定着支援の体制整備を図り、訪問系サービスの充実に努め、障がい者の地域移行を促進する必要があります。

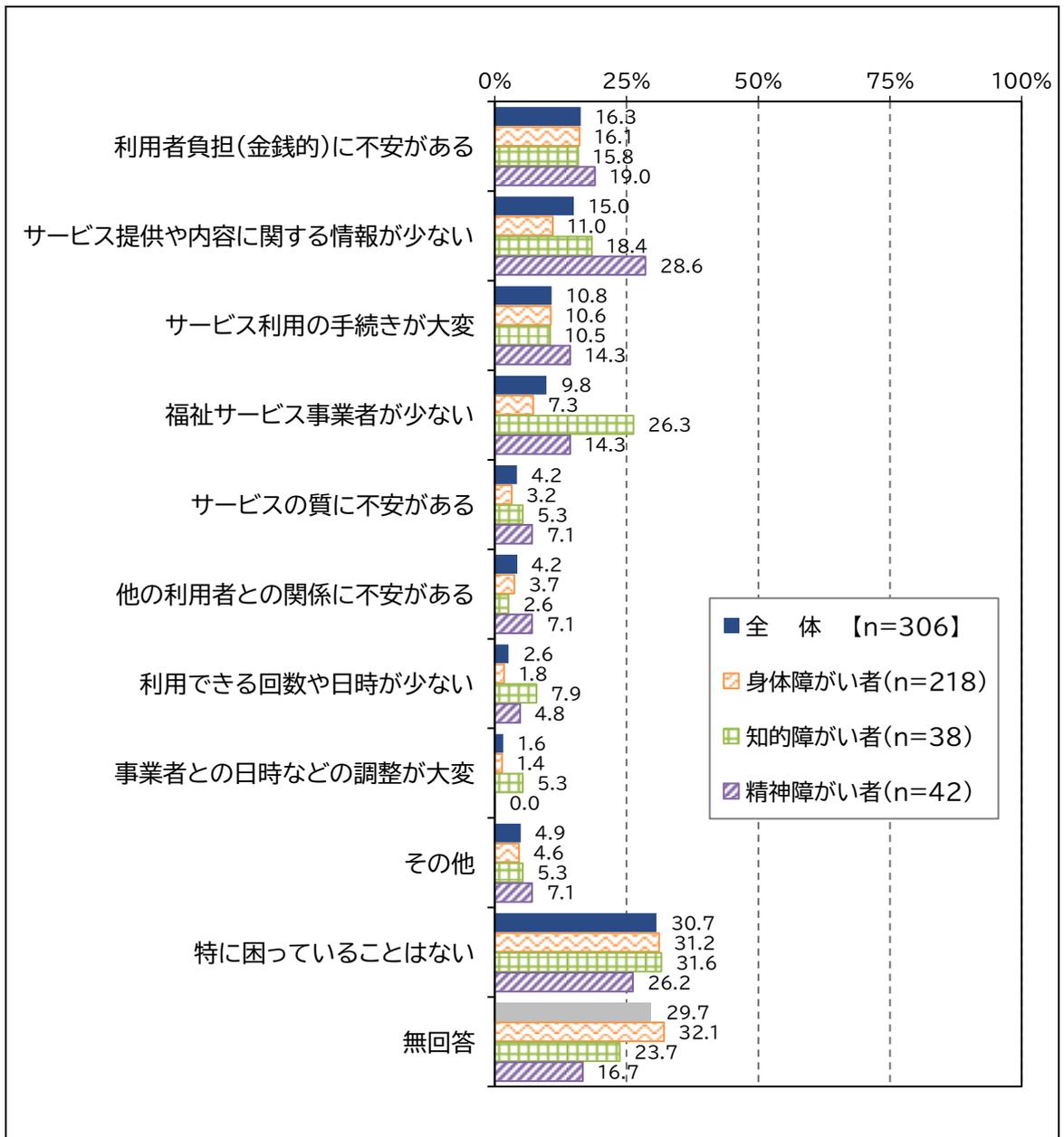
アンケート調査より

■今後利用したいサービス



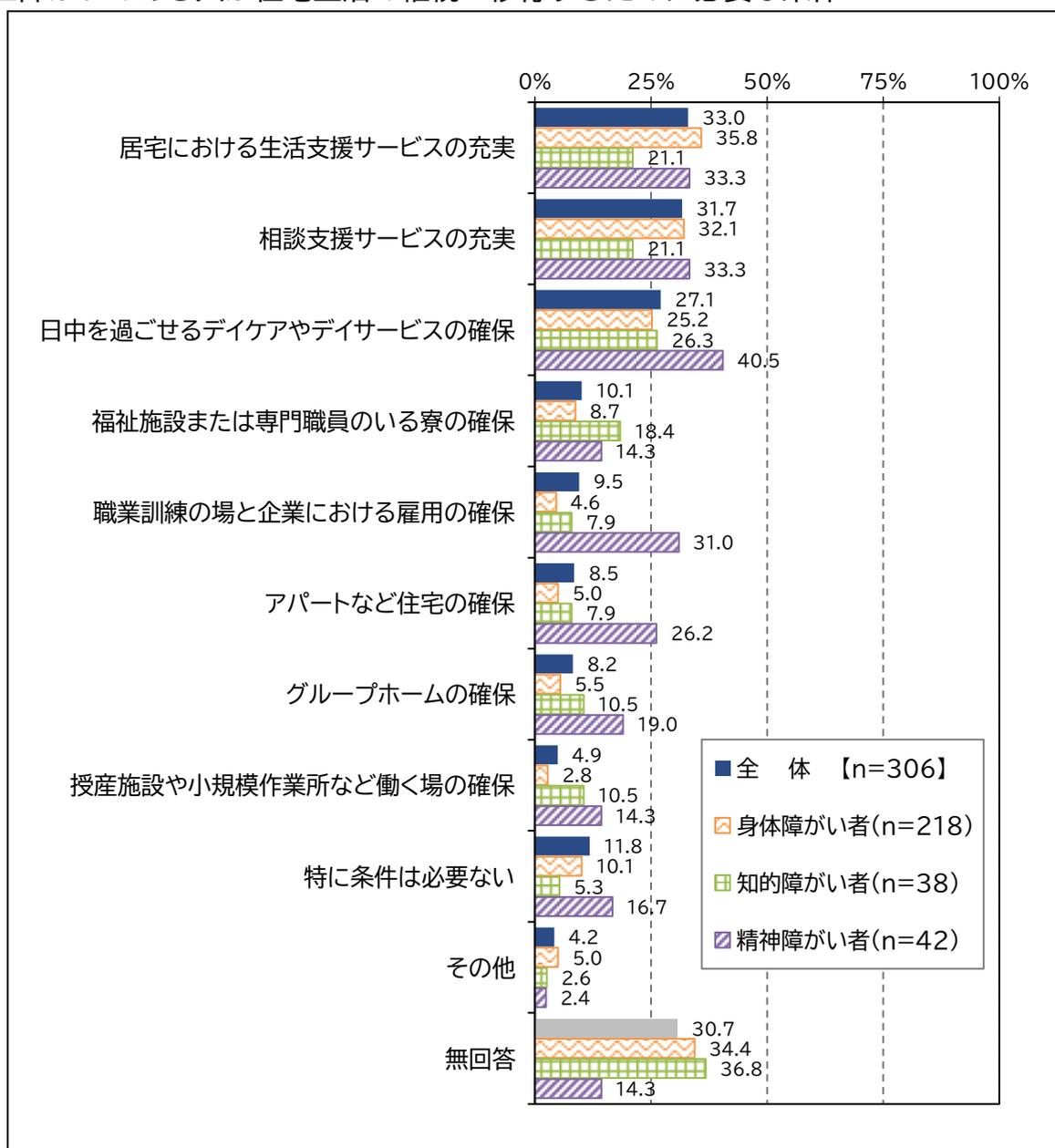
資料：岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査（障がい者）

■ サービス利用で困っていること



資料：岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査（障がい者）

■障がいのある人が在宅生活の継続・移行するために必要な条件



資料：岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査（障がい者）

【施策の方向性】

取 組	概 要
障害福祉サービス提供体制の確保	<p>障害者総合支援法の基本的な考え方に基づき、障がい者が必要に応じた訪問系サービスを受けながら、希望に応じた日中活動系のサービスを利用して自立した地域生活を送ることができるよう各種障がい福祉サービスの提供体制を整備します。</p>
	<p>福祉施設入所等から地域生活へ移行することが可能な障がい者については、関係機関等とグループホーム等社会基盤の整備・充実を協議・検討しながら、地域生活の支援体制の構築を図っていきます。</p>
地域生活支援事業	<p>地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条に規定される町が実施主体となる事業で、必ず実施しなければならない必須事業と、町の判断で地域特性を考慮して柔軟に実施できる事業から構成されています。今後も、利用者のニーズ等を踏まえ、サービス提供体制を整備し、事業内容の充実を検討していきます。</p>

(3)保健・医療・福祉の人材育成

【現状と課題】

地域で障がいのある人の生活を支えるために必要なサービスを確保していくためには、行政をはじめとする公的な機関や地域で障がい福祉サービスを提供する事業者、ボランティアなど、地域のさまざまな団体や関係者の協力が必要です。

そのためには、地域において障がいのある人の支援を希望する団体や関係者などに対して、必要な研修や勉強会等の開催や情報の提供などに努め、地域で障がいのある人の生活を支える人材育成への支援の強化・充実を図る必要があります。

また、より質の高い福祉サービスを充足させるためには、専門的知識のある人材を育成し、確保していくことも求められます。理学療法士、作業療法士、介護福祉士、相談支援専門員などの専門的な人材の確保、養成に努める必要があります。

【施策の方向性】

取 組	概 要
専門職員の人材養成・確保	社会福祉法人等との連携によって専門職員の養成・確保を図り、多様化する福祉サービスの推進に努めます。福祉施設などの職場、職域での研修体制の充実を図ります。
	行政や福祉施設などの職場における研修体制の充実を図ります。また、資質の向上を図るため、公的機関の研修に専門職員を派遣するよう促進します。
ボランティア研修の充実	ボランティア研修などの充実により、活動層の拡大を図ります。
家庭介護者などの介護技術研修の実施	家庭介護の知識と技術の普及を目的とした多様な研修の場の整備に努めます。

(4)情報提供の充実

【現状と課題】

障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がいのある人に配慮した情報通信機器利用の促進、サービス等の周知等、さまざまな取組を通じて情報アクセシビリティの向上に努める必要があります。

ICT※（情報通信技術）の発達とともに、パソコン（インターネット）や携帯電話（スマートフォン）の普及が急速に進み、情報取得の手段やコミュニケーションをとるツールとして幅広く利用されるようになっていますが、情報機器の利用機会等による格差という新たな問題も起こっています。

アンケート調査（障がい者）によると、情報の入手先は、「テレビ・ラジオから」、「家族から」、「新聞から」という回答が比較的多くなっています。また、利用している通信機器は、「電話」、「携帯電話等の電話機器」、「携帯電話等のメール機能」という回答が多くなっています。

行動の制約を伴う障がいのある人にとって、ホームページや電子メール、SNSは非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となっていることから、障がいによる利用機会等の格差が生じないように配慮し、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

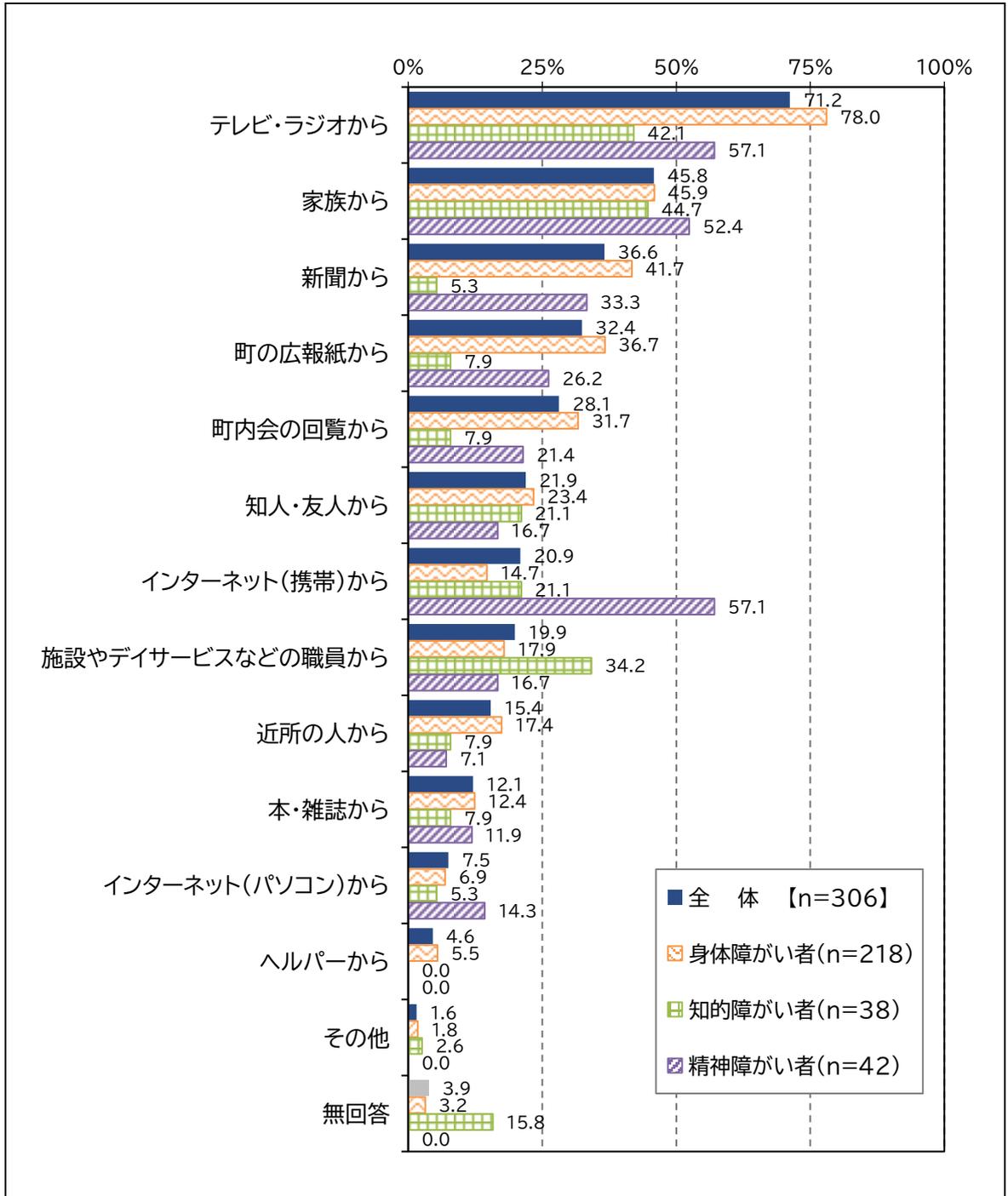
また、情報化が進む中で、障がいの有無や障がいの程度にかかわらず情報が行き届くよう、さまざまな媒体を使って情報提供していくとともに、点字や手話通訳など障がい特性に応じた情報提供の充実に努めていく必要があります。

※ICT:Information and Communication Technology の略。

情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。日本では同様の言葉として IT(Information Technology:情報技術)の方が普及していたが、国際的には ICT がよく用いられ、近年日本でも定着しつつある。

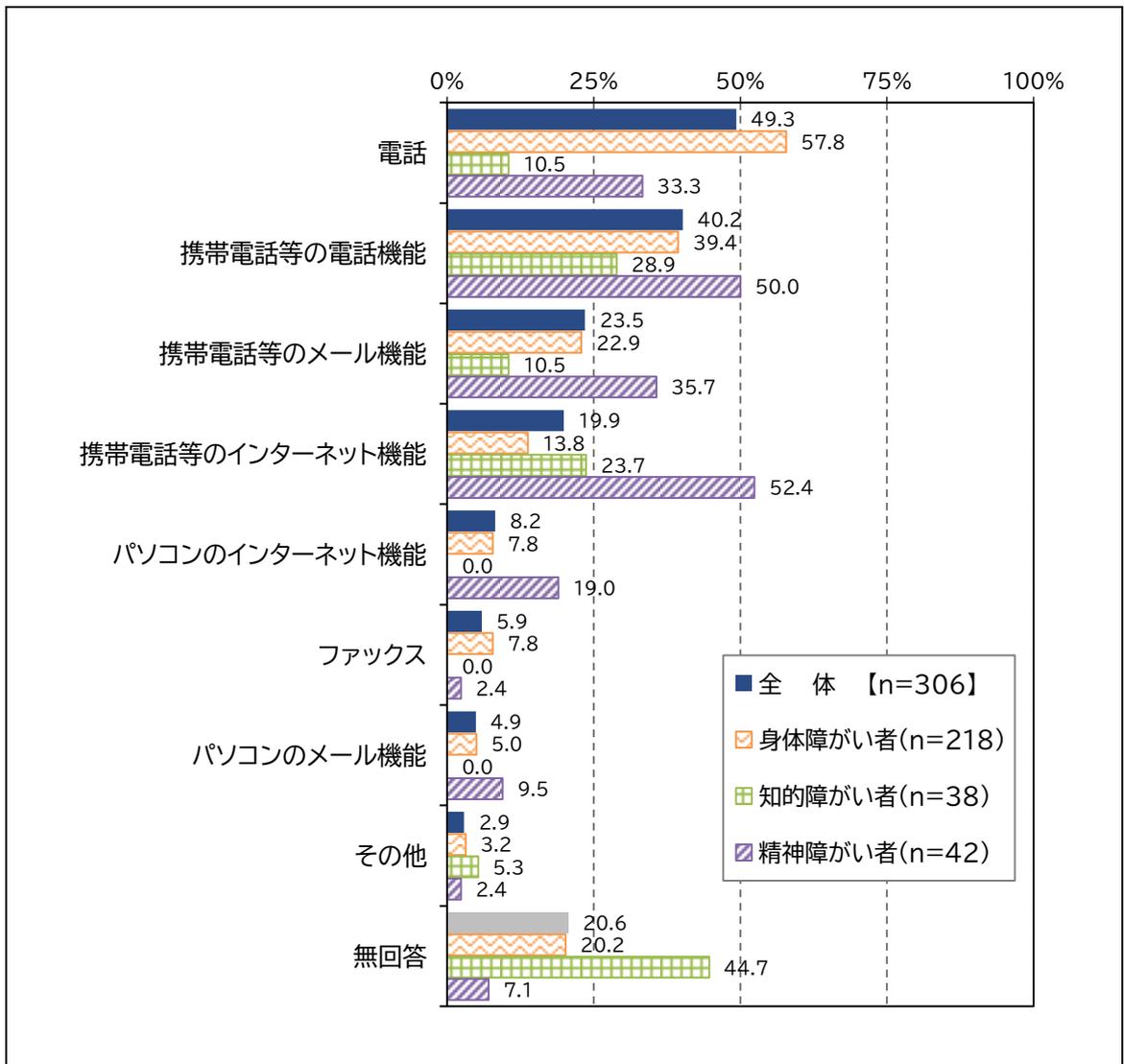
アンケート調査より

■情報の入手先



資料：岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査（障がい者）

■利用している通信機器



資料：岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査（障がい者）

【施策の方向性】

取 組	概 要
情報提供体制の充実	さまざまな媒体や機会を通じて積極的に情報提供していくとともに、情報格差に配慮しつつ、パソコン、携帯電話などの活用による情報提供を推進します。

(1)インクルーシブ教育システムの推進

障がい児の教育においては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がい児が合理的配慮を含む必要な支援の下、インクルーシブ教育システム（人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み）を推進していく必要があります。

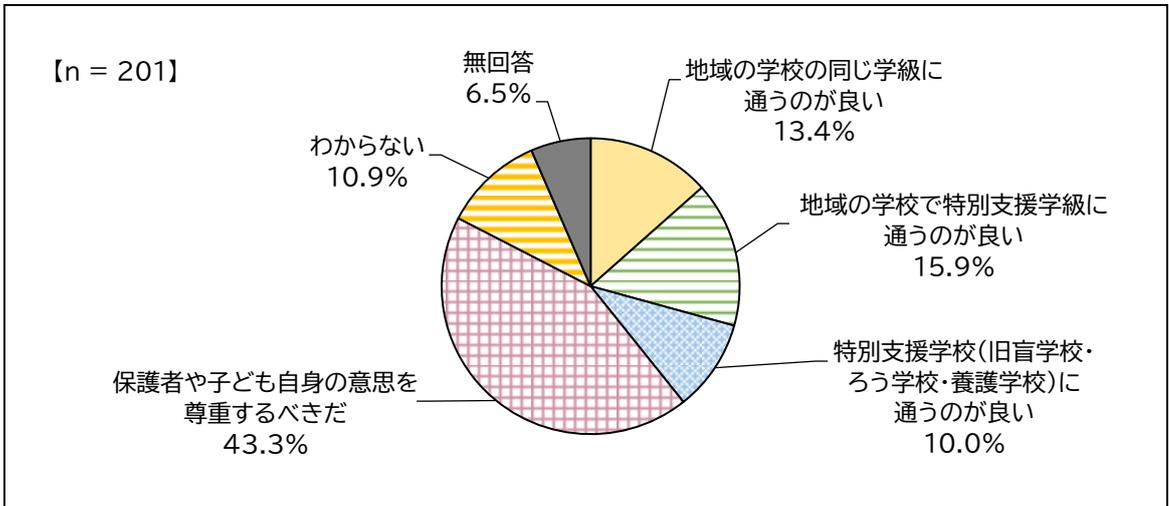
アンケート調査（町民）によると、障がいのある子どもが障がいのない子どもと一緒に、地域の小中学校に通うことについてどう思うかでは「地域の学校の同じ学級に通うのが良い」との回答、幼稚園、保育所、学校で障がい児に配慮したらよいと思うことでは、「通常の学級への受け入れを進めてほしい」との回答、アンケート調査（障がい者）によると、障がいのある子どもが学ぶための環境について望ましいことでは、「障がいのない子どもと一緒に教育や保育をおこなう統合教育（保育）をすすめること」との回答が少なからずあり、障がいの有無にかかわらず共に学ぶことについての要望もみられます。

インクルーシブ教育システムの推進に当たっては、障がいのある児童生徒が基礎的環境の整備や合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障がいのない児童生徒と同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小中学校における通常の学級、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」の充実を図る必要があります。

※インクルーシブ教育：障がい等のハンディキャップを持っている人とハンディキャップのない人がともに学ぶ教育の仕組みで、人間の多様性を尊重し、ハンディキャップのある人が自身のスキルを最大限に発揮して自由な社会への参加を可能にすることを目的としている。

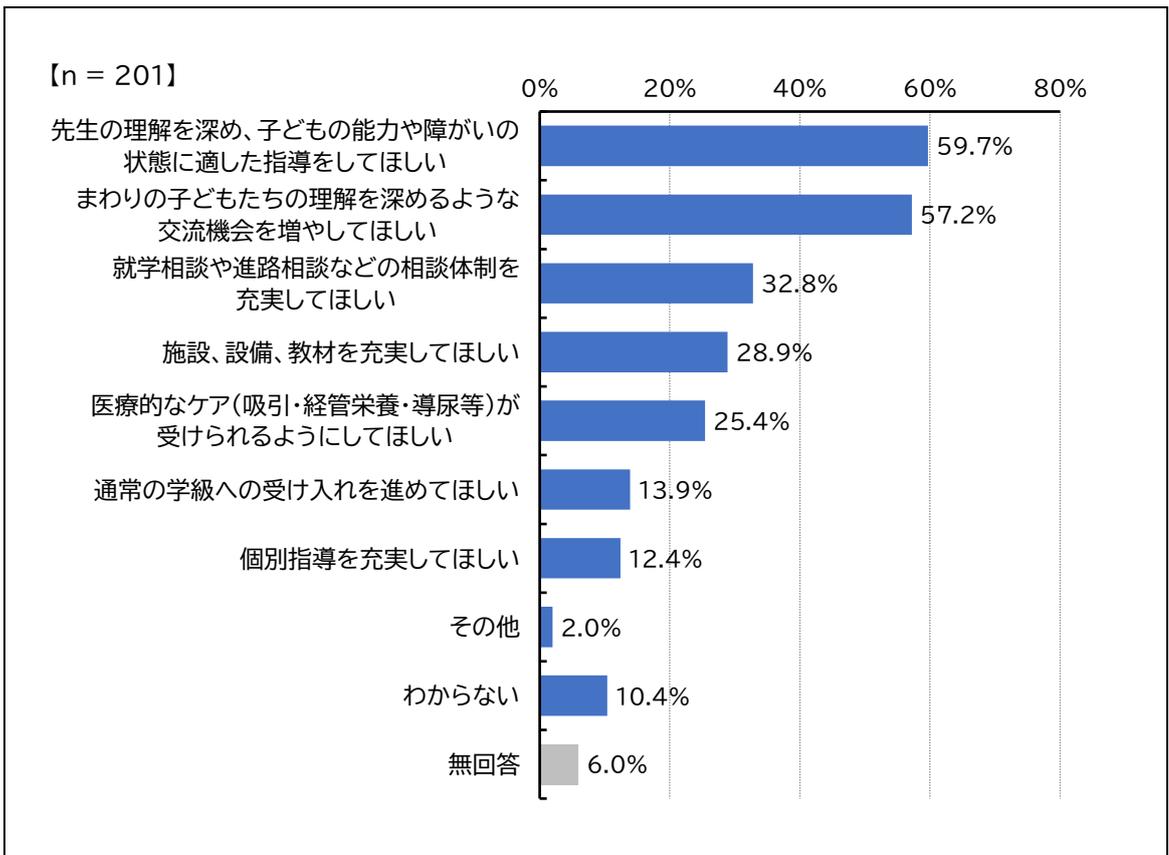
アンケート調査より

■障がいのある子どもが地域の学校に通うことについて



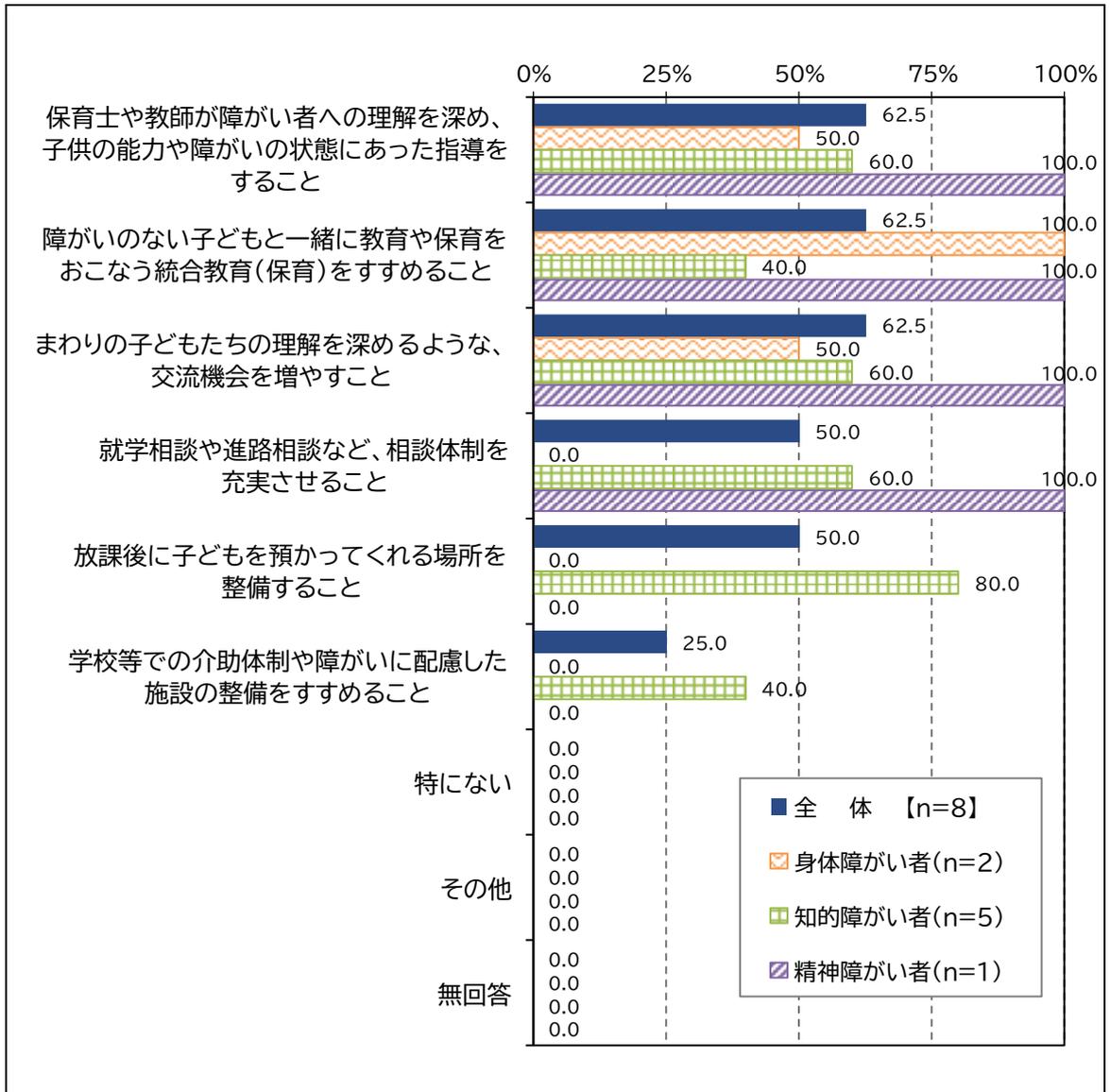
資料：岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査（町民）

■障がいのある子どもが学ぶための環境について



資料：岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査（町民）

■障がいのあるこどもが学ぶための環境について



資料：岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査（障がい者）

【施策の方向性】

取 組	概 要
早期対応の充実	<p>児童相談所、療育センター（発達障がい者支援センター）等、関係機関と連携を図り、障がい児の早期発見に努め、適正な助言・指導を行います。</p>
	<p>心身に障がいのある幼児、児童生徒の保護者を対象とした家庭教育、進路などの相談を行います。</p>
	<p>受け入れ可能な幼児については、他の幼児等との交流が図れるよう保育所等への入所を促進します。</p>
教育支援の充実	<p>障がい児に対して、最も適切な学びの場を提供するため、町教育委員会及び各学校における教育支援体制の一層の充実を図ります。</p>
	<p>心身に障がいのある就学予定者及び児童、生徒の適切な就学を図るため、岩手町教育支援委員会を継続開催します。</p>
	<p>町教育委員会、学校等関係機関が綿密な連携をとりながら教育相談を実施し、保護者の理解を得ながら適切な教育支援を行います。</p>

(2)教育環境の整備

【現状と課題】

アンケート調査（障がい者）によると、障がいのある子どもが学ぶための環境について望ましいことは、「保育士や教師が障がい者への理解を深め、子どもの能力や障がいの状態にあった指導をすること」との回答、アンケート調査（町民）によると、「幼稚園、保育所、学校で障がい児に配慮したらよいと思うこと」では、「先生の理解を深め、子どもの能力や障がいの状態に適した指導をしてほしい」、「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」との回答が比較的多く挙げられています。

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

現在、本町においても通常の学級にも障がいのある子どもは多数在籍しており、特別支援教育の重要性はさらに高まっています。

特別支援教育の充実のためには、就学前からの教育相談を実施し、就学後も適切な学びの場となるよう相談・支援を継続していくことが重要となります。

また、障がいのある児童生徒がその特性により不登校傾向にある場合などにおいても、学校や家庭等で教育機会を確保していくためには、情報通信技術（ICT）の発展等も踏まえつつ、教育的ニーズに応じた教科書をはじめとする教材や支援機器の活用を促進し、学校施設においては、バリアフリー等に配慮した教育環境の充実が求められます。

【施策の方向性】

取 組	概 要
担当教員の資質の向上	特別支援教育担当者の指導力の向上と学習指導の改善・充実を図るため、関係機関との連携協力体制を構築し、一人ひとりの教員及び療育に関わる専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や資質・指導力の向上に努めます。
特別支援教育の推進	児童・生徒一人ひとりに応じた特別支援教育が受けられるよう、校内に特別支援教育コーディネーターの配置と教育支援委員会の適時開催を継続し、関係機関と連携して特別支援教育の充実に努めます。
通級指導の充実	「ことばの教室」及び「まなびの教室（LD等）」の通級指導教室により、早期の訓練・指導開始となるよう取り組みを継続します。

(1)総合的な就労支援

【現状と課題】

障がい者が働く場合、就労先の開拓や斡旋、職業研修、定着支援、就業フォロー、さらには生活全般への支援といったものが密接に関連して初めて成り立つものであることから、就労と生活の総合的な支援が必要です。

アンケート調査（障がい者）によると、障がいのある人が働くために必要なことでは、「障がい者に合った労働条件（短時間労働など）が整っていること」、「障がい者に配慮した職場の施設・設備が整っていること」、「障がい者に対する事業主や職場の仲間の理解があること」などが挙げられています。

職場適応への支援については、障害者総合支援法の障がい福祉サービスの「就労移行支援」をはじめとした各種制度の活用を促進しながら、町内・近隣市町村での障がい者雇用を一層強化していくことが求められます。

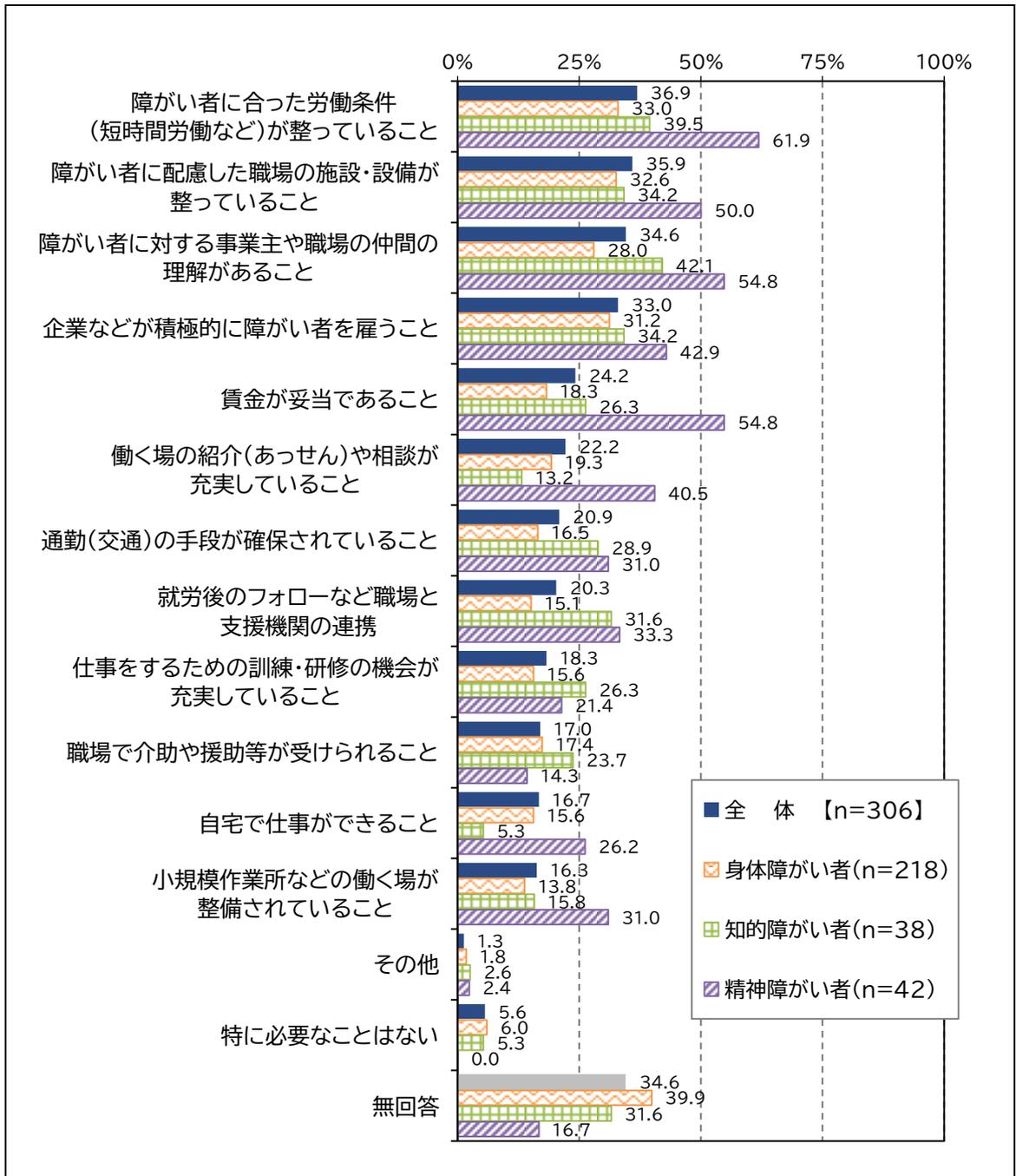
また、障がい者は就労先においてさまざまな問題を抱えていることが少なくないことから、事業主や同じ職場で働く人々に対して理解を得るための啓発活動を充実させ、障がい者の就職後の悩みに関する相談等を実施し、職場定着の向上に努める必要があります。

福祉的就労の場は、一般就労に向けた作業訓練や一般就労が困難な障がい者の働く機会を提供する場であるとともに、障がい者の相談支援や仲間づくりの場であるなど、障がい者の社会参加を支援する施設としての役割も果たしています。

今後も、障がい者の地域生活への移行が推進されることから、ますます福祉的就労の場の需要が高まることが予測されます。平成25年4月に施行された「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設等からの優先的な物品等の調達の推進を図るなど、福祉的就労の場の安定的な施設運営に向けた支援に努める必要があります。

アンケート調査より

■障がいのある人が働くために必要なこと



資料:岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査(障がい者)

【施策の方向性】

取 組	概 要
雇用の促進と啓発	障がい者の意欲と能力に応じて職業生活を設計・選択できるように就労移行支援体制の確立に努めます。
職業紹介、職業指導の充実	職を希望する障がい者には、障がいの種類、程度及び本人の要求に対応した的確な指導、職業紹介を行うため、公共職業安定所や岩手障害者職業センター等の職業安定機関への紹介を推進します。
	障がい者、障がい者の家族及び雇用主と連携を密にし、職場定着できるよう努めます。
	障がい者の適性に応じた職業的訓練の充実を図り、一般の公共職業訓練施設、身体障害者訓練校、身体障害者リハビリテーションセンターなどの公的職業訓練機関での能力開発を推進します。
福祉施設から一般就労への移行等の推進	福祉施設利用の障がい者が、障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業等を活用して一般就労できるよう、関係機関と連携しながら移行の推進を図ります。
福祉的就労の場の確保・支援	一般就労が困難な障がい者にとって、それぞれ持てる力に応じた労働の場を提供することは、働くことを通して、生きがいを感じ、障がい者同士や社会との交流・連帯感をつちかう事にもつなぐことから、既存施設の拡充を図るとともに、就労支援の拡大に向け近隣市町と連携を図ります。
障がい者就労支援事業所等の支援	障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労支援事業所等からの物品・役務の調達を推進します。

(2)障がい者雇用の促進

【現状と課題】

障がいのある人が地域で質の高い自立した生活を送るためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を発揮することができるよう、障がい者雇用の理解と促進を図り、就業機会の確保に努める必要があります。

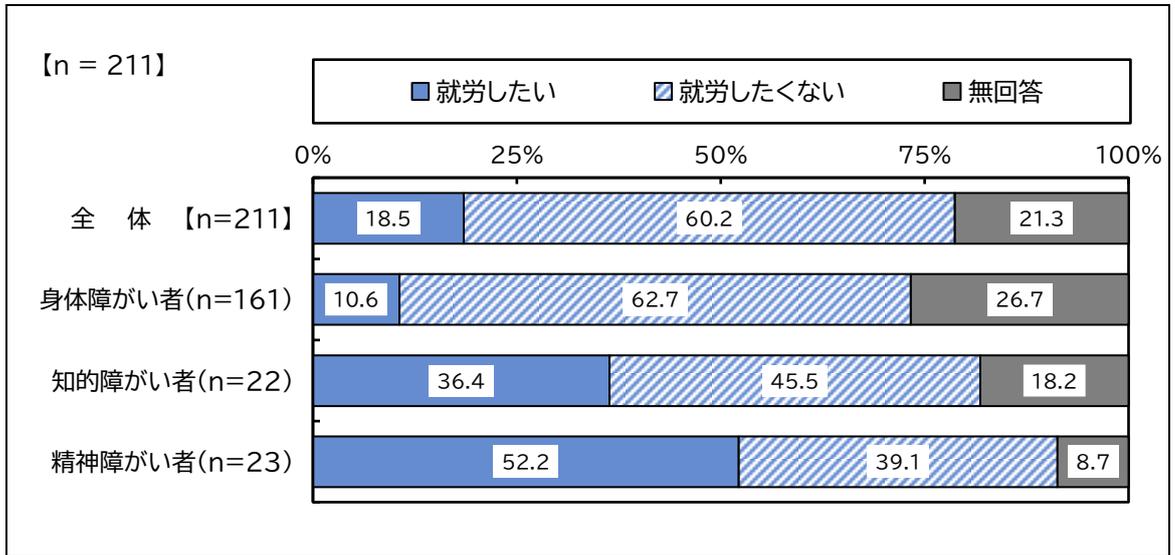
アンケート調査(障がい者)によると、今後の就労意向は、約2割が「就労したい」と回答しており、希望する就労先は約3割が「一般企業で働きたい」と回答しています。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める障がい者の割合が一定率(法定雇用率)以上になるよう義務付けられています。法定雇用率は、令和8年度までに段階的に引き上げられることとなっており、民間企業では現行の2.3%から2.7%、国及び地方公共団体においては、現行の2.6%から3.0%(教育委員会は2.5%から2.9%)となります。

岩手県における民間企業の障がい者雇用率は、令和5年6月1日現在で2.42%と法定雇用率を上回り過去最高を更新していますが、今後、法定雇用率は段階的に引き上げられることから、障がい者法定雇用率や障がい者雇用促進のための助成金及び支援制度、あるいは税制上の優遇措置についての周知に努め、事業主や同じ職場で働く人々に対して理解を得るための啓発活動を充実し、障がいのある人の雇用の促進と定着を図る必要があります。

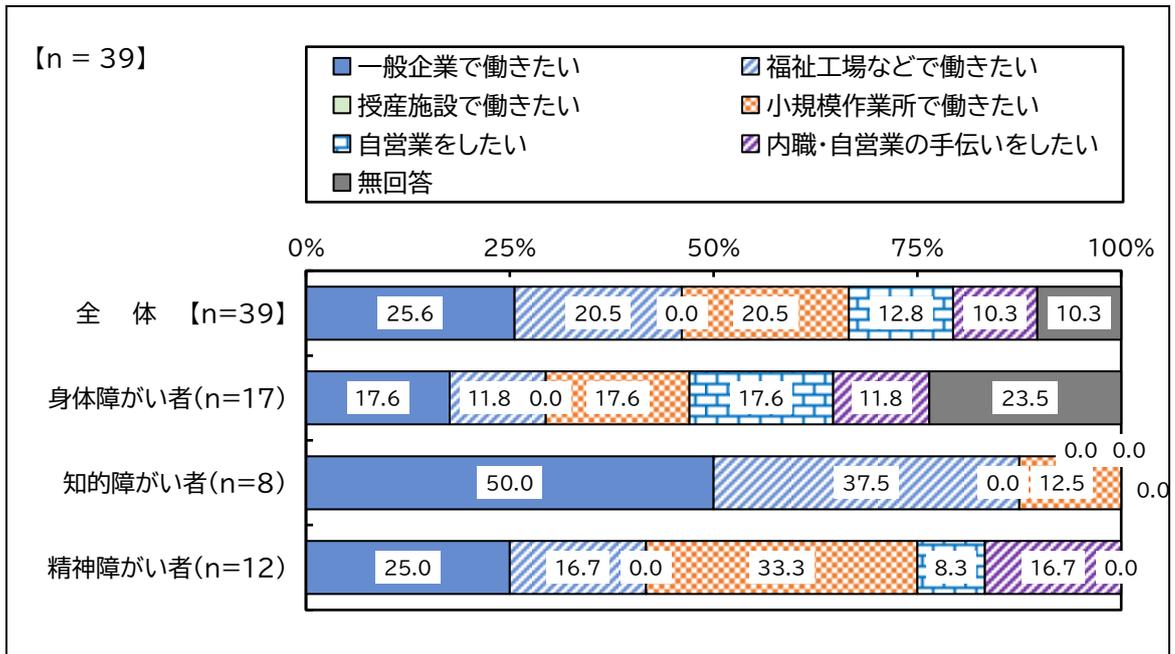
アンケート調査より

■今後の就労について



資料:岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査(障がい者)

■今後の就労について



資料:岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査(障がい者)

【施策の方向性】

取 組	概 要
障がい者の雇用促進	公共職業安定所などの関係機関との連携を強めるとともに、障がい者の一般就労促進のための啓発・広報に努めます。
	障がい者を新たに雇い入れることで作業施設や設備の改善をする等の経済的負担に配慮した助成金の制度について周知し、障がい者の雇用を促進します。

(3) 経済的自立の支援

【現状と課題】

障がい者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労機会を広げ、雇用を確保するとともに所得保障や経済的負担の軽減を図る必要があります。

アンケート調査（障がい者）によると、「暮らしやすいまちづくりのために充実してほしいこと」で、最も多い回答は、「年金や手当の充実などの生活保障」となっています。

町では、年金・手当・税の減免、医療費の助成等について、手帳交付の際などに、利用できる制度を紹介していますが、認知度の低い制度もあることから、周知の徹底が必要です。

このほか、地域生活をする上で社会的に優遇措置を受けることができるよう身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳等の制度の周知を図り、それぞれの団体の会員の増加と活動の活性化を図ることも重要です。

【施策の方向性】

取 組	概 要
年金制度・福祉制度の周知	広報などを通じて障害基礎年金制度や各種手当等福祉制度の周知を図り、理解を深めます。
	心身障がい者の保護者が死亡又は重度障がい者になったときに、障がい者の生活の安定を目的として年金を受給する心身障害者扶養共済制度の周知に努め、加入を促進します。
	日常生活自立支援事業、成年後見制度利用支援事業など障がい者の権利を守る制度の情報提供と制度の活用を図ります。
各種制度の活用促進	障がい者の自立や社会参加を推進するため、自動車税等の減免、運賃割引などさまざまな制度について、普及・啓発を図ります。
	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳等の制度の周知を図り、活用の促進を図ります。

(1)文化芸術活動・スポーツ等の振興

【現状と課題】

平成30年6月に「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されています。この法律は、障がいのある人が文化芸術（音楽、映画、絵など）を鑑賞・参加・創造するための環境整備や、そのための支援を促進することを目的としています。

障がい者にとっての文化芸術活動は、単に趣味として生活に潤いを持たせるだけでなく、自身の教養を高め、自己の存在を社会にアピールするための有効な手段でもあり、美術や音楽などにおいては、障がい者がその個性を発揮し、文化芸術を生み出す力が評価されてきています。

また、障がい者にとってスポーツ・レクリエーションは体力の維持増進・残存能力の向上やスポーツ・レクリエーションを通じて障がいのある人とない人とが交流し、お互いに理解と認識を深めることから大きな役割を果たしています。さらに、障がい者スポーツは、以前のリハビリの一環という考え方から、生活を豊かにするためのものへと広がってきており、パラリンピック等の競技性の高い障がい者スポーツにおいては、アスリートの育成も推進されています。

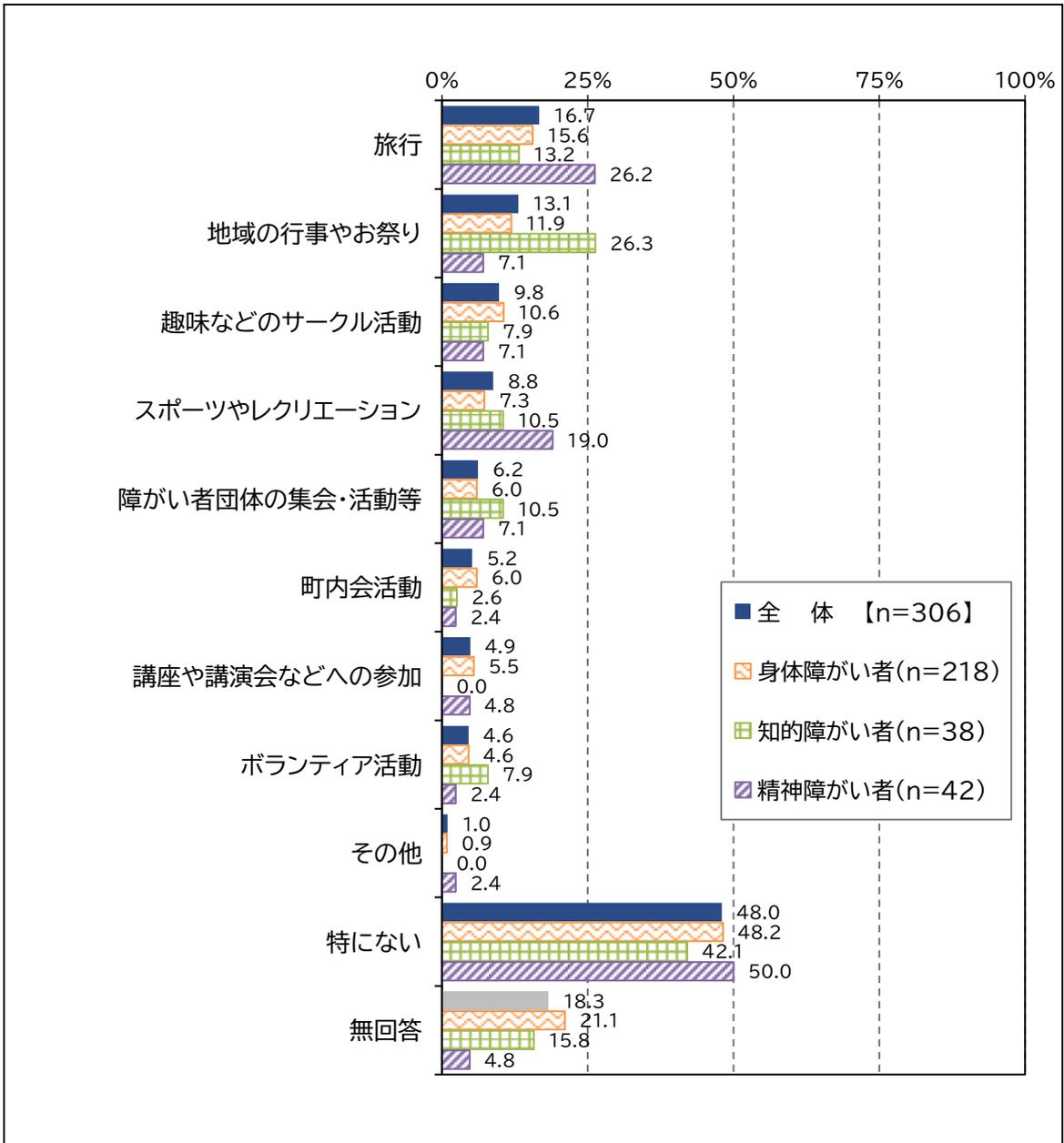
アンケート調査によると、「今後行いたい活動」では、「旅行」、「趣味などのサークル活動」、「地域の行事やお祭り」、「スポーツやレクリエーション」が比較的多い回答で挙げられています。

障がいの種別、程度にかかわらず、誰もが気軽に文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動に参加できるような機会の拡大を図り、障がい者が参加しやすい環境を整える必要があります。

また、障がい者の場合、介助者なしに文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことが困難な場合があり、個別の力で介助者を確保することは限界があります。障がい者がどのような支援を必要としているか把握し、障がい者のニーズに応じた支援を行う必要があります。

アンケート調査より

■ 今後行いたい活動



資料：岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査(障がい者)

【施策の方向性】

取 組	概 要
スポーツの振興	スポーツを通じて社会参加の拡大を図るため、各種スポーツ大会への参加を支援するとともに、障がい者スポーツの普及と振興に努めます。
	障がい者が気軽にスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ施設の整備改善、障がい者の利用に配慮した整備に努めます。
	県などが開催する障がい者のスポーツのための指導員養成講座への参加を促し、指導者の確保に努めます。
レクリエーションの充実及び活動の支援	地域で取り組んでいるレクリエーション活動に、障がい者が気軽に参加できるよう機会の拡充を図るとともに、障がい者によるレクリエーション活動を支援します。
	障がい者の利用に配慮したレクリエーション施設の整備に努めます。
文化活動への参加の促進	文化活動への障がい者の参加を容易にするために、情報の提供等に努めます。
	文化活動における障がい者の参加と理解を容易にするため、手話通訳者等の派遣、点字による資料作成などについて関係団体と協議連携して進めます。
	生涯学習を通じて、文化活動に自ら積極的に参加する障がい者の育成に努めます。
文化活動の支援	文化活動の成果を発表できる場として、作品展、発表会等を開催します。
	文化活動を行う障がい者のネットワークづくりを行い、交流の輪を広げ、技能の向上を支援します。
	福祉施設、教育機関等における障がい者の文化活動を育成、促進します。

(2) ボランティア活動の促進

【現状と課題】

障がい者が、家庭や地域で安心して自立した生活を送るためには、在宅生活を支援するサービスの充実が必要ですが、障がい者が必要とするサービスは多岐にわたっており、公的福祉サービスや民間福祉サービスのみでは、これに対応することは困難であり、地域のボランティアによる支援や協力が重要な役割を果たしています。

アンケート調査（町民）によると、障がい者に対するボランティア活動への参加経験は、約6割が「経験はない」と回答しています。また、ボランティア活動の経験がない理由では、「どのようにしてよいか、わからないから」という回答も少なからず有り、ボランティア活動に関する理解を深める情報提供や相談助言など活動への支援が必要です。

ボランティア活動は、障がい者への支援や社会参加の支えになるだけでなく、心の交流による精神的な豊かさをもたらし、その活動を通じて障がい者の抱える問題に対する理解や障がい者に対する認識を深めることにもつながります。また、社会参加の一環として障がい者自身が、ボランティア活動に参加し、社会に貢献していくことも有意義なことです。

町では、ボランティア活動団体等の活動に対し助成するなどの支援を行っていますが、多くの団体では、活動を支える人材等の確保に課題を抱えていることから、人材育成のための知識や技術を習得する研修等の機会の充実を図るなど、社会福祉協議会と連携しながら活動を担うボランティアの育成に力を入れていく必要があります。

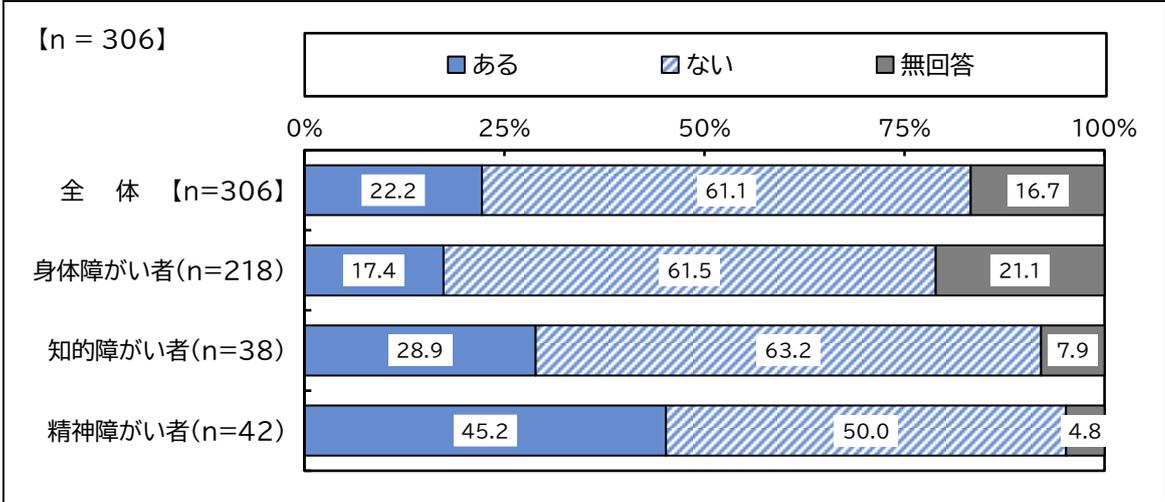
■障がい者関係ボランティアグループ

(令和5年10月現在)

団体名	会員数	活動内容
三翔会	15	育心会やあんずの里への奉仕活動
岩手町精神保健ボランティア しののめの会	10	育心会やひこうせんいわてへの奉仕活動
岩手町傾聴ボランティア おひさま	16	ひこうせんいわてへの奉仕活動

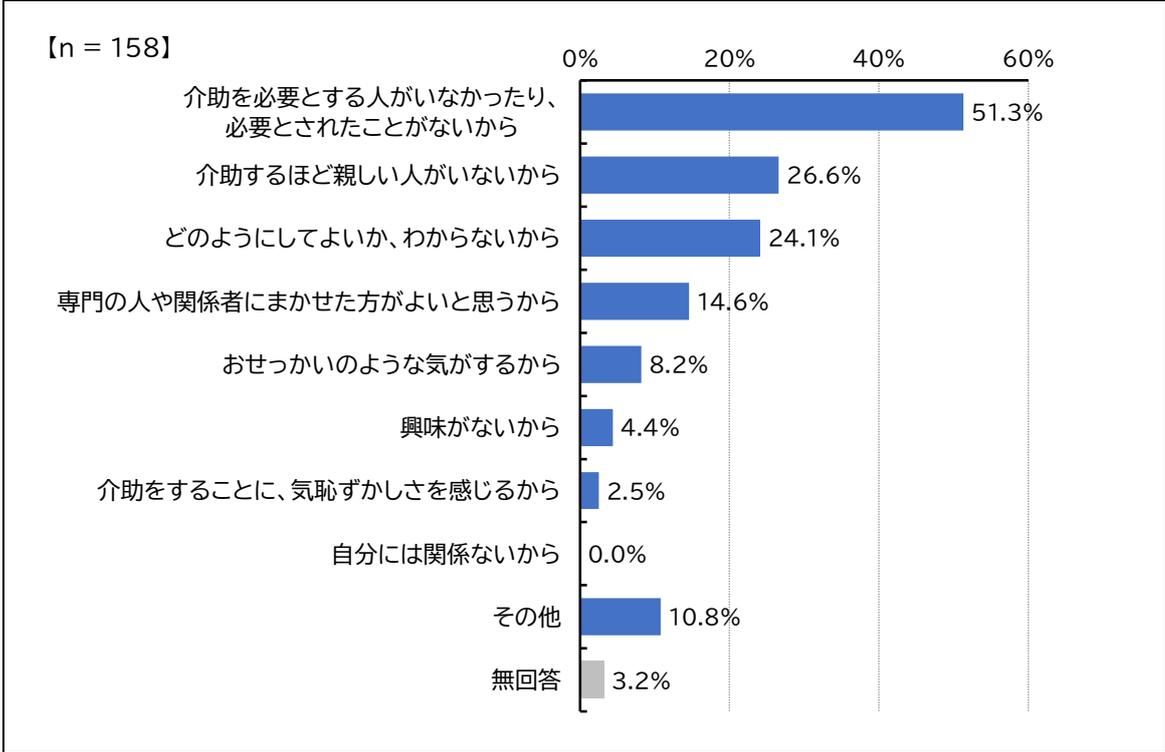
アンケート調査より

■ ボランティア活動への参加経験



資料:岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査(町民)

■ ボランティア活動をした経験がない理由



資料:岩手町障がい者福祉計画見直しのためアンケート調査(町民)

【施策の方向性】

取 組	概 要
ボランティアの養成	ボランティア活動に対する意識を啓発し、町民の誰もがボランティアについて学び、活動に参加できるようボランティア養成講座の充実に努めます。
	社会福祉協議会、民生児童委員、老人クラブ等と連携して、ボランティアリーダーの発掘と養成に努め、ボランティア活動の基盤整備を促進します。
ボランティア活動の活性化	社会福祉協議会を中心に、ボランティア活動の活発化と助長を図ります。
	学校や公民館等と連携し、ボランティア意識の高揚を図り活動を促進します。
	ボランティア活動に関する情報の提供や資質向上のための講座・研修会等を開催します。
	障がい者の地域活動等を支援するため、ボランティア団体と行政の協働による支援体制の整備を図ります。

第4章

障がい福祉計画及び

障がい児福祉計画

第4章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

1 基本理念

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づき策定するものです。国の策定指針に基づき、以下の 7 点を計画の基本理念とします。

(1)障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、その必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がい者等の自立と社会参加の推進を図ります。

(2)障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい者等が必要な障がい福祉サービスを受けることができるよう支援します。

また、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等及び障がい児に対し、適切な障がい福祉サービスの提供に努めます。

(3)障がい者の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立と社会参加を支援する観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援などの課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら障がい者等の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制の整備を進めます。

また、精神病床からの地域移行を進めるにあたっては、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できるインクルーシブな社会の実現に向けて精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4)地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組等を計画的に推進します。

(5)障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いの段階から身近な地域で支援できるようにするとともに障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(6)障がい福祉人材の確保・定着

障がい福祉に関連する人材確保の取組は、行政と事業者等の関係者が一体となって取り組むべき課題であることから、行政、社協、社会福祉法人、福祉施設等組織の各種職能団体をはじめとする幅広い関係者による「協議会」を設置し、継続的な情報共有を図り、人材確保を推進します。

(7)障がい者の社会参加を支える取組定着

障がいのある人が、そのニーズに応じたサービスを自ら主体的に選択し、利用しながら、地域で安心して自立した生活を営めるよう、グループホーム等住まいの場の確保、日中活動の場等の確保、社会参加を支援します。

社会参加に関しては、障がいのある人の体力増強と残存能力の向上等を図るとともに、障がいのある人に対する町民の理解と関心を深めるため、引き続き、身体、知的、精神障がいのある人のスポーツ大会等への参加を支援します。

(1) 相談支援体制の充実・強化

障がい者等、とりわけ、重度者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し、地域における相談支援体制の充実・強化を図ります。また、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所において地域の相談支援従事者の育成や支援者支援等を担う人材である主任相談支援専門員の計画的な確保に努めます。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の構築が進むことに伴い、障がい者支援施設の入所者へのサービス等利用計画作成や当該計画の実施状況の把握を行うことを通じて、地域生活への移行のための支援に係るニーズが顕在化することも考えられることから、障がい者施設等に入所又は精神科病院に入院している障がい者等の数を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。

障がい者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。

(3) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が必要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の確保を図ります。

(1) 地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要です。

児童発達支援センターについては、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ることが必要です。

障害児通所支援や障害児入所支援から障がい福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、県との連携に努め、地域支援体制の構築を図ります。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要です。

また、障がい児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との連携を図ります。

さらに、障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制を確保することが必要です。

放課後等デイサービス等の障害児通所支援の実施に当たっては、学校の空き教室の活用等、関連施策との緊密な連携の促進に資する実施形態を検討することが必要です。

難聴児の支援に当たっても、保育、保健医療、教育等の関係機関との連携は極めて重要であり、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実が図られるよう、県や関係機関との連携を図ります。

(3)地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

地域共生社会の実現・推進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障がいの有無に関わらず、さまざまな遊び等を通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てるようにしていく必要があります。

また、保育所等訪問支援等を活用し、障がい児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進を図ります。

(4)特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

①重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援を受けられるように地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、障がい児支援等の充実を図ります。

さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を図ります。

加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置の促進を図ります。

②強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対して、障がい児通所支援等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材育成等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図ります。

③虐待を受けた障がい児等に対する支援体制の整備

虐待を受けた障がい児等に対しては、障がい児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障がい児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

(5)障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っていることから、質の確保及び向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

4

福祉施設入所者の地域生活への移行の促進

福祉施設入所者の地域生活への移行については、国が定める基本指針に基づき令和8年度における数値目標を設定します。

第7期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

- ※ 福祉施設入所者の地域生活移行：令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活に移行
- ※ 福祉施設入所者数の削減：令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減

項 目		第7期 目標値	考 え 方
令和4年度末時点の 入所者	A	32	令和4年度末時点の入所者数
目標年度入所者数	B	30	令和4年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】 地域生活移行人数	C	2	令和4年度末時点からの施設入所から地域生活への移行見込み
		6.3%	移行割合(C/A)
【目標値】 削減見込み数【率】		2	令和4年度末時点から令和8年度末までの施設入所者の削減数(A-B)
		6.3%	削減割合(A-B/A)

5

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する保健・医療・福祉関係者による協議の場を町単独、または圏域内の設置を目指します。国が定める基本指針に基づく令和8年度における目標は県が設定します。

第7期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

- ※ 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 : 325.3日以上
- ※ 精神科病院入院後3か月時点の退院率 : 68.9%以上
- ※ 精神科病院入院後6か月時点の退院率 : 84.5%以上
- ※ 精神科病院入院後1年時点の退院率 : 91.0%以上

第7期成果目標 (県全体の目標値)	退院後1年以内の 地域における平均 生活日数	入院後3か月 時点の退院率	入院後6か月 時点の退院率	入院後1年 時点の退院率
	325.3日	68.9%	84.5%	91.0%

6

地域生活支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、さまざまな支援を提供するための地域生活支援拠点等の整備（相談、緊急時の受け入れ、体験の機会・場、専門性、地域の体制づくり）について、国が定める基本指針に基づき令和8年度における目標を設定します。

第7期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

- ※ 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ※ 各市町村において強度行動障がい有者に関する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

第7期成果目標	地域の実情や県、近隣市町の動向をみながら、町単独又は圏域内での確保を検討します。
---------	--

①地域生活支援拠点等

項目	数値	備考
令和4年度末の地域生活支援拠点等の設置カ所数	0	
【目標値】 令和8年度末の地域生活支援拠点等の設置カ所数	1	町単独または圏域内1拠点

②コーディネーターの配置

項目	数値	備考
令和4年度末のコーディネーターの配置人数	0	
【目標値】 令和8年度末のコーディネーターの配置人数	1	盛岡圏域8市町及び関係機関と調整のうえ、支援体制を整えます。

③運用状況の検証及び検討

項 目	数値	備 考
令和4年度末検証及び 検討回数	0	年1回以上
【目標値】 令和8年度末検証及び 検討回数	1	年1回以上

④強度行動障がいを有する者に対する支援体制の整備

項 目	数値	備 考
【目標値】 強度行動障がいを有する者の 支援ニーズの把握・支援体制 の整備目標	1	関係機関と連携・調整のうえ、取り組みを進めます。

7

福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者の一般就労への移行等については、国が定める基本指針に基づき令和8年度における数値目標を設定します。

第7期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

- ※ 就労移行支援等を通じた一般就労への移行：令和3年度末の実績から1.28倍以上
- ※ 就労移行支援にかかる一般就労への移行：令和3年度末の実績から1.31倍以上
- ※ 就労継続支援A型にかかる一般就労への移行：令和3年度末の実績から1.29倍以上
- ※ 就労継続支援B型にかかる一般就労への移行：令和3年度末の実績から1.28倍以上
- ※ 一般就労に移行した者の割合が50%以上の就労移行支援事業所の割合：50%以上
- ※ 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末の実績から1.41倍以上
- ※ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が70%以上となる
就労定着支援事業の割合：全体の25%以上

①就労移行支援等を通じた一般就労への移行

項目	数値	備考
令和3年度の年間移行者数	2	令和3年度の移行実績
【目標値】 令和8年度の年間移行者数	3	令和3年度の1.28倍以上

②就労移行支援にかかる一般就労への移行者数

項目	数値	備考
令和3年度の年間移行者数	2	令和3年度の移行実績
【目標値】 令和8年度の年間移行者数	3	令和3年度の1.31倍以上

③就労継続支援A型にかかる一般就労への移行者数

項目	数値	備考
令和3年度の年間移行者数	0	令和3年度の移行実績
【目標値】 令和8年度の年間移行者数	0	令和3年度の1.29倍以上 ※令和3年～4年の実績がないことから0とする

④就労継続支援B型にかかる一般就労への移行者数

項目	数値	備考
令和3年度の年間移行者数	0	令和3年度の移行実績
【目標値】 令和8年度の年間移行者数	0	令和3年度の1.28倍以上 ※令和3年～4年の実績がないことから0とする

⑤就労定着率50%以上の就労移行支援事業所の割合

項目	数値	備考
【目標値】 一般就労移行者が50%以上になる就労移行支援事業所数	-	国の指針では、令和8年度末時点において、就労移行支援事業所のうち就労定着率50%以上の事業所の割合が全体の50%以上とする目標とされておりますが、町内に当該事業所がないことから、目標値は定めておりません。

⑥就労定着支援事業の利用者数

項目	数値	備考
令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	1	令和3年度の移行実績
【目標値】 令和8年度の就労定着支援事業の利用者数	2	令和3年度末の実績から1.41倍以上
	2	倍率

⑦就労定着率70%以上の就労定着支援事業所の割合

項目	数値	備考
【目標値】 就労定着率が70%以上になる就労定着支援事業者数	-	国の指針では、令和8年度末時点において、就労定着支援事業所のうち就労定着率70%以上の事業所の割合が全体の25%以上とする目標とされておりますが、町内に該当事業所がないことから、目標値は定めておりません。

8

障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備については、国が定める基本指針に基づき令和8年度における数値目標を設定します。

第7期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

- ※ 児童発達支援センターの整備
：令和8年度末までに各市町村または各圏域に1箇所以上設置
- ※ 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築
：令和8年度末までに各市町村において保育所等訪問支援等の活用
- ※ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
：令和8年度末までに各市町村または各圏域に1箇所以上確保
- ※ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備及び医療的ケア児等に関するコーディネーター配置
：令和8年度末までに各市町村または各圏域に1箇所以上設置、1人以上配置

【目標】

項目	令和8年度までの目標	備考
【目標値①】 児童発達支援センターの設置	1カ所 (圏域)	令和8年度末までに整備する児童発達支援センターの箇所数
【目標値②】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1カ所 (町単独)	令和8年度末までに障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築
【目標値③】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1カ所 (圏域)	令和8年度末までに整備する主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の箇所数
【目標値④】 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1カ所 (圏域)	令和8年度末までに整備する主に重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の箇所数
【目標値⑤】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1カ所 (町単独)	医療的ケア児支援のための協議の場の設置数
【目標値⑥】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	5名 (町単独)	令和8年度末までに配置する医療的ケア児等コーディネーターの配置数

9

相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化については、国が定める基本指針に基づき令和8年度における数値目標を設定します。

【国の目標値】

- ※ 各市町村において総合的な相談支援等の役割を担う基幹相談支援センターを設置
- ※ 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う協議会の体制

【目 標】

項 目	令和8年度 までの目標	備 考
【目標値①】 基幹相談支援センターの設置	1カ所 (圏域)	令和8年度末までに整備する基幹相談支援センターの箇所数
【目標値②】 基幹相談支援センターによる地域の 相談支援事業所に対する専門的な指 導・助言	1件	盛岡圏域8市町及び関係機関と調整のうえ、支援体制の構築・強化を図るとともに、地域の相談支援事業者等との連携強化に取り組みます。
【目標値③】 基幹相談支援センターによる地域の 相談支援事業者の人材育成の支援	1件	
【目標値④】 基幹相談支援センターによる地域の 相談機関との連携強化の取組の実施	1回	
【目標値⑤】 基幹相談支援センターによる個別事 例の支援内容の検証の実施回数	1回	
【目標値⑥】 基幹相談支援センターにおける主任 相談支援専門員の配置人数	1人	
【目標値⑦】 協議会における相談支援事業所の参 画による事例検討実施	1回	
【目標値⑧】 協議会における事例検討実施の参加 事業者・機関数	1事業者	
【目標値⑨】 協議会の専門部会の設置	1部会	
【目標値⑩】 協議会の専門部会の実施回数	1回	

10

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築については、国が定める基本指針に基づき令和8年度における目標を設定します。

第7期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

※ 令和8年度末までに、都道府県及び市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する

【目 標】

項 目	令和8年度 までの目標	備 考
【目標値①】 県が実施する障がい福祉サービス等 に係る研修その他の研修への市町村 職員の参加	1人	県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修 へ本町職員の参加・聴講者数を目標とします。
【目標値②】 障害者自立支援審査支払等システム 等による審査結果を分析してその結 果を活用し、事業所や関係自治体等 と共有する体制	1回	障害者自立支援審査支払等システムによる審査 結果の分析を行い、その結果を事業所等と共有 することで、給付の適正化や請求事務の効率化 等を目指します。
【目標値③】 県が実施する指定障がい福祉サービ ス事業者及び指定障がい児通所支援 事業者等に対する指導監査の適正な 実施とその結果を関係市町村と共有 する体制の有無及びその共有回数	1回	県が実施する指導監査の結果について、関係市 町村との調整のうえ、共有する体制を整えます。

(1) 自立支援給付

① 訪問系サービス

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	居宅介護	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事など生活全般にわたる支援を行います。	介護保険事業との連携・調整を図り、在宅の重度障がい者と家族のため、障がい者専門ホームヘルパーを養成・確保し、サービス提供の時間帯の拡大など、需要に対応したサービスに努めます。
2	重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者に、居宅介護並びに外出時における移動の介護を総合的に提供します。	重度の肢体不自由者の障がい特性に応じたサービスが提供できるよう、事業者の確保に努めます。
3	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に、外出する際に必要な支援を行います。	視覚障がいの特性に応じたサービスが提供できるよう、事業者の確保に努めます。
4	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより常時介護を要する障がい者等に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護を行います。	知的障がい又は精神障がいの特性に応じたサービスが提供できるよう、事業者の確保に努めます。
5	重度障がい者等包括支援	常時介護を必要とする障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるものに、通所による各種サービスを包括的に提供します。	介護保険事業との連携・調整を図り、在宅の重度障がい者が各種サービスを包括的に受けられるよう、通所施設の確保と充実に努めます。

【サービス実績及び見込量】(1ヵ月)

名称	区分	単位	実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	計画	時間	-	-	-	180	192	204
	実績		390	191	164			
	計画	人	-	-	-	15	16	17
	実績		16	15	14			
重度訪問介護	計画	時間	-	-	-	0	0	0
	実績		0	0	0			
	計画	人	-	-	-	0	0	0
	実績		0	0	0			
行動援護	計画	時間	-	-	-	4	4	4
	実績		4	5	3			
	計画	人	-	-	-	1	1	1
	実績		1	1	1			
同行援護	計画	時間	-	-	-	7	7	7
	実績		6	7	8			
	計画	人	-	-	-	1	1	1
	実績		1	1	1			
重度障がい者等包括支援	計画	時間	-	-	-	0	0	0
	実績		0	0	0			
	計画	人	-	-	-	0	0	0
	実績		0	0	0			

②日中活動系サービス

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	生活介護	常時介護を要する障がい者に、主として昼間に障がい者支援施設等において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他生活能力向上のために必要な支援を行います。	質の高い介護と日中活動の場を提供するため、事業者と連携してサービス提供体制の充実を図ります。
2	自立訓練 (機能訓練)	身体障がい等を有する障がい者に、理学療法や作業療法及びリハビリテーション等を行います。	入所施設の退所者や病院の退院者、養護学校等の卒業者等に、身体機能の維持や回復のための支援を行ない、地域生活ができるよう努めます。
3	自立訓練 (生活訓練)	知的障がい又は精神障がい等を有する障がい者に、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練等を行います。	入所施設の退所者や病院の退院者、養護学校等の卒業者等に、生活能力の維持や向上のための支援を行ない、地域生活ができるよう努めます。
4	就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。	障がい者が自身に合った働き方を選択・実現できるよう、本人の希望・能力・障がいの状況などに応じた、支援ができるよう体制整備に努めます。
5	就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がい者に、生産活動、職場体験等の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場への定着のために必要な支援を行います。	一般企業への就労を希望する障がい者に、適性に合った職場探しや就労後の職場定着の支援を行ないます。また、サービスの質と取り組みの評価を行うことで、適切なサービス提供ができるよう努めます。
6	就労継続支援 (A型)	①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった人。 ②特別支援学校の卒業後、就職活動を行ったが企業等の雇用には結びつかなかった人。 ③就労経験があるが、現に雇用関係がない人。 65 歳未満で上記の①～③に該当する人に、事業所との雇用契約に基づく生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力向上に必要な訓練を行います。	一般企業での就労が困難な障がい者に、受入れ企業の開拓等、一般就労に向けた支援を行ないます。また、サービスの質と取り組みの評価を行うことで、適切なサービス提供ができるよう努めます。

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
7	就労継続支援 (B型)	<p>①就労経験があるが、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人。</p> <p>②就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された人。</p> <p>③①、②に該当しないが、50歳に達している人又は障害基礎年金1級受給者。</p> <p>④①～③に該当しないが、地域に一般就労、就労移行支援事業所、A型事業所が少なく利用することが困難と市町村が判断した人。</p> <p>上記①～④に該当する人に、生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力向上に必要な訓練を行います。</p>	<p>一般企業での就労が困難な障がい者に、就労体験企業の開拓等、一般就労に向けた支援を行いません。また、必要に応じてサービスの質と取り組みの評価を行うことで、適切なサービス提供ができるよう努めます。</p>
8	就労定着支援	<p>就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。</p>	<p>サービス内容と提供事業者の周知に努め、サービスを必要とする対象者に対し、適切なサービス提供ができるよう努めます。</p>
9	療養介護	<p>医療を要する障がい者であって常時介護を要するものに、主として昼間に病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。</p>	<p>質の高い機能訓練や日常生活の支援を行なうため、事業者と連携してサービス提供体制の充実を図ります。</p>
10	短期入所 (福祉型)	<p>施設への短期間の入所により、入浴、排せつ及び食事等の介護等を行います。</p>	<p>介護保険事業との連携・調整を図り、緊急ケースにも対応できるよう、入所施設の確保と充実に努めます。</p>
11	短期入所 (医療型)		

【サービス実績及び見込量】(1ヵ月)

名称	区分	単位	実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護 (うち重度障がい者数)	計画	日	1,358	1,379	1,399	1,386	1,407	1,428
	実績		1,366	1,310	1,354			
	計画	人	67	68	69	66 (11)	67 (12)	68 (12)
	実績		68	67	65			
自立訓練 (機能訓練)	計画	日	5	8	15	23	23	23
	実績		0	10	19			
	計画	人	1	1	1	1	1	1
	実績		0	1	1			
自立訓練 (生活訓練)	計画	日	15	28	45	23	23	23
	実績		0	0	0			
	計画	人	2	3	4	1	1	1
	実績		0	0	0			
就労選択支援	計画	日	-	-	-	-	5	5
	実績		-	-	-			
	計画	人	-	-	-	-	1	1
	実績		-	-	-			
就労移行支援	計画	日	38	38	57	23	23	23
	実績		32	2	0			
	計画	人	2	2	3	1	1	1
	実績		2	1	0			
就労継続支援 (A型)	計画	日	197	205	211	161	184	184
	実績		175	156	145			
	計画	人	10	11	12	7	8	8
	実績		9	8	7			
就労継続支援 (B型)	計画	日	1,090	1,110	1,130	1,541	1,564	1,587
	実績		1,219	1,277	1,278			
	計画	人	69	70	71	67	68	69
	実績		65	68	67			
就労定着支援	計画	人	3	3	3	1	1	1
	実績		1	0	0			
療養介護	計画	人	7	7	7	5	5	5
	実績		5	5	5			

【サービス実績及び見込量】(1ヵ月)

名称	区分	単位	実績			見込		
			令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度	令和6 年 度	令和7 年 度	令和8 年 度
短期入所 (福祉型) (うち重度障がい者数)	計画	日	28	40	52	35	40	45
	実績		26	24	29			
	計画	人	17	18	19	7	8	9
	実績		5	5	7	(4)	(4)	(4)
短期入所 (医療型) (うち重度障がい者数)	計画	日	-	-	-	1	1	1
	実績		-	-	-			
	計画	人	-	-	-	1	1	1
	実績		-	-	-	(1)	(1)	(1)

③居住系サービス

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。	サービス内容と提供事業者の周知に努め、サービスを必要とする対象者に対し、適切なサービス提供ができるよう努めます。
2	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者に、主として夜間において日常生活の援助を行います。	地域において自立した日常生活を営む上で必要な支援を行い、安定した地域生活の維持に向けて相談支援の充実を図ります。また、事業者と連携を図り居住施設の確保に努めます。
3	施設入所支援	施設に入所する障がい者に、主として夜間において入浴、排せつ及び食事の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。	介護保険事業との連携・調整を図り、広域で調整しながら、障がい者の要望に対応できるよう、施設の整備を促進します。また、事業者と連携を図り居住施設の確保に努めます。
4	地域生活支援 拠点等	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制を整備します。	地域生活支援拠点等を確保するとともに、運営状況の検証及び検討を実施し、適切なサービス提供ができるよう努めます。

【サービス実績及び見込量】(1カ月)

名称	区分	単位	実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	計画	人	1	1	1	1	1	1
	実績		0	0	0			
共同生活援助 (グループホーム) (うち重度障がい者数)	計画	人	47	48	49	54 (4)	55 (4)	56 (4)
	実績		48	50	52			
施設入所支援	計画	人	30	31	30	33	34	35
	実績		31	31	32			
地域生活支援 拠点等	計画	カ所	-	-	1	0	0	1
	実績		0	0	0			
	計画	回	-	-	2	0	0	1
	実績		0	0	0			

④相談支援サービス

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービスの支給決定前にサービス利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。	全ての利用者の計画が作成できるよう、必要に応じたサービス提供事業所の確保に努めます。
2	地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行を推進するため、住居の確保その他地域生活に移行するための活動に関する相談などを行います。	地域移行が円滑に進むよう病院と連携を図り、居住施設の確保とともに、必要に応じたサービス提供事業所の確保に努めます。
3	地域定着支援	居宅において単身生活する障がい者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、訪問等の支援を行います。	障がい者が地域で安心して生活できるよう、サービス提供事業所の確保に努めます。

【サービス実績及び見込量】(1ヵ月)

名称	区分	単位	実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	計画	人	15	16	17	30	32	34
	実績		24	25	29			
地域移行支援	計画	人	1	2	3	1	1	1
	実績		0	0	0			
地域定着支援	計画	人	1	2	3	1	1	1
	実績		0	0	0			

(2)障がい児通所支援等

①障がい児通所支援

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	児童発達支援	身近な地域で支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の支援等にも対応します。	未就学児の検診時や保育所、幼稚園等の関係機関との連携を強化し、早期療育の充実を図ります。
2	放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。	障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するため、サービス提供事業者の確保に努めます。
3	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、または今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用の促進を図ります。	保育所等通所児童を対象に、支援の必要な児童の早期発見と関係者の共通意識を図り、障がいのある子どもが集団生活になじめるように専門的な助言を受けることができる体制の確保に努めます。
4	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対して居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。	サービス内容と提供事業者の周知に努め、サービスを必要とする対象者に対し、適切なサービス提供ができるよう努めます。

【サービス実績及び見込量】

名称	区分	単位	実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	計画	日	20	20	20	20	25	30
	実績		10	17	8			
	計画	人	1	1	1	4	5	6
	実績		2	3	3			
放課後等 デイサービス	計画	日	624	728	832	104	117	130
	実績		1,092	946	1,126			
	計画	人	6	7	8	8	9	10
	実績		6	5	7			
保育所等 訪問支援	計画	日	2	2	2	1	1	1
	実績		1	1	1			
	計画	人	1	1	1	1	1	1
	実績		1	1	1			
居宅訪問型 児童発達支援	計画	日	1	1	1	1	1	1
	実績		0	0	0			
	計画	人	1	1	1	1	1	1
	実績		0	0	0			
放課後児童健 全育成事業を 必要とする障 がい児数	計画	人	-	-	-	9	10	11
	実績		11	10	8			
短期入所 (医療型) ※児童のみ	計画	日	-	-	-	1	1	1
	実績		0	0	0			
	計画	人	-	-	-	1	1	1
	実績		0	0	0			
短期入所 (福祉型) ※児童のみ	計画	日	-	-	-	9	9	12
	実績		8	4	6			
	計画	人	-	-	-	3	3	4
	実績		1	1	2			

②障がい児入所支援

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	福祉型障がい児入所施設	保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行います。	関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。
2	医療型障がい児入所施設	保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。	関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。

【サービス実績及び見込量】

名称	区分	単位	実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型障がい児入所施設	計画	人	0	0	0	5	5	5
	実績		5	4	5			
医療型障がい児入所施設	計画	人	0	0	0	0	0	0
	実績		0	0	0			

③障がい児相談支援

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	障がい児相談支援	障がい児通所支援の利用申請手続きにおいて、障がい児の心身の状況や環境、障がい児または保護者の意向などを踏まえて「サービス等利用計画案」の作成を行います。利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「サービス等利用計画」の作成を行います。	障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用にあたり、ケアマネジメントを図ることによりきめ細かく支援するため、障がい児通所支援を利用する障がい児に対し、サービス等利用計画を作成します。

【サービス実績及び見込量】

名称	区分	単位	実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	計画	人	6	7	8	4	5	6
	実績		10	10	10			

④医療的ケアを要する障がい児に対する支援

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケアを要する障がい児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うため、コーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。	医療的ケア児のニーズ等を把握して、盛岡広域圏または近隣市町村と連携を図り、必要な人材の確保を図ります。

【サービス実績及び見込量】

名称	区分	単位	実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	計画	人	1	1	1	5	5	5
	実績		1	4	4			

(3)発達障がい者に対する支援

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	ペアレントトレーニングやプログラム等の支援プログラム等の受講者数	育児に不安のある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラムの受講者数。	サービス内容の周知に努め、サービスを必要とする対象者が、利用しやすい環境づくりのため支援体制の確保に努めます。
2	ペアレントメンターの人数	発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する支援を受けた方が同じような子どもを持つ親に対して、専門家とは違う共感的な支援を行いながら、地域資源についての情報を提供したり、経験談を話したりする人。	サービス内容の周知に努め、サービスを必要とする対象者が、利用しやすい環境づくりのため支援体制の確保に努めます。
3	ピアサポートの活動への参加人数	病気経験者が闘病中の人の不安に寄り添うなど、同じ立場の者同士が悩みや不安を共有し、互いに支え合う活動。	サービス内容の周知に努め、サービスを必要とする対象者が、利用しやすい環境づくりのため支援体制の確保に努めます。

【サービス実績及び見込量】

名称	区分	単位	実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントプログラム等受講者数	計画	人	0	1	1	0	0	1
	実績		0	0	0			
ペアレントメンターの人数	計画	人	0	0	1	0	0	1
	実績		0	0	0			
ピアサポートの活動への参加人数	計画	人	0	1	1	0	0	1
	実績		0	0	0			

(4)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進します。

【目標】

項目	単位	見込			備考
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
協議の場の開催	回	1	1	1	
協議の場の保健関係者の参加人数	人	1	1	1	
協議の場の医療（精神科）関係者の参加人数	人	1	1	1	
協議の場の医療（精神科以外）関係者の参加人数	人	1	1	1	
協議の場の福祉関係者の参加人数	人	1	1	1	
協議の場の介護関係者の参加人数	人	1	1	1	
協議の場の当事者の参加人数	人	1	1	1	
協議の場の家族の参加人数	人	1	1	1	
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1	
地域移行支援	人分	0	0	1	
地域定着支援	人分	0	0	1	
共同生活援助	人分	1	1	1	
自立生活援助	人分	0	0	1	
自立訓練（生活訓練）	人分	1	1	1	

(5) 自立支援医療及び補装具

① 自立支援医療

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

自立支援医療は、障がい者等につき、その心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療と定義されています。

制度の周知と、障がいのある人一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、制度に合わせた安定的な支給が行えるよう財源確保を図ります。

② 補装具費支給

補装具とは、障がい者等の身体機能を補完し、または代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用されるものなどで、義肢、装具、車いすなどのことをいいます。

補装具費（購入費、修理費）の支給は、障がい者または障がい児の保護者からの申請に基づき市町村が行います。利用者は原則1割負担ですが、平成22年4月以降は非課税世帯※および生活保護受給世帯の場合、費用負担はありません。

制度の周知と、障がいのある人一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、制度に合わせた安定的な支給が行えるよう財源確保を図ります。

※世帯の範囲：障がい者の場合は、当該障がい者及び配偶者を同一世帯とみなします。

障がい児（18歳未満。ただし施設に入所している場合は20歳未満）の場合は、保護者も世帯員に含みます。

(6)地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に規定される町が実施主体となる事業で、必ず実施しなければならない必須事業と、町の判断で地域特性を考慮して柔軟に実施できる事業から構成されています。

必須事業は、①理解促進研修・啓発事業 ②自発的活動支援事業 ③相談支援事業 ④成年後見制度利用支援事業 ⑤成年後見制度法人後見支援事業 ⑥意思疎通支援事業 ⑦日常生活用具給付事業 ⑧手話奉仕員養成研修事業 ⑨移動支援事業 ⑩地域活動支援センター機能強化事業の10項目です。

また、町の裁量で実施する任意事業は、⑪日中一時支援事業 ⑫身体障害者自動車改造費助成事業 ⑬訪問入浴サービス事業の3項目ですが、利用者のニーズ等を踏まえ、今後、サービス提供体制を整備し、事業内容の充実を検討していきます。

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。	障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるため、広報やパンフレット、ホームページをはじめあらゆる機会をとらえ、障がい者関連の情報提供の充実を図ります。
2	自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。	障がい者やその家族が行う交流活動や地域住民の方などの団体が自発的に行う障がい者のためのボランティア活動について支援します。
3	相談支援事業	障がい者やその介護者等からの相談に応じ、情報提供やサービスの利用支援を行うとともに、権利擁護のために必要な支援などを行います。	平成26年4月、相談支援事業所「ひこうせん」を開設し、専門の相談員が各種相談やサービスの利用の相談を行っています。 その他、盛岡広域圏の社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団、社会福祉法人千晶会、特定非営利活動法人いわてソーシャルサポートセンター、社会福祉法人自立更生会、社会福祉法人カナンの園に業務委託をして相談支援業務を実施します。また、社会福祉法人岩手県社会福祉事業団（契約担当者 中山の園）には、岩手町地域活動支援センター事業と合わせて相談支援事業の業務委託をしています。なお、障がい者の地域生活や就学等の諸問題の解決には、こうした相談支援が不可欠であることから、関係機関が連携し、さらには障がい児の相談支援体制についても確保・拡充を図り、サービス提供体制の充実に努めます。

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
4	成年後見制度 利用支援事業	障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ制度利用が困難であると認められる人に、費用助成を行います。	知的障がい者及び精神障がい者の権利擁護のため、審判請求を行うとともに審判請求に係る費用の負担、選任された成年後見人等の報酬について助成金を交付します。
5	成年後見制度 法人後見支援 事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。	現在、実施予定はありませんが、必要に応じて検討していきます。
6	意思疎通支援 事業	障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者を派遣するなどして意思疎通の円滑化を図ります。	聴覚障がい者等の社会生活上の利便を図るため、専門機関と連携し手話通訳等の派遣を行います。
7	日常生活用具 給付事業	重度障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付・貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。	法定給付の補装具費給付と同じく所得による利用者負担の軽減措置がある負担額を設定し、必要な日常生活用具の給付をします。
8	手話奉仕員養 成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。	現在、実施予定はありませんが、必要に応じて検討していきます。
9	移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がい者・児について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。	車いす等の移動手段を支援できる社会福祉法人等に業務を委託し、移動支援体制を整備するとともに、サービス提供体制の充実に努めます。

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
10	地域活動支援センター機能強化事業	<p>障がい者等が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。基礎的事業に加え、事業の強化を図るためセンターには3つのタイプがあります。</p> <p>I型：基礎的事業に加え、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域社会基盤との連携強化、ボランティアの育成、障がいの理解促進等の事業を行います。</p> <p>II型：基礎的事業に加え、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを提供します。</p> <p>III型：基礎的事業を実施する小規模作業所からの移行を想定した事業を行います。</p>	<p>社会福祉法人岩手県社会福祉事業団（契約担当者 中山の園）に岩手町地域活動支援センター「ひこうせんいわて」の業務委託をしています。また、社会福祉法人いわて育心会、特定非営利活動法人みたけ弥勒クラブ（盛岡市）、特定営利法人もりおかユースポート（盛岡市）にセンター事業を業務委託しています。</p> <p>「ひこうせんいわて」は、障がいを持たれた方が、住み慣れた地域で生き生きと日々を送ることを目指して「憩いの場」や「日中活動の場」「地域交流の機会」を提供し、自分らしい暮らしづくりへの支援をしています。今後も、事業者と連携を図りサービス提供体制の充実に努めます。</p>
11	日中一時支援事業	<p>障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、障がい者等の日中における活動の場を確保します。</p>	<p>休日等における障がい者を介護している家族の支援について、日中一時支援事業で対応するよう事業者に業務委託をします。</p>
12	身体障がい者自動車改造費助成事業	<p>重度身体障がい者自らが所有し、運転する自動車を改造する場合、または重度身体障がい者を介護する者が介護に使用する自動車を改造または購入する場合、その改造等に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会復帰の促進を図るものです。</p>	<p>重度身体障がい者本人の自動車で本人が運転する自動車を改造、または介護する者が介護に使用する自動車を改造あるいは購入するための費用について、1車輛1回当たり10万円を限度として町が直接助成します。</p>
13	訪問入浴サービス事業	<p>家庭での入浴が困難な重度身体障がい者に対し、簡易浴槽を持ち込み、介護職員、看護師等が入浴サービスを提供します。</p>	<p>訪問入浴サービスを実施できる事業者へ業務委託し、安定したサービス提供に務めます。</p>

■障がい福祉計画に定める地域生活支援事業の実績(市町村事業)

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数
(1) 理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無を記載	無		有		有	
(2) 自発的活動支援事業 ※実施の有無を記載	無		有		有	
(3) 相談支援事業						
① 障害者相談支援事業 基幹相談支援センター ※設置の有無を記載	6		7		6	
② 市町村相談支援機能強化事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
③ 住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
(4) 成年後見制度利用支援事業		0		0		1
(5) 成年後見制度法人後見支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
(6) 意思疎通支援事業						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み件数を記載		0		0		1
② 手話通訳者設置事業 ※実設置見込み者数を記載	0		0		0	
(7) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数を記載						
① 介護・訓練支援用具	2		3		1	
② 自立生活支援用具	0		1		2	
③ 在宅療養等支援用具	0		4		1	
④ 情報・意思疎通支援用具	3		4		1	
⑤ 排泄管理支援用具	295		310		366	
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	0		1		2	
(8) 手話奉仕員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)を記載		0		0		0
(9) 移動支援事業 ※「実利用見込み者数」欄に、実利用見込み者数、延べ利用見込み時間数の順に記載		7 474		8 390		12 495
(10) 地域活動支援センター ※他市町村の地域活動支援センターを利用する者がいる場合は、上段に自市町村分、下段に他市町村分を記載	2	35	2	31	2	29
	1	2	1	2	1	1
(11) 日中一時支援事業		12		11		12
(12) 自動車改造費助成事業		2		0		2
(13) 訪問入浴サービス事業		5		4		4

(令和5年度は実績見込)

■障がい福祉計画に定める地域生活支援事業の見込(市町村事業)

事業名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
(1) 理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無を記載	有		有		有	
(2) 自発的活動支援事業 ※実施の有無を記載	有		有		有	
(3) 相談支援事業						
① 障害者相談支援事業 基幹相談支援センター ※設置の有無を記載	6		6		6	
② 市町村相談支援機能強化事業 ※実施の有無を記載	無		無		有	
③ 住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
(4) 成年後見制度利用支援事業		1		1		1
(5) 成年後見制度法人後見支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
(6) 意思疎通支援事業						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み件数を記載		1		1		1
② 手話通訳者設置事業 ※実設置見込み者数を記載	0		0		0	
(7) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数を記載						
① 介護・訓練支援用具	3		3		3	
② 自立生活支援用具	2		2		2	
③ 在宅療養等支援用具	4		4		4	
④ 情報・意思疎通支援用具	4		4		4	
⑤ 排泄管理支援用具	380		400		420	
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	2		2		2	
(8) 手話奉仕員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)を記載		0		0		0
(9) 移動支援事業 ※「実利用見込み者数」欄に、実利用見込み者数、延べ利用見込み時間数の順に記載		12 500		12 500		12 500
(10) 地域活動支援センター	2	30	2	31	2	32
※他市町村の地域活動支援センターを利用する者がいる場合は、上段に自市町村分、下段に他市町村分を記載	1	1	1	1	1	1
(11) 日中一時支援事業		12		12		12
(12) 自動車改造費助成事業		2		2		2
(13) 訪問入浴サービス事業		5		5		5

(1)在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業

在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障害者の健康維持とその福祉の増進のため、酸素濃縮器の使用に係る電気料金の一部を助成します。

身体障害者手帳1級、2級、3級、特別児童扶養手当1級、障害基礎年金1級に該当しない方に、1月当たり、1日の吸入時間が12時間までの方は800円、12時間超24時間までの方は1,900円助成します。

(2)在宅重度障害者家族介護慰労手当支給事業

在宅の重度障がい者と同居して常時その介護に従事している方に対し、1月当たり7,000円の家族介護慰労手当を支給します。

※受給資格者の介護を受ける者が福祉サービスを利用した場合には対象外となります。

(3)難聴児補聴器購入助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の装用による言葉の獲得やコミュニケーションの向上促進のため、補聴器購入に係る費用の一部を助成します。

(4)福祉タクシー事業

町内に住んでいる身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方が、町内タクシーを利用する場合に、初乗り運賃相当分の助成券を1ヶ月あたり4枚、最大48枚を交付します。

※自動車税等の減免を受けている方、施設入所している方などは利用できません。

(5)岩手町障がい福祉ガイドブックの交付

障がい者福祉施策や各種支援、助成・手当制度などの情報をまとめた「岩手町障がい福祉ガイドブック」で情報提供を行います。

第5章

計画の推進

第5章 計画の推進

1 関係機関及び地域との連携

障がい者に関わる施策分野は福祉のみならず、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、健康福祉課が中心となる中で、これら町内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。また、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

中でも、サービス提供や基盤整備については、サービスを利用する障がい者のニーズを適切に把握し、その意向を反映することはもちろん、障がい及び障がい者に対する地域社会の理解を得ることも重要です。障がい者及び障がい者団体、社会福祉協議会、サービス提供事業者、医療機関、ボランティア団体、民生委員・児童委員などの連携が図られるよう支援していきます。また、近隣市町とも、施設の広域利用などの面について連携を図ることにより十分なサービス提供体制を確保します。

2 人材育成・確保

障がい者福祉に関係する人は、障がいや障がい者を正しく理解し、障がい者の気持ちや要望をくみ取ることが重要です。意見や要望に十分に耳を傾けながら、障がい者に接することができるよう、福祉関係者、ボランティア等のさらなる資質の向上に努めます。

また、より質の高い福祉サービスを充足させるため、専門的知識のある人材を育成し、確保していくことも求められています。高齢者サービスにおける人材の必要性との兼ね合いをみながら、理学療法士、作業療法士、介護福祉士などの専門的な人材を確保していきます。

3 計画の点検評価

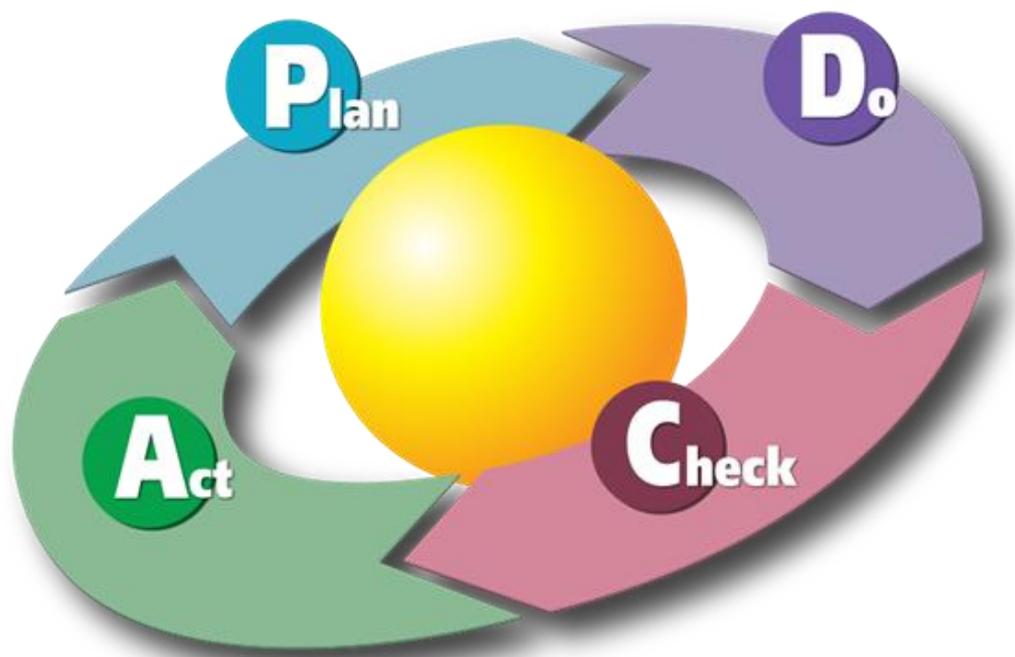
本計画は、計画の見直しの際にアンケート調査等を行い、制度の浸透状況や住民の意向を把握したうえで、策定委員会において計画の点検・評価を行います。

また、アンケート等では把握しきれない詳細部分については、聞き取り調査等により点検・評価を行います。

さらに、普段のケースワークの際にも当事者からの声や民生委員・児童委員、ホームヘルパー等からの情報により、逐次、意向の把握に努め、計画を点検・評価し改善に努めます。

障がい者福祉の向上のため、「計画（Plan）⇒実施（Do）⇒検証・評価（Check）⇒改善（Action）」の継続的かつ柔軟な実施に努めます。

■PDCAサイクルの概念図



※PDCA

- ① Plan（計画）：従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する
- ② Do（実行）：計画に沿って業務を行う
- ③ Check（評価）：業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する
- ④ Action（改善）：実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする



資料

1 岩手町障がい者福祉計画等策定委員会設置要綱

平成8年12月13日

告示第66号

改正 平成25年3月1日告示第18号

改正 令和5年9月1日告示第81号

(設置)

第1 岩手町（以下「町」という。）における障がい者に関する総合的な施策を定める「障がい者福祉計画」を策定するとともに、必要な障がい福祉サービス等の計画的な提供を定める「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の協議及び調査検討等を行うことを目的とする、岩手町障がい者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定の基本的な事項に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し、必要と認められる事項

(組織)

第3 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係団体等の長
- (2) 識見を有する者

(任期)

第4 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年1月1日から施行する。

2

岩手町障がい者福祉計画等策定委員名簿

区 分	職 名	氏 名
関係団体の長	社会福祉法人岩手町社会福祉協議会会長	藤 原 徳 明
	岩手町民生委員児童委員協議会会長	佐々木 夏子
	岩手町身体障がい者協議会会長	田 中 幸 雄
	社会福祉法人いわて育心会施設長	佐 藤 竜 一
	岩手町手をつなぐ会会長	瀬 川 正 春
識見を有する者	社会福祉法人 岩手県社会福祉事業団中山の園所長	山 岸 公 美
	社会福祉法人千晶会 指定相談支援事業所太田の園 主任兼相談支援専門員	高 橋 俊
	特定非営利活動法人 いわてソーシャルサポートセンター もりおか所長	武 田 正
	社会福祉法人 カナンの園 奥中山学園園長	阿 部 孝 司
	岩手町教育委員会教育相談員	宇 部 幸 治

3

第4次岩手町障がい者福祉計画策定の経過

	内 容
令和5年7月	○アンケート調査 ・障がい者手帳保持者 ・一般住民
11月9日（木）	○第1回岩手町障がい者福祉計画等策定委員会 （以下「策定委員会」） ・計画の趣旨説明 ・アンケート調査の結果報告 ・骨子案及び計画（素案）の協議
12月8日（金）	○第1回岩手町障がい者福祉計画等策定に係る懇談会 （以下「懇談会」） ・アンケート調査の結果報告 ・骨子案及び計画の概要説明 ・意見交換
令和6年1月16日（火）	○第2回策定委員会 ・計画案の協議
1月18日（木）	○岩手町議会全員協議会 ・計画案の説明
1月22日～2月18日	○パブリックコメント ・計画案についての意見募集
2月2日（金）	○意見照会 ・岩手県へ計画案に係る意見照会
2月14日（水）	○第2回懇談会 ・計画案について説明・意見交換
2月27日（火）	○第3回策定委員会 ・パブリックコメントの結果報告 ・計画最終案の協議
3月21日（木）	○岩手町社会厚生審議会へ諮問 ・計画最終案について諮問、答申
3月下旬	○計画策定 ○議会へ報告（書面） ○公表

4

障がい福祉サービス事業所等

サービス名	事業所名	所在地
居宅介護	岩手町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	岩手町
	JAライフサポート玉山指定障害福祉サービス事業所	盛岡市
	居宅介護「れもん」事業所	一戸町
	結カフェ居宅介護事業所	一戸町
重度訪問介護	岩手町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	岩手町
	JAライフサポート玉山指定障害福祉サービス事業所	盛岡市
	ヘルパーステーション・それいゆ	盛岡市
	居宅介護「れもん」事業所	一戸町
同行援護	岩手町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	岩手町
行動援護	岩手町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	岩手町
	居宅介護「れもん」事業所	一戸町
	JAライフサポート玉山指定障害福祉サービス事業所	盛岡市
療養介護	独立行政法人国立病院機構花巻病院	花巻市
	独立行政法人国立病院機構岩手病院	一関市
	独立行政法人国立病院機構釜石病院	釜石市
	独立行政法人国立病院機構八戸病院	青森県八戸市
生活介護	地域生活支援センター「ひこうせん」	岩手町
	ふたば	一戸町
	生活介護事業シャローム事業所	一戸町
施設入所支援	障害者支援施設 太田の園	盛岡市
	指定障害者支援施設 元気丸	盛岡市
	障害者支援施設 緑生園	盛岡市
	障がい者支援施設 瑞雲荘	滝沢市
	障害者支援施設 みたけの杜	滝沢市
	障害者支援施設 うぐいすの郷	雫石町
	希望ヶ丘学園	雫石町
	障害者支援施設 新生園	矢巾町
	障害者支援施設 第二新生園	矢巾町
	障がい者支援施設 ルンビニー苑	花巻市
	障害者支援施設 やまゆり(中山の園)	一戸町
	障害者支援施設 りんどう(//)	一戸町
	障害者支援施設 かたくり(//)	一戸町
	障害者支援施設 つつじ(//)	一戸町
障害者支援施設 こぶし(//)	一戸町	
自立訓練(機能訓練)	障害者支援施設「岩手県立療育センター」	矢巾町
自立訓練(生活訓練)	多機能型施設ひだまりの家	滝沢市
宿泊型自立訓練	指定障害福祉サービス事業所みやま	滝沢市
就労移行支援	わ〜くす城南	盛岡市
	となんカナン事業所	盛岡市
	障害者支援施設 緑生園	盛岡市
	アイエスエフネットジョイ 盛岡事業所	盛岡市
	手をつなぐ就職支援センター「mu・cre」	盛岡市
	就労移行支援事業所ココエール	盛岡市
就労継続支援(A型)	はつらつ農場 湯沢ファーム	盛岡市
	ペアー岩手	盛岡市
	ABC	矢巾町
	多機能型事業所きらぼし	一戸町

サービス名	事業所名	所在地
就労継続支援(B型)	働く私たちの家	岩手町
	ワークサポート蓮華	八幡平市
	社会就労センター・ひめかみの風	盛岡市
	盛岡杉生園	盛岡市
	指定障害者支援施設 岩手ワークショップ	盛岡市
	りんりん舎	滝沢市
	ライフステージ三の丸ひまわり	二戸市
	奥中山高原 結カフェ	一戸町
	就労継続支援B型事業ウィズ事業所	一戸町
	障害福祉サービス事業所「ワークなかやま」	一戸町
共同生活援助 (グループホーム)	特定非営利活動法人まつぼっくり	八幡平市
	共同生活事業所「八幡平」	八幡平市
	共生型グループホーム白山の里	八幡平市
	共同生活援助(介護サービス包括型)キックオフ	盛岡市
	グループホーム杉の子	盛岡市
	精神障害者グループホーム「なごやかハウス」	盛岡市
	グループホーム三ツ割	盛岡市
	しあわせの郷	盛岡市
	共同生活事業所「みたけの杜」	滝沢市
	共同生活援助事業所 いこいほーむ	滝沢市
	みやま会共同生活援助事業所	滝沢市
	共同生活援助事業所 新生ホーム	矢巾町
	地域生活支援センターしおん	花巻市
	共同生活援助事業所「カシオペア」	二戸市
	カナンの園生活支援センター 美空事業所	一戸町
共同生活事業所「中山の園」	一戸町	
ののさわ事業所	一戸町	
就労定着支援	ファーム神明町	盛岡市
	ワークセンターむろおか	盛岡市
	チャレンジドジャパン盛岡センター	盛岡市
児童発達支援	てらびあぼけっと盛岡本宮教室	盛岡市
	アクティブキッズ	盛岡市
	発達支援センター”風”	二戸市
	多機能型事業所 ゆいまある	一戸町
放課後等デイサービス	放課後デイサービス きらきら星	八幡平市
	みんなのおうち玉山	盛岡市
	発達支援センター”風”	二戸市
	多機能型事業所 ゆいまある	一戸町
	コベルプラス	盛岡市
	アクティブキッズ	盛岡市
保育所等訪問支援	てらびあぼけっと盛岡本宮教室	盛岡市
	アクティブキッズ	盛岡市
	発達支援センター”風”	二戸市
	多機能型事業所 ゆいまある	一戸町

サービス名	事業所名	所在地
相談支援	相談支援事業所「ひこうせん」	岩手町
	指定相談支援事業所 太田の園	盛岡市
	相談支援事業所きく丸	盛岡市
	自立生活センター・盛岡	盛岡市
	サポートルーム風の又三郎	盛岡市
	相談支援事業所しいのみホーム	盛岡市
	ソーシャルサポートセンターもりおか	盛岡市
	指定特定相談支援事業所「らぼーる」	盛岡市
	もりおか障害者自立支援プラザ	盛岡市
	緑生園相談支援事業所スタンドオフ	盛岡市
	相談支援事業所「とも」	盛岡市
	指定特定相談支援事業所サポート玉手箱	盛岡市
	指定特定相談支援事業所岩手ワークショップ	盛岡市
	ふれあい	盛岡市
	地域生活支援センター滝沢	滝沢市
	障害者地域生活支援センターしんせい	矢巾町
	障がい者相談支援事業所「百万石」	矢巾町
	こども発達支援センターのぞみ相談支援事業所	雫石町
	指定相談支援事業所「地域生活支援センターしおん」	花巻市
	仁愛会障がい者相談支援事業所	一関市
指定相談支援事業所「地域生活支援センター・カシオペア」	二戸市	
相談支援事業所「中山の園」	一戸町	
障害者相談・活動支援センターぴあみなと	青森県八戸市	
地域生活支援 (移動支援)	居宅介護「れもん」事業所	一戸町
	岩手町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	岩手町
	ハーツケアセンター居宅介護事業所	盛岡市
	結カフェ居宅介護事業所	一戸町
	ヘルパーステーション・それいゆ	盛岡市
	訪問介護事業所ぱんだ	盛岡市
	JAライフサポート玉山指定障害福祉サービス事業所	盛岡市
	SOMPOケア盛岡厨川	盛岡市
地域生活支援 (地域活動支援センター)	地域活動支援センター「ひこうせんいわて」	岩手町
	地域活動支援センター ぱれっと	岩手町
	みらい塾	滝沢市
	地域活動支援センターⅡ型 ラグーン	盛岡市
地域生活支援 (訪問入浴サービス)	ツクイ盛岡	盛岡市
地域生活支援 (日中一時支援)	指定相談支援事業所 太田の園	盛岡市
	夢つむぎ城南	盛岡市
	奥中山学園	一戸町
	あすなろ園 地域生活支援センター「ヤッホー」	盛岡市
	地域生活支援センター 松の実	八幡平市
	障害者支援施設 つつじ	一戸町
	里・つむぎ 八幡平	八幡平市

5

障害者総合支援法の対象疾病一覧

令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（369疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	51	下垂体前葉機能低下症	101	原発性胆汁性胆管炎
2	アイザックス症候群	52	家族性地中海熱	102	原発性免疫不全症候群
3	IgA腎症	53	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	103	顕微鏡的大腸炎
4	IgG4関連疾患	54	家族性良性慢性天疱瘡	104	顕微鏡的多発血管炎
5	亜急性硬化性全脳炎	55	カナバン病	105	高IgD症候群
6	アジソン病	56	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	106	好酸球性消化管疾患
7	アッシャー症候群	57	歌舞伎症候群	107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
8	アトピー性脊髄炎	58	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	108	好酸球性副鼻腔炎
9	アペール症候群	59	カルニチン回路異常症	109	抗糸球体基底膜腎炎
10	アミロイドーシス	60	加齢黄斑変性	110	後縦靭帯骨化症
11	アラジール症候群	61	肝型糖原病	111	甲状腺ホルモン不応症
12	アルポート症候群	62	間質性膀胱炎(ハンナ型)	112	拘束型心筋症
13	アレキサnder病	63	環状20番染色体症候群	113	高チロシン血症1型
14	アンジェルマン症候群	64	関節リウマチ	114	高チロシン血症2型
15	アントレー・ビクスラー症候群	65	完全大血管転位症	115	高チロシン血症3型
16	イソ吉草酸血症	66	眼皮膚白皮症	116	後天性赤芽球癆
17	一次性ネフローゼ症候群	67	偽性副甲状腺機能低下症	117	広範脊柱管狭窄症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	68	ギャロウェイ・モフト症候群	118	膠様滴状角膜ジストロフィー
19	1p36欠失症候群	69	急性壊死性脳症	119	抗リン脂質抗体症候群
20	遺伝性自己炎症疾患	70	急性網膜壊死	120	コケイン症候群
21	遺伝性ジストニア	71	球脊髄性筋萎縮症	121	コステロ症候群
22	遺伝性周期性四肢麻痺	72	急速進行性糸球体腎炎	122	骨形成不全症
23	遺伝性膵炎	73	強直性脊椎炎	123	骨髄異形成症候群
24	遺伝性鉄芽球性貧血	74	巨細胞性動脈炎	124	骨髄線維症
25	ウィーバー症候群	75	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	125	ゴナドトロピン分泌亢進症
26	ウィリアムズ症候群	76	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	126	5p欠失症候群
27	ウィルソン病	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	127	コフィン・シリズ症候群
28	ウエスト症候群	78	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	128	コフィン・ローリー症候群
29	ウェルナー症候群	79	筋萎縮性側索硬化症	129	混合性結合組織病
30	ウォルフラム症候群	80	筋型糖原病	130	鯉耳腎症候群
31	ウルリッヒ病	81	筋ジストロフィー	131	再生不良性貧血
32	HTRA1関連脳小血管病	82	クッシング病	132	サイトメガロウイルス角膜炎
33	HTLV-1関連脊髄症	83	クリオピリン関連周期熱症候群	133	再発性多発軟骨炎
34	ATR-X症候群	84	クリッパル・トレノネー・ウェーバー症候群	134	左心低形成症候群
35	ADH分泌異常症	85	クルーゾン症候群	135	サルコイドーシス
36	エーラス・ダンロス症候群	86	グルコーストランスポーター1欠損症	136	三尖弁閉鎖症
37	エプスタイン症候群	87	グルタル酸血症1型	137	三頭酵素欠損症
38	エプスタイン病	88	グルタル酸血症2型	138	CFC症候群
39	エマヌエル症候群	89	クドウ・深瀬症候群	139	シェーグレン症候群
40	MECP2重複症候群	90	クローン病	140	色素性乾皮症
41	遠位型ミオパチー	91	クロンカイト・カナダ症候群	141	自己貪食空胞性ミオパチー
42	円錐角膜	92	痙攣重積型(二相性)急性脳症	142	自己免疫性肝炎
43	黄色靭帯骨化症	93	結節性硬化症	143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
44	黄斑ジストロフィー	94	結節性多発動脈炎	144	自己免疫性溶血性貧血
45	大田原症候群	95	血栓性血小板減少性紫斑病	145	四肢形成不全
46	オクシピタル・ホーン症候群	96	限局性皮質異形成	146	シトステロール血症
47	オスラー病	97	原発性局所多汗症	147	シトリン欠損症
48	カーニー複合	98	原発性硬化性胆管炎	148	紫斑病性腎炎
49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	99	原発性高脂血症	149	脂肪萎縮症
50	潰瘍性大腸炎	100	原発性側索硬化症	150	若年性特異性関節炎

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
151	若年性肺炎腫	201	先天性副腎皮質酵素欠損症	251	ドラベ症候群
152	シャルコー・マリー・トゥース病	202	先天性ミオパチー	252	中條・西村症候群
153	重症筋無力症	203	先天性無痛無汗症	253	那須・ハコラ病
154	修正大血管転位症	204	先天性葉酸吸収不全	254	軟骨無形成症
155	ジュベール症候群関連疾患	205	前頭側頭葉変性症	255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
156	シュワルツ・ヤンバル症候群	206	線毛機能不全症候群（カルタグナー症候群を含む。）	256	22q11.2欠失症候群
157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	207	早期ミオクロニー脳症	257	乳幼児肝巨大血管腫
158	神経細胞移動異常症	208	総動脈幹遺残症	258	尿素サイクル異常症
159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	209	総排泄腔遺残	259	ヌーナン症候群
160	神経線維腫症	210	総排泄腔外反症	260	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
161	神経有棘赤血球症	211	ソトス症候群	261	ネフロン癆
162	進行性核上性麻痺	212	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	262	脳クレアチン欠乏症候群
163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	213	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	263	脳髄黄色腫症
164	進行性骨化性線維異形成症	214	大脳皮質基底核変性症	264	脳内鉄沈着神経変性症（※）
165	進行性多巣性白質脳症	215	大理石骨病	265	脳表ヘモジデリン沈着症
166	進行性白質脳症	216	ダウン症候群	266	膿疱性乾癬
167	進行性ミオクローヌステんかん	217	高安動脈炎	267	嚢胞性線維症
168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	218	多系統萎縮症	268	パーキンソン病
169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	219	タナトフォリック骨異形成症	269	バージャー病
170	スタージ・ウェーバー症候群	220	多発血管炎性肉芽腫症	270	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
171	ステイーヴンス・ジョンソン症候群	221	多発性硬化症／視神経脊髄炎	271	肺動脈性肺高血圧症
172	スミス・マギニス症候群	222	多発性軟骨性外骨腫症	272	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
173	スモン	223	多発性嚢胞腎	273	肺胞低換気症候群
174	脆弱X症候群	224	多脾症候群	274	ハッチンソン・ギルフォード症候群
175	脆弱X症候群関連疾患	225	タンジール病	275	バッド・キアリ症候群
176	成人発症スチル病	226	単心室症	276	ハンチントン病
177	成長ホルモン分泌亢進症	227	弾性線維性仮性黄色腫	277	汎発性特発性骨増殖症
178	脊髄空洞症	228	短腸症候群	278	PCDH19関連症候群
179	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	229	胆道閉鎖症	279	非ケトーシス型高グリシン血症
180	脊髄髄膜瘤	230	遅発性内リンパ水腫	280	肥厚性皮膚骨膜炎
181	脊髄性筋萎縮症	231	チャージ症候群	281	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
182	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	232	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	282	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
183	前眼部形成異常	233	中毒性表皮壊死症	283	肥大型心筋症
184	全身性エリテマトーデス	234	腸管神経節細胞僅少症	284	左肺動脈右肺動脈起始症
185	全身性強皮症	235	TRPV4異常症	285	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
186	先天異常症候群	236	TSH分泌亢進症	286	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
187	先天性横隔膜ヘルニア	237	TNF受容体関連周期性症候群	287	ピツカースタッフ脳幹脳炎
188	先天性核上性球麻痺	238	低ホスファターゼ症	288	非典型溶血性尿毒症症候群
189	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	239	天疱瘡	289	非特異性多発性小腸潰瘍症
190	先天性魚鱗癬	240	特発性拡張型心筋症	290	皮膚筋炎／多発性筋炎
191	先天性筋無力症候群	241	特発性間質性肺炎	291	びまん性汎細気管支炎
192	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	242	特発性基底核石灰化症	292	肥満低換気症候群
193	先天性三尖弁狭窄症	243	特発性血小板減少性紫斑病	293	表皮水疱症
194	先天性腎性尿崩症	244	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	294	ヒルシユスブルグ病（全結腸型又は小腸型）
195	先天性赤血球形成異常性貧血	245	特発性後天性全身性無汗症	295	VATER症候群
196	先天性僧帽弁狭窄症	246	特発性大腿骨頭壊死症	296	ファイファー症候群
197	先天性大脳白質形成不全症	247	特発性多中心性キャッスルマン病	297	ファロー四徴症
198	先天性肺静脈狭窄症	248	特発性門脈圧亢進症	298	ファンコニ貧血
199	先天性風疹症候群	249	特発性両側性感音難聴	299	封入体筋炎
200	先天性副腎低形成症	250	突発性難聴	300	フェニルケトン尿症

（※）旧対象疾病番号159（神経フェリチン症）は対象疾病番号264（脳内鉄沈着神経変性症）に統合

番号	疾病名	番号	疾病名
301	フォンタン術後症候群	351	4p欠失症候群
302	複合カルボキシラーゼ欠損症	352	ライソゾーム病
303	副甲状腺機能低下症	353	ラスマッセン脳炎
304	副腎白質ジストロフィー	354	ランゲルハンス細胞組織球症
305	副腎皮質刺激ホルモン不応症	355	ランドウ・クレフナー症候群
306	ブラウ症候群	356	リジン尿性蛋白不耐症
307	ブラダー・ウィリ症候群	357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
308	プリオン病	358	両大血管右室起始症
309	プロピオン酸血症	359	リンパ管腫症/ゴーハム病
310	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	360	リンパ脈管腫症
311	閉塞性細気管支炎	361	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
312	β -ケトチオラーゼ欠損症	362	ルビンシュタイン・ティビ症候群
313	パーチエット病	363	レーベル遺伝性視神経症
314	バスレムミオパチー	364	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
315	ヘパリン起因性血小板減少症	365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
316	ハモクロマトーシス	366	レット症候群
317	ペリー病	367	レノックス・ガストー症候群
318	バルーシド角膜辺縁変性症	368	ロスムンド・トムソン症候群
319	バルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	369	肋骨異常を伴う先天性側弯症
320	片側巨脳症		
321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群		
322	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症		
323	発作性夜間ヘモグロビン尿症		
324	ホモシスチン尿症		
325	ポルフィリン症		
326	マリネスコ・シェーグレン症候群		
327	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群		
328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー		
329	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		
330	慢性再発性多発性骨髄炎		
331	慢性膵炎		
332	慢性特発性偽性腸閉塞症		
333	ミオクロニー欠神てんかん		
334	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		
335	ミトコンドリア病		
336	無虹彩症		
337	無脾症候群		
338	無 β リポタンパク血症		
339	メープルシロップ尿症		
340	メチルグルタコン酸尿症		
341	メチルマロン酸血症		
342	メビウス症候群		
343	メンケス病		
344	網膜色素変性症		
345	もやもや病		
346	モワット・ウイルソン症候群		
347	薬剤性過敏症症候群		
348	ヤング・シンプソン症候群		
349	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴		
350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん		

第4次障がい者福祉計画

(計画期間：令和6年度～令和11年度)

発行 岩手町 令和6年3月
編集 岩手町健康福祉課
岩手県岩手郡岩手町大字五日市 10-44
電話 0195-62-2111 (代)
FAX 0195-62-1319
<https://town.iwate.iwate.jp>